

大蔵委員会議録 第二十一十五号

昭和二十五年三月四日(土曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 川野

理事長 岩村

理事長 北澤

理事長 島村

理事長 田川

理事長 理事長

理事長 岩田

評価法案、相繼稅法案及び所得稅法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案の三稅法案、あわせて九法律案を一括して議題としたままで、政府の提案理由の説明を聽取いたします。

水田政務次官。

米国対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び國有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案

米国対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び國有林野事業特別会計に対する出資

日本国有鉄道が前項の規定による援助資金の交付を受けたときは、その交付を受けた金額に相当する金額について、日本国有鉄道

第二條 政府は、援助資金を日本国に使用するために、昭和二十五年四月一日から施行する。

第二條 造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(事業の範囲)

第一條 この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

(附則)

2 日本国に於ける電氣通信事業における電信電話等の建設改良費の財源並びに国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費の財源に使用するため、昭和二十五年度において、

米国対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電氣通信事業特別会計に對する繰入金並びに予算に定める金額の範囲内で必要な金額を繰り入れることがで

きる。

(第三條) この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(第四條) この会計においては、造幣

第三條 この会計においては、造幣

第二章 総則(第一條~第九條)

第一章 資本及び資産(第十條~第十七條)

第五章 資金計画(第二十五條)

第六章 予算(第二十六條~第三十二條)

第七章 収入及び支出(第二十九條)

第八章 決算(第二十條~第三十

五條)

第九章 雜則(第三十六條~第三十八條)

附則

第一章 総則

第二條 政府は、援助資金を日本国に使用するために、昭和二十五年四月一日から施行する。

第二條 造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(事業の範囲)

第一條 この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

(附則)

2 日本国に於ける電氣通信事業における電信電話等の建設改良費の財源並びに国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費の財源に使用するため、昭和二十五年度において、

米国対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電氣通信事業特別会計に對する繰入金並びに予算に定める金額の範囲内で必要な金額を繰り入れることがで

きる。

(第三條) この会計は、大蔵大臣が、

法令の定めるところに従い、管理する。

(第四條) この会計においては、造幣

第三條 この会計においては、造幣

第二章 総則(第一條~第九條)

第一章 資本及び資産(第十條~第十七條)

第五章 資金計画(第二十五條)

第六章 予算(第二十六條~第三十二條)

第七章 収入及び支出(第二十九條)

第八章 決算(第二十條~第三十

五條)

第九章 雜則(第三十六條~第三十八條)

附則

第一章 総則

第二條 政府は、援助資金を日本国に使用するために、昭和二十五年四月一日から施行する。

第二條 造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(事業の範囲)

第一條 この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

(附則)

2 日本国に於ける電氣通信事業における電信電話等の建設改良費の財源並びに国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費の財源に使用するため、昭和二十五年度において、

米国対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電氣通信事業特別会計に對する繰入金並びに予算に定める金額の範囲内で必要な金額を繰り入れることがで

きる。

(第三條) この会計は、大蔵大臣が、

法令の定めるところに従い、管理する。

(第四條) この会計においては、造幣

第三條 この会計においては、造幣

第二章 総則(第一條~第九條)

第一章 資本及び資産(第十條~第十七條)

第五章 資金計画(第二十五條)

第六章 予算(第二十六條~第三十二條)

第七章 収入及び支出(第二十九條)

第八章 決算(第二十條~第三十

五條)

第九章 雜則(第三十六條~第三十八條)

附則

第一章 総則

第二條 政府は、援助資金を日本国に使用するために、昭和二十五年四月一日から施行する。

第二條 造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(事業の範囲)

第一條 この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

(附則)

(事業の範囲)

第一條 この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

(附則)

2 日本国に於ける電氣通信事業における電信電話等の建設改良費の財源並びに国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費の財源に使用するため、昭和二十五年度において、

米国対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電氣通信事業特別会計に對する繰入金並びに予算に定める金額の範囲内で必要な金額を繰り入れることがで

きる。

(第三條) この会計は、大蔵大臣が、

法令の定めるところに従い、管理する。

(第四條) この会計においては、造幣

第三條 この会計においては、造幣

第二章 総則(第一條~第九條)

第一章 資本及び資産(第十條~第十七條)

第五章 資金計画(第二十五條)

第六章 予算(第二十六條~第三十二條)

第七章 収入及び支出(第二十九條)

第八章 決算(第二十條~第三十

五條)

第九章 雜則(第三十六條~第三十八條)

附則

第一章 総則

第二條 政府は、援助資金を日本国に使用するために、昭和二十五年四月一日から施行する。

第二條 造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(事業の範囲)

第一條 この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

(附則)

3 資本勘定は、資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

4 損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

(計理の方法)

第五條 この会計の計理は、現金の収納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基いて行う。

2 前項の財産の増減及び異動の事がいつ発生したが及びその事実がいづれの会計年度に属するかについての計理の基準は、政令で定める。

(原価計算)

第六條 この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣局の事業に関し必要な原価計算を行つものとする。

(一般会計からの繰入)

第七條 政府は、補助貨幣(貨幣法(明治三十年法律第十六号)第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第一條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。)の製造のため、この会計の固定資産の拡張及び改良に充てるに必要な金額並びに補助貨幣の製造に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定により、固定資産の拡張及び改良に充てるため一般会計からこの会計に繰り入れた金額は、この会計の固有資本の増加に

充てるものとする。

(引換貨幣又は回収貨幣の帰属)

又は回収した補助貨幣は、この会計の資産に帰属するものとする。

(回収準備資金への編入)

第九條 この会計において、製造済の補助貨幣で政府の発行に係るものとの価額に相当する金額は、第十條第一項に規定する補助貨幣回収準備資金に編入しなければならない。

(第二章 資本及び資産)

(資本及びその整理区分)

第十條 この会計の資本は、回有資本、減価償却引当金及び借入資本の三種とする。

2 固有資本は、従前の造幣局特別会計からこの会計に引き継いだ固定資本及び据置運転資本の額並びに従前の造幣局特別会計の資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。)の価額に相当する金額の合計額とする。

3 減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却額の累積額(第十四條第三項の規定により繰り戻した額がとるときは、その金額を控除した額)に相当する金額とする。

4 借入資本は、この会計の負担に属する一時借入金、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

(資本及びその整理区分)

第十一條 この会計の資本は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、立木竹、工作物、未完成工事、機械及び標本並びに大蔵大臣の指定する器具及び特許権その他これに准ずる権利とする。

3 作業資産は、生産品、地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。)原材料、備品及び未成品その他これらに準ずる物品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金前拂金その他これらに准ずるものとする。

(作業資産の価額)

第十二條 固定資産の価額は、その取扱のため必要とした大蔵大臣の定めの直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、時価を勘案して定めるものとする。

(固定資産の価額)

第十三條 固定資産のうち、大蔵大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行ふものとする。

(減価償却)

第十四條 固定資産の全部又は一部が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その減失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じてその価額を減額し、又削除しなければならぬときは、大蔵大臣の定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行ふものとする。

(作業資産の価額等の振替)

第十五條 作業資産を事業の用に供したときは、その価額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費として計理するものとする。

(作業資産の取扱に要する諸費用)

第十六條 作業資産を事業の用に供したときは、その価額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費として計理するものとする。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十七條 作業資産の取扱に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十八條 补助貨幣の回収に充てる不適当である場合には、時価を勘案して定めるものとする。

(回収準備資金の設置)

第十九條 第二項の規定による運用

(回収準備資金の設置)

2 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならない。

3 前二項の規定により価額を消滅したときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

(第三章 补助貨幣回収準備資金)

(回収準備資金の設置)

第十八條 补助貨幣の回収に充てるため、この会計に補助貨幣回収準備資金(以下「回収準備資金」といふ。)を置き、従前の造幣局特別会計の資金に属していた現金、第九條の規定により編入する金額及び

備蓄金(以下「回収準備資金」といふ。)を置き、従前の造幣局特別会計の資金に属していた現金、第九

条の規定により編入する金額及び

第十九條第二項の規定による運用

3 前二項の規定にかかわらず、引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地

金の時価による。

(作業資産の価額等の振替)

第十六條 作業資産を事業の用に供したときは、その価額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費として計理するものとする。

(作業資産の取扱に要する諸費用)

第十七條 作業資産の取扱に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十八條 补助貨幣の回収に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十九條 补助貨幣の発行によつて

(回収準備資金の設置)

2 前項の規定により運用

3 しなくなつた割合に応じて、その価額を減額し、又は削除しなければならない。

4 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

5 しなくなつた割合に応じて、その価額を減額し、又は削除しなければならない。

6 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

7 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

8 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

9 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

10 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

11 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

12 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

13 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

14 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

15 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

16 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

17 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

18 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

19 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

20 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

21 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

22 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

23 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

24 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

25 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

26 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

27 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

28 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

29 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

30 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

31 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

32 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

33 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

34 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

35 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

36 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

37 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

38 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

39 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

40 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

41 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

42 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

43 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

44 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

45 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

46 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

47 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

48 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

49 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

50 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

51 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

52 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

53 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

54 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

55 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

56 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

57 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

58 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければ

ならない。

59 每会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低

生じたときは、当該利益金は、回

收準備資金の資産の価額が前條第

二項に規定する額に達するまで

は、同收準備資金に編入するもの

とし、超過した場合は、当該超過

額に相当する金額は、この会計の

歳入に繰り入れるものとする。

(回収準備資金の計理方法)

第二十條 回収準備資金の受拂は、

大蔵大臣の定めるところにより、

この会計の歳入歳出外として計理

するものとする。

(回収準備資金の経理の委任)

第二十一條 回収準備資金の経理

は、大蔵大臣が造幣局長官に命じて執行させる。但し、他の職員に

命じてその一部を執行させること

ができる。

(第四章 運転資金)

第二十二條 この会計において、支

拂上現金に不足があるときは、こ

の会計の負担において、一時借入

金をすることができる。

2

前項の規定による一時借入金の

限度額については、予算をもつ

て、国会の議決を経なければなら

ない。

3 第一項の規定による一時借入金

償還のことができないときは、

その償還することができない金額

を限り、一時借入金の借換をする

ことができる。

4 前項但書の規定により借換をし

た一時借入金は、その借換をした

ときから一年内に償還しなければ

ならない。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第二十三條 この会計において、前

條の規定により一時借入金をした

ときは、その償還金及び利子の支

拂に要する経費の支出に必要な金

額は、その支出をするときにお

いて国債整理基金特別会計に繰り

入れなければならない。但し、年

度内に償還する一時借入金の償還

金については、この限りでない。

(余裕金の運用)

第二十四條 この会計に余裕金があ

るときは、大蔵省預金部に預け入

れることができる。

(第五章 資金計画)

(資金計画等)

第二十五條 この会計においては、

同收準備資金の増減異動を円滑

にし、運転資金の資金繰りを円滑

にするため、大蔵大臣の定めると

ころにより、資金計画をたて、且

つ、その実績を明らかにしなけれ

ばならない。

(第六章 予算)

(歳入歳出定計算書等の作製)

第二十六條 大蔵大臣は、毎会計年

度、この会計の歳入歳出予定計算

書及び国庫債務負担行為要求書を

作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第二十七條 この会計の歳入歳出予

算は、歳入の性質及び歳出の目的

に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十八條 内閣は、毎会計年度、

この会計の予算を作成し、一般会

計の予算とともに、国会に提出し

なければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添

附しなければならない。

一 質入歳出予定計算書及び国庫

債務負担行為要求書

二 前前年度の財産目録、貸借対

照表、損益計算書及び第二十五

條の規定による実績表

三 前年度及び当該年度の予定貸

借対照表、予定損益計算書及び

第二十五條の規定による計画表

四 国庫債務負担行為で翌年度以

降にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の

見込、当該年度以降の支出予定

額並びに該会計年度にわたる事

業に伴うものについては、その

全体の計画その他事業等の進行

状況等に関する調書

(第七章 収入及び支出)

(収入及び支出の委任)

第二十九條 この会計の歳入歳出予

算及び国庫債務負担行為は、財政

法(昭和二十一年法律第三十四号)

第三十一條第一項の規定により配

賦のあつた後、予備費を除き、大

蔵大臣が造幣局長官に命じて執行

させる。但し、他の職員に命じて

その一部を執行させることができ

る。

(第八章 決算)

(財務諸表の作製)

第三十條 大蔵大臣は、毎会計年

度、この会計の財産目録、貸借対

照表、損益計算書、資産額増減

表及び資本増減表を作製しなけれ

ばならない。

3 前項の規定により当該年度に納

付したかった金額は、翌年度以降

において、大蔵大臣の定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

(利益の資本金への増加)

第三十一條 この会計において、毎

会計年度の決算上利益を生じたと

きは、その利益のうち当該年度末

における固定資産及び作業資産の

価額(第七條第一項の規定により

増加した固定資産の価額及び第二

十二條第三項の規定による一時借

入金の借換額に相当する資産の価

額並びに当該年度末における引換

貨幣及び回収貨幣の残高に相当す

る価額及び未発行貨幣の価額を除

く。)から前年度末における当該

資産の価額を控除した金額に相当

する金額をこの会計の固有資本の

増加に充てることができる。

(利益の一般会計への納付)

第三十二條 この会計において、毎

会計年度の決算上の利益の額か

ら、前條の規定によりこの会計の

会計年度の決算上の利益の額か

ら、前條の規定によりこの会計の

会計年度の決算上の利益の額か

ら、前條の規定によりこの会計の

会計年度の決算上の利益の額か

ら、前條の規定によりこの会計の

会計年度の決算上の利益の額か

(損失の処理)

第三十三條 この会計において、毎

会計年度における決算上損失を生

じたときは、損失の繰越として整

理するものとする。

(歳入歳出決算計算書の作製)

第三十四條 大蔵大臣は、毎会計年

度、歳入歳出予定計算書と同一の

区分によるこの会計の歳入歳出決

算書及びこの会計の債務に関

する計算書を作製しなければなら

ない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十五條 内閣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出決算を作成

し、一般会計の歳入歳出決算と

ともに、これを国会に提出しなけれ

ばならない。

(第九章 雜則)

(支出未済の繰越)

三 憲法に関する計算書

(第三十六條 この会計において、支

度の出納の完結までに支出済とな

らなかつたものに係る歳出予等

は、翌年度に繰り越して使用する

ことができる。

2 前項の規定による繰越について

は、財政法第四十三條の規定は、

適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定によ

り繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一条第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

4 前項の規定により資金に編入することを要しない金額については、昭和二十六年度までに、この会計がら回収準備資金に編入しなければならない。

5 この法律施行の際從前の造幣局特別会計に属する資産及び資本並

第十二條第一項中「公認会計士の事務所」の下に「、その組織する団体」を加え、同項中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第二項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第十三條第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改め

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。

第三十三條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に、同條第二項中「当該職員」を「事務局の職員」に改める。

第三十四條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 公認会計士管理委員会

(設置)

十七條 大藏大臣は、この会計
令に定めるもの以外、造幣局の
業の能率的な運営と予算の適正
執行を図るため、経理規程を定

及び回収貨幣は、この会計に帰属するものとする。

第十五條第一項中「大藏省」を「公認会計士監督委員会」に改める。
第十六條中「大藏省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改め、第二章中同條の次に次の二條を加える。
(外国で資格を有する者の特例)
第十六條の二 外国において公認会

第十七條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。
第十八條中「大蔵省」を「公認会計士管理委員会」に改める。
第十九條第一項及び第三項並びに
第二十一條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。
第二十二條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

(説明)
第三十五条 公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二号）第三条第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、公認会計士管理委員会を設置する。
(所掌事務)
第三十六条 公認会計士管理委員会は、左に掲げる事務をつかさど

第三十九條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

律案
公認会計士法の一部を改正する
法律
公認会計士法（昭和二十三年法律
第二百三号）の一部を次のように改正す
る。
目次中「公認会計士審査会」を「八

第十六條の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、且つ、会計に関する日本国の法令について相当の知識を有する者は、公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会に備える外国公認会計士名簿に登録を受けて、第二條に規定する業務を行ふこと

第二十一条の規定に依る。
第二十二条中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。
第二十三条を次のように改める。
第二十三条削除
第三十条中「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」を「公認会計士管理委員会は、」に改める。
第三十一條中「この法律に基く大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

(所掌事務)
第三十六條 公認会計士管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。
一 公認会計士試験の管理に関する事務。
二 公認会計士及び会計士補の登録に関する事務。
三 公認会計士及び会計士補の監督及び戒戒に関する事務。

旧特別会計法第六條の規定によ
り、従前の造幣局特別会計の昭和
二十四年度の決算における作業上

驗」の下に「又は司法試験第一次試験」を加え、同條第四号中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

2 公認会計士管理委員会は、前項の資格の承認をする場合には、試験又は選考をすることができる。
3 第一項の登録を受けた者（以下に該当する者については、この限りでない。）

査会の議決を経て、「公認会計士管理委員会」は、「監理委員会」に改める。

第三百三十七條 公認会計士管理委員会
五　公認会計士の業務に関すること。
六　財務書類の監査又は証明に
関する制度を調査し、及び企画
すること。

に大蔵大臣がこの会計の昭和二十一年度の資金計画を勘案して定める金額との合計額に相当する金額は、旧特別会計法第六條の規定にかかわらず、資金に編入することを要しない。

〔期間〕の下に「又は財務書類の監査、説明、検査若しくは調整に關する実務で公認会計士管理委員会規則で定めるものに從事した期間」を記す。
え。

の各号の一に該当する場合には、
公認会計士管理委員会は、同項の
登録を抹消しなければならない。
一 第二十一條各号の一に該當す
るとき。

四

は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならぬ。

一 第三次試験の要件たる実務の種類を定め、実務補習を行う機關を認定し、実務補習について必要な事項を定めること。

二 公認会計士試験の細目を定めること。

三 公認会計士名簿及び会計士補名簿を管理し、公認会計士及び会計士補の登録をすること。

四 公認会計士及び会計士補の登録の細目を定めること。

五 公認会計士及び会計士補に対して懲戒を行うこと。

六 公認会計士及び会計士補の懲戒事件について、一般的の報告を受けし、必要な調査を行うこと。

七 必要と認める場合に、公認会計士及び会計士補に対する業務について、報告を受理し、必要な調査を行うこと。

八 必要と認める場合に、公認会計士若しくは会計士補の組織する団体又はその連合体に対して、その行う事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

九 外国公認会計士について、資格を承認し、登録し、懲戒を行ふこと。

十 公認会計士の業務に関連し、財務書類の監査又は証明に関する制度について、必要な調整を行うこと。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

こと。

十二 前各号に掲げるものの外、

法律（これに基く命令を含む。）に基き、公認会計士管理委員会に属させられた権限。

（組織）

第三十九條 委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年齢三十歳以上以上の者で、公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

第四十条 大蔵大臣は、左の各号の一に該当する者を、委員に任命してはならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者

二 公認会計士の登録の抹消の处分を受けた者

三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停止の处分を受けた者

四 公認会計士の登録の抹消の前後の残任期間とする。

五 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

六 委員は、再任されることができる。

七 委員は、非常勤とする。

八 委員は、監査の罷免

九 委員は、再任されなければならない。

十 委員は、監査の罷免

十一 委員は、監査の罷免

十二 委員は、監査の罷免

十三 委員は、監査の罷免

十四 委員は、監査の罷免

十五 委員は、監査の罷免

十六 委員は、監査の罷免

十七 委員は、監査の罷免

十八 委員は、監査の罷免

十九 合

二 第三十九條第二項各号の一に該当する場合

三 公認会計士管理委員会により、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと決定された場合

四 公認会計士管理委員会により、職務上の義務に違反したと決定された場合

（委員長）

第五十二条 委員長は、委員の互選に基き、大蔵大臣が命ずる。

二 委員長は、公認会計士管理委員会の会務を総理し、公認会計士管理委員会を代表する。

三 公認会計士管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

四 公認会計士管理委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事務に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

五 第五十三条中「第四十九條」を「第四十七条」に改める。

六 第五十四条中「公認会計士」を、「第十七条」の下に「又は外国公認会計士」を、「第十七条」の下に「又は第十六條の二第一項」を加える。

七 第五十五条中「第二項の規定」の下に「第十六條の二第四項において準用する場合を含む。」を加える。

八 第五十六条中但書を削る。

九 第五十七条第一項から第三項までの中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第五項中「五百円」を「千円」に改め、同條第七項及び第八項を削る。

十 第五十九條第一項中「又は監査士、計理士その他」と「又は同條第二項中「又は監査士補、計理士補その他」との各号の一に該当する場合には、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、本人を使用すること」の下に「又は外国公認会計士又は同條第三項中「使用すること」に改め、同條第三項中「使

用すること」の下に「又は監査士、計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十六年三月三十一日までに、公認会計士管理委員会規則の定めるところによ

は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公認会計士管理委員会規則を制定することができる。

（公認会計士の業務上調製した書類）

第四十九條 公認会計士が他人の求めに応じて監査又は証明を行うに

際して調製した資料その他の書類は、特約のある場合を除く外、公認会計士の所有に属するものとする。

（公認会計士管理委員会規則は、官報をもつて公布する。）

（事務局）

第四十五条 公認会計士管理委員会に公認会計士管理委員会事務局を置く。

（職員）

第四十六条 公認会計士管理委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事務に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

七 第五十二条中「第二十七條」の下に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、「第十六條の二第四項において準用する場合を含む。」を加える。

八 第五十三条中「第四十九條」を「第四十七条」に改める。

九 第五十四条中「公認会計士」を、「第十七条」の下に「又は第十六條の二第一項」を加える。

十 第五十五条中「第二項の規定」の下に「第十六條の二第四項において準用する場合を含む。」を加える。

十一 第五十六条中但書を削る。

十二 第五十七条第一項から第三項までの「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第五項中「五百円」を「千円」に改め、同條第七項及び第八項を削る。

十三 第五十九條第一項中「又は監査士、計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十六年三月三十一日までに、公認会計士管理委員会規則の定めるところによ

り、公認会計士管理委員会に備え
る計理士名簿に登録を受けたとき
は、計理士の名称を用いて、旧計
理士法第一條に規定する業務を營
むことができる。

2 計理士法廃止の際計理士である
者で昭和二十六年三月三十日に
おいて公認会計士管理委員会規則
に定める業務に従事する者は、前
項の規定にかかわらず、その業務
を離れた日から一月以内に同項の
規定に準じて登録を受けたとき
は、計理士の名称を用いて、旧計
理士法第一條に規定する業務を營
むことができる。

3 第十七條第二項及び第三項、第
十九條から第三十四條まで並びに
第四十九條の規定は、前二項の規
定により旧計理士法第一條に規定
する業務を營む者（以下「計理士」
といふ。）に準用する。この場合
において、第二十一條第三号中
「第四條」とあるのは、「旧計理士
法第四條」と読み替えるものとす
る。

4 前項において準用する第二十七
條の規定に違反した者は、一年以
下の懲役又は五千円以下の罰金に
処する。

5 前項の罪は、告訴を待つて論ず
る。

6 計理士法廃止の際計理士である
者が、第一項又は第二項の登録を
受けないで、計理士の名称を用い
て、旧計理士法第一條に規定する業
務を行ったときは、一万円以下の
過料に処する。

7 左の各号の一に該当する者は、
千円以下の過料に処する。

一 第三項において準用する第三
十三條第一項第一号又は第二項
の規定による事件関係人又は參
考人に對する処分に違反して出
頭せず、陳述せず、虚偽の陳述を
し、報告をせず、又は虚偽の報
告をした者

二 第三項において準用する第三
十三條第一項第二号又は第二項
の規定による鑑定人に対する処
分に違反して、出頭せず、鑑定
をせず、又は虚偽の鑑定をした
者

三 第三項において準用する第三
十三條第一項第三号又は第二項
の規定による物件の所持者に對
する処分に違反して物件を提出
しない者

第六十四條中「前條の規定によ
り、計理士法第一條に規定する業務
を營む者」を「計理士」に改め、「第
五條第二項、第七條、第八條、第九
條第一項、第十條第一項及び第十一
條」を削り、同條後段を次のように
改める。

この場合において、同條中「主
務大臣」とあるのは、「公認会計士
管理委員会」と読み替えるものと
する。

第六十四條の次に次の二條を加え
る。

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 計理士法廃止の際計理士であつ
た者は、公認会計士法（以下「法」
といふ。）第六十三條第一項又は
第二項の改正規定にかかるまでは、
この法律施行後一年間に限り、同
條第一項又は第二項の登録を受け
ないで、旧計理士法第一條に規定
する義務を營むことができる。

3 特別公認会計士試験の管理に
關すること。

4 第六十四條の二 公認会計士管理委
員会は、第三十六條に掲げるもの
の外、左に掲げる事務をつかさど
る。

5 第六十四條の二 公認会計士試験の管
理に關すること。

二 計理士の登録及び監督に関する
こと。

第六十四條の三 公認会計士管理委
員会は、第三十七條に掲げるもの
の外、左に掲げる権限を有する。

一 特別公認会計士試験の時期、
場所、試験科目、試験の方法そ
の他その細目を定めること。

二 計理士名簿を管理し、計理士
の登録をすること。

三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五 計理士の懲戒事件について、
一般的報告を受理し、必要な調
査を行うこと。

六 必要と認める場合に、計理士
の組織する団体又はその連合体
に對して、その行う事業につい
て、報告を求め、勸告を行うこ
と。

七 必要と認める場合に、計理士
の組織する団体又はその連合体
に對して、その行う事業につい
て、報告を求め、勸告を行うこ
と。

八 計理士の登録の細目を定める
こと。

九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十 計理士の登録の細目を定める
こと。

十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

二十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

三十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

四十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

五十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

六十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

七十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

八十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

九十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百二十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百三十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百四十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百五十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百六十九 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十一 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十二 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十三 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十四 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十五 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十六 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十七 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

一百七十八 計理士に對して懲戒を行うこ
と。

<p

予算に限り、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、当該年度の予算に添附して国会に提出した予定経費要求書又は歳入歳出予定計算書に掲げた目を整理統合して定めた目の区分により配賦することが

附則

- 2 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年度の予算から適用する。
郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第二百九号）の一部を次のよう改正する。

(歳入及び歳出

第三條 この会計においては、援助

- 物資の売捌代金、援助役務の代價としての収入金、一般会計からの繰入金及び附属施設収入をもつてそ
の歳入とし、米国付日援効見返資
れはならぬ。
2 前項の予算には、第四條に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならぬ。

3 前項の規定による繰替金は、当
金に余裕があるときは、大蔵省預
金部に預け入れることができる。
この会計において事務取扱費を
支弁するため必要があるときは、
国庫余裕金を繰り替え使用する」
とができる。

3 貿易特別会計援助物資勘定における資産及び負債は、この会計に帰属するものとする。

- して昭和二十四年度の支拂義務等の
た剩余金は、米国対日援助物資等
処理特別会計の昭和二十五年度の
歳入に繰り入れるものとする。

貿易特別会計援助物資勘定にお
いて昭和二十四年度中に支拂義務
の生じた歳出金で、この法律施行
前に支出済とならなかつたものに
係る歳出予算は、米国対日援助物
資等処理特別会計に繰り越して使
用することができる。

第十一條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならないかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

は、財政法（昭和二十二年法律第

- 三十四号) 第四十三條の規定は、

適用しない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による課税をした場合は、大蔵大臣

- 臣及び余計検査院に通知しなければ

ばならない。

第一項の規定により繰越をしたるは、当該経費二つ、二は、付

- （四）被保険費は、（一）に規定する

東洋第三回第六章

支那の開拓者

- (実施規定)

第十二條 この法律の実施のための

手続その他その執行について必要

- な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月

- 一日から施行する。

2 この法律施行の際賃易特別会計

卷之三

第一類第六号
力黨委員會議錄第十五號

社（企業再建整備法に規定する
第二会社をいい、過度経済力集中
排除法の施行に伴う企業再建
整備法の特例等に関する法律
(昭和二十一年法律第二百八号)
第一條の規定による第二会社を
含む。以下同じ。)の当該出資又
は譲渡を受ける資産について
は、その出資又は譲渡を受ける
四 昭和二十五年一月一日後旧日
本占領地域に本店を有する会社
の本邦内にある財産の整理に関する
政令(昭和二十四年政令第
二百九十一号)に規定する決定
整理計画書の定めるところによ
り在外会社(同令に規定する在
外会社をいう。以下同じ。)から
は譲渡を受ける資産について
資産の出資又は譲渡を受ける新
会社(同令に規定する新会社を
いう。以下同じ。)の当該出資又
は譲渡を受ける資産について
は、その出資又は譲渡を受ける
五 昭和二十五年一月一日後農業
協同組合法の制定に伴う農業團
体の整理等に関する法律(昭和
二十二年法律第百三十三号)の
規定に基づき同法に規定する農業
團体から資産の譲渡を受ける農
業協同組合法の制定に伴う水產
團体の整理等に関する法律
(昭和二十三年法律第二百四十
三号)の規定に基づき同法に規定

する水産業團体から資産の譲渡
を受ける水産業協同組合の当該
譲渡を受ける資産については、
その譲渡を受ける日
七 昭和二十五年一月一日後中小
企業等協同組合法施行法(昭和
二十四年法律第百八十二号)の
規定に基づき同法に規定する旧組
合から資産の譲渡を受ける中
小企業等協同組合又は農業協同
組合若しくは農業協同組合連合
会の当該譲渡を受ける資産につ
いては、その譲渡を受ける日
八 農業設備管団法(昭和十六年
法律第九十二号)の規定に基き
昭和二十五年一月一日において
産業設備管団から借り受けている
資産で同日後産業設備管団か
ら譲渡を受けるものについて
は、その譲渡を受ける日
九 昭和二十五年一月一日において
工場、事業場等の管理に関する
件(昭和二十一年文部省令第
一号)第一條又は造船関係の工
場、事業場等の管理に関する件
(昭和二十一年運輸省令第三十
二号)第一條の規定により指定
されている施設(当該施設に附
隨する施設でその指定されてい
る施設の賠償による撤去に伴い
滅失、き損又は損壊することを
予想されるものを含む。以下
「賠償指定施設」という。)につい
ては、その指定の解除の日
十 前各号に掲げる資産に準ずる
資産で政令で定めるものについ
ては、政令で定める日

(所有者とみなす場合)
第四條 信託財産については、その
受益者がこれを有するものとみな
して、この法律を適用する。但し、
合規用信託(信託会社又は信託
業務を兼営する銀行が引き受けた
金銭信託で共同しない多數の委託
者の信託財産を共同して運用する
もの)をいう。以下同じ。)の信託財
産については、この限りでない。
2 前項の規定の適用については、
基準日において受益者が特定して
いないときは、委託者又はその相続
人を受益者とみなす。
3 前二項の場合において、受益者
が二人以上あるときは、これらの
受益者がそれぞれその受けるべき
利益の割合に応じて信託財
産を有するものとみなす。

4 持株会社整理委員会が有する財
産で持株会社整理委員会令(昭和
二十二年勅令第二百三十三号)の
規定により同令に規定する持株会社
又は指定期から譲り受けたものに
ついては、当該持株会社又は指定期
者がこれを有するものとみなさ
れて、この法律を適用する。
(適用除外)
第五條 この法律の規定は、左の各
号に掲げる法人には適用しない。
一 都道府県、市町村、特別市、
特別区、地方公共團体の組合及
び財産区
二 法令による公團
三 日本電力公社
四 日本国有鉄道
五 國民金融公庫

七 持株会社整理委員会、開拓機
械整理委員会及び船舶運営会
八 土地改良区及び同連合、普通
水利組合及び同連合、水害予防
組合及び同連合、北海道土功組
合、耕地整理組合及び同連合会
並びに土地地区整理組合
九 第二章 再評価資産の範囲及
び再評価の時期
(法人の資産の再評価)
第六條 基準日においてこの法律の
施行地に資産を有する法人は、當
該資産について再評価を行うこと
ができる。但し、左の各号に掲げ
る資産については、この限りでな
い。
一 現金及びこれに準ずるもの
二 預金、貯金、貸付金、營業金
その他債権(借地権たる債権
を除く。)
三 国債、地方債、社債その他の
有価証券(株式及び出資を除
く。)
四 商品、原材料、製品、半製
品、仕掛品、貯蔵品その他のた
な卸資産
五 株式及び出資(以下「株式」と
いう。)で証券取引法(昭和二十
三年法律第二十五号)に規定す
る証券業者の有するもの
六 法人が、基準日において有して
いた株式について、基準日から再
評価日までの間ににおいて当該株式
を発行している法人(以下「発行法
人」という。)の資本(出資金を含
む。以下同じ。)の増加若しくは減
少、解散若しくは合併に因り、發
行法人の第二会社若しくは新会社
に対する資産の出資に基づく割当に
因り、又は退社若しくは脱退に因
り、新たに発行法人又は第二会
社、新会社その他発行法人以外の
法人の株式を取得した場合におい
ては、その新たに取得した株式
は、前項の規定の適用について
は、その取得した法人が基準日に
合規用信託の信託財産について
は、その取得した法人が基準日に
おいて有していたものとみなす。
第七條 法人の有する資産で基準日
において帳簿価額のないものにつ
いては、前條第一項の規定にかか
わらず、再評価を行なうことができ
ない。但し、左の各号に掲げる資
産については、この限りでない。
(帳簿価額のない資産の再評価)
第八條 法人の有する資産で基準日
において帳簿価額のないものにつ
いては、前條第一項の規定にかか
わらず、再評価を行なうことができ
ない。但し、左の各号に掲げる資
産については、この限りでない。
一 当該資産の取得後基準日まで
に減価償却又は帳簿価額の減額
に因り帳簿価額がなくなつた資
産で、その償却額及び帳簿価額
の減少額の合計金額のうちに法
人税法の規定による所得の計算
上損金に算入されなかつた金額
があるもの。
二 当該資産の取得後基準日まで
に資産として財産目録又は貸借
対照表に記載されなかつた資産
で、その取得価額に相当する金
額が基準日を含む事業年度以前
の事業年度の法人税法の規定に
よる所得の計算上益金に算入さ
れたもの。

三 当該資産の取得後基準日まで

に資産として財産目録又は貸借対照表に記載されなかつた資産で、再評価日の直前においてその取得価額に相当する金額がその帳簿価額として財産目録又は貸借対照表に記載されたもの

四 賠償指定施設
五 前号に掲げる資産に準ずる資産で政令で定めるもの

(個人の減価償却資産の再評価)

第八條 基準日においてこの法律の施行地に減価償却資産を有する個人は、当該資産について再評価を行ひことができる。

2 基準日において個人がこの法律の施行地に有する減価償却資産のうち家屋について基準日以後に譲渡(出資を含む)。第二十九條を除き以下同じ)、贈與、相続又は遺贈があつた場合においては、当該家屋については前項の規定により再評価を行つたかどうかを問わず、基準日現在において、第二十六條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、前項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條第一項及び第二項に規定する再評価額の限度額に達しているときは、この限りでない。

(個人の減価償却資産以外の資産の再評価)

第九條 基準日において個人がこの法律の施行地に有する土地、立木、事業の用に供していない家屋、株式その他の資産(減価償却資産を除く。)について基準日以後に譲渡、贈與、相続又は遺贈があつ

た場合には、当該資産につ

いては、基準日現在において、第二十條第一項、第二十一條第二項、第二十三條又は第二十五條に規定する再評価額により再評価が行われたものとみなす。但し、第六條第一項各号に掲げる資産及び所得税法第六條第五号に規定する資産については、この限りでない。

2 個人が、基準日において有していた株式について、基準日以後発行法人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは般退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、当該個人が基準日において有していたものとみなす。

3 個人が、基準日において有していった株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

4 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

(非事業用資産を事業の用に供し

して、前項の規定により行つた再評価額が第十七條第一項及び第二項に規定する再評価額の限度額に達しているときは、この限りでない。

2 個人が、基準日において有していった株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

3 個人が、基準日において有していった株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

4 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

(非事業用資産を事業の用に供し

して、前項の規定により行つた再評価額が第十七條第一項及び第二項に規定する再評価額の限度額に達しているときは、この限りでない。

2 個人が、基準日において有していった株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

3 個人が、基準日において有していった株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

4 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

5 個人が、基準日において有していった株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

6 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

7 前号に掲げる資産以外の營業所又は事業所に係る營業上又は事業上の権利については、その登録をした機関の所在

は居所の所在

六 前号に掲げる資産以外の營業所又は事業所に係る營業上又は事業上の権利については、その登録をした機関の所在

は居所の所在

七 前号に掲げる資産以外の營業所又は事業所の所在

は居所の所在

(相続財産の少額の場合等の再評価の不適用)

2 前項の場合は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3 第八條第二項の規定は、個人が

基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない

家屋を同日後にその事業の用に供

は、その拂込金額)の合計額(数回にわたつて当該金額又は財産を取得した場合においては、その累計額)がその基準日において有して

いた株式についての第四十三條第一項に規定する財産税評価額又は取扱額をこえるときは、第一項の規定の適用については、その基準日において有していた株式については、その基準日以前に合併した法人又は解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは般退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その新たに取得した株式は、前項の規定の適用については、当該個人が基準日において有していたものとみなす。

但し、当該株式が昭和二十五年三月三十一日以前に解散した法人又は同日以前に合併に因り消滅した法人の発行していたものであるといて譲渡があつたものとみなす。但し、当該株式が昭和二十五年三月三十一日以後に譲渡されたものとみなす。

2 個人が、基準日において有して

いた株式について、基準日以後発行法人の資本の増加若しくは減少、解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは般退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

3 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

4 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

5 個人が、基準日において有して

いた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

6 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

7 前号に掲げる資産以外の營業所又は事業所の所在

は居所の所在

(相続財産の少額の場合等の再評価の不適用)

2 前項の場合は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3 第八條第二項の規定は、個人が

基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない

家屋を同日後にその事業の用に供

した場合において、当該家屋についてその事業の用に供した日以後に譲渡、贈與、相続又は遺贈があつたときについて準用する。

(資産の所在)

2 個人が、基準日において有して

いた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

3 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

4 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

5 個人が、基準日において有して

いた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

6 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

7 前号に掲げる資産以外の營業所又は事業所の所在

は居所の所在

(相続財産の少額の場合等の再評価の不適用)

2 前項の場合は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3 第八條第二項の規定は、個人が

基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない

家屋を同日後にその事業の用に供

した場合において、相続開始の時において

被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に準するもの(公租公課を含む。)の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき、又は一年間に同一人に対して贈與した財産の価額が三万円以下であるときは適用しない。

(事業用資産の再評価の時期)

2 個人が、基準日において有して

いた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

3 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

4 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

5 個人が、基準日において有して

いた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

6 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

7 前号に掲げる資産以外の營業所又は事業所の所在

は居所の所在

(相続財産の少額の場合等の再評価の不適用)

2 前項の場合は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3 第八條第二項の規定は、個人が

基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない

家屋を同日後にその事業の用に供

した場合において、相続開始の時において

被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に準するもの(公租公課を含む。)の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき、又は一年間に同一人に対して贈與した財産の価額が三万円以下であるときは適用しない。

(合併の場合における再評価)

2 個人が、基準日において有して

いた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

3 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

4 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

5 個人が、基準日において有して

いた株式(前項の規定により基準日において有していたものとみなす)についても同様に、当該株式について譲渡があつたものとみなす。

6 前項本文の場合において、そのこころの金額に相当する額の金銭及び金銭以外の財産を数回にわたり取得したときは、その取得のつど当該株式について譲渡があつたものとみなす。

7 前号に掲げる資産以外の營業所又は事業所の所在

は居所の所在

(相続財産の少額の場合等の再評価の不適用)

2 前項の場合は、当該資産をその事業の用に供した日以後は適用しない。

3 第八條第二項の規定は、個人が

基準日においてこの法律の施行地に有する事業の用に供していない

家屋を同日後にその事業の用に供

人（合併に因り設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ。）は、当該合併に因り取得した同項に規定する資産について、合併の日現在において再評価を行つた株式を含む。）について、再評価日以後発行法人の資本に掲げる資産で当該資産について、合併の日現在において再評価を行うことができる。第三條各号の基準日が昭和二十五年八月三十日後であるものを有していた法人が、その基準日から六ヶ月以内に合併に因り消滅した場合において、合併法人が合併に因り取扱した当該資産についても同様とする。

2 第六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（法人の再評価株式についての増資等の場合における再評価の特例）

第十五條 法人が、第六條第一項又は前條第一項により再評価を行つた株式（当該法人が合併法

人である場合においては、被合併法人がこれらの規定により再評価を行つた株式を含む。）について、再評価日以後発行法人の資本を増加若しくは減少へ解散若しくは合併に因り、発行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基づく割当に因り、又は退社若しくは撤退に因り、新たに発行法人又は第二会社、新会社その他の発行法人以外の法人の株式を取得した場合においては、その取得した法人がその新たに取得した株式について第二十四條に規定する再評価額により再評価を行つたものとみなす。（死亡の場合の再評価の承継）

第十六條 個人が昭和二十五年八月三十日前に死亡した場合において、当該個人が第八條第一項の規定による再評価を行つてないときは、当該個人の相続人は、當該資産について、その基準日現在において再評価を行つていいときは、当該個人の相続人は、

3 第十條第一項の場合において、当該個人が同項に規定する資産（家屋を除く。）をその事業の用に供した年の翌年一月三十一日までに死亡した場合において、当該個人が当該資産について第八條第一項の規定による再評価を行つていいときは、当該個人の相続人は、

4 前三項の場合において、相続人が二人以上あるときは、前三項の評価額による再評価は、共同して行わなければならぬ。

5 第一項から第三項までの規定により相続人が行つた再評価は、被相続人（包括の名義で贈与した者を含む。以下同じ。）が行つたものとみなす。

6 前五項の相続人には、相続人の相続人を含むものとする。

第三章 再評価の基準

（有形減価償却資産の再評価額）

2 法人の有する有形減価償却資産で当該法人がその製作又は改良の完成のために一年以上の期間を要したものについては、当該法人が当該資産を製作又は改良するため支出した時期ごとに左の算式により計算した金額の合計額をその取扱額とみなし、その製作又は改良の完成の時期をその取得の時期とみなして、前項の規定を適用する。但し、第三十條の規定の適用を妨げない。

2 個人の有するその他の事業用資産の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十七倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その財産税評価額を十五倍した金額とし、財産税調査時期前に取得したものについては、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額とす

る。（土地及び土地の上に存する権利の再評価額）

第二十條 事業の用に供する資産のうち減価償却資産、土地、土地の上に存する権利（地上権、永小作権、地役権及び借地権たる賃借権をいう。以下同じ。）及び株式以外のもの（以下「その他の事業用資産」という。）で法人の有するものの再評価額は、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額とし、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第三の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

（無形減価償却資産の再評価額）

第十九條 鉱業の用に供する有形減価償却資産（個人の有する家屋を除く。）及び鉱業権の再評価額は、当該資産の取得の時期から昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額（法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。）の累計額を当該資産から控除した金額に、その取得の時期に応じて定められた別表第二の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

第二十一條 法人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額をこえることができない。

2 個人の有する土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額を十五倍した金額とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その財産税評価額にその取得の時期に応じて定められた別表第五の倍数を乗じて算出した金額とする。

(法人の再評価日において有する株式の再評価額)

第二十一条 法人の有する株式の再評価額は、左の各号に定める金額をこえることができない。

但し、当該金額が再評価日における当該株式の価格(証券取引法に規定する証券取引所の相場がある株式については、再評価日前一月の平均価格)をこえる場合においては、当該価格をこえることができる。

一 財産税調査時期前に取得した株式(第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。)

二 財産税調査時期後に取得した株式(第三号から第八号までの規定に該当するものを除く。)

三 財産税調査時期後基準日前に未拂込株金の拂込をした株式については、左の算式により計算した金額

イ 当該株式が財産税調査時期前に取得したものであるときは、

第一号の金額 + (当該拂込金額 × 拂込期日に応する別表第四の倍数)

ロ 当該株式が財産税調査時期後に取得したものであるときは、

第一号の金額 + (当該拂込金額 × 拂込期日に応する別表第四の倍数)

四 財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の増加に因り、その有する株式(以下「旧株」といふ。)について想定して当該株式を引き受けた場合における旧株及びその引き受けた株式(以下「新株」といふ。)については、左の算式により計算した金額(一)の場合においては、旧株の取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて第一号又は第二号の金額によるものとする。以下第五号において同じ。)

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

旧株の第二号の金額 + (新株の拂込金額 × 拂込期日に応する別表第四の倍数)

1 + 旧株 1 株当たり新株引受数

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

旧株の第二号の金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当たり新株引受数) × 旧株の拂込金額

旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当たり新株引受数) × 新株の拂込金額

五 財産税調査時期後基準日前に発行法人の合併に因り、その有してした被合併法人の株式について受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受けたときは、

被合併法人の株式の第二号の金額

ロ 合併法人の株式 1 株当たり交付株式数

株式と金額との交換を受けたときは、

被合併法人の株式の第二号の金額 - (被合併法人の株式 1 株当たり合併交付金)

被合併法人の株式 1 株当たり交付株式数

六 財産税調査時期後基準日前に発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行法人の第二会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは戻退に因り、その有する発行

法人の株式について金額又は新たに発行法人若しくは第一会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに取得した株式については、政令で定める金額

七 財産税調査時期後基準日前に第三号から前号までに規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次第三号から前号までの規定を適用して計算した金額(この場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を第一号又は第二号の金額として計算するものとする。)

八 基準日以後再評価日前において第六号から第六号までに規定する事由に該当した株式については、第二十三條各号に従い計算した金額

九 第十五條の規定により法人が同様に規定する新たに取得した株式について再評価を行つたものとみなされた場合においては、当該株式の取得の基団となつた株式についての第六條第一項又は第十四條第一項及び前項の規定による再評価額は、その新たに取得した株式を取得した時において第二十四条の規定による再評価額に改められるものとする。

十 (個人の株式の再評価額)

第十三條 個人の有する株式の再評価額は、前條第一項各号(第八号を除く。以下この條において同じ。)に従い計算した金額とする。但し、当該株式が基準日以後左の各号に規定する事由に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

十一 基準日以後発行法人の資本の増加のあつた場合における旧株及び新株については、左の算式により計算した金額

イ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが等しいときは、

旧株の前條第一項各号の金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当たり新株引受数)

ロ 旧株の拂込金額と新株の拂込金額とが異なるときは、旧株又は新株に応じて、

旧株の前條第一項各号の金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当たり新株引受数) × 新株の拂込金額

十二 基準日から昭和二十五年三月三十一日までの間において発行法人の合併に因り、基準日ににおいて有してた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受けたときは、

被合併法人の株式の前條第一項各号の金額

ロ 被合併法人の株式 1 株当たり交付株式数

株式と金額との交換を受けたときは、

被合併法人の株式 1 株当たり交付株式数

十三 昭和二十五年四月一日以後発行法人の合併に因り、基準日において有してた被合併法人の株式について交付を受けた合併法人の株式については、左の算式により計算した金額

イ 株式のみの交付を受け、当該株式について所得税法第五條第一項第三号の規定により利

益の配当又は剰余金の分配とみなされる拂込金額(以下「株式配当金額」といふ。)がないときは、被合併法人の株式の前條第一項各号の金額

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

口 株式と金錢との交付を受け、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額をこえ、且つ、株式配当金額がない場合において、

1 交付を受けた金錢の額が所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第二項第二号の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配とみなされるとき、且つ、株式配当所得とみなされるときは、

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

2 交付を受けた金錢の額のうち、所得税法第五條第一項第三号又は第十條の二第三項第二号の規定により利益の配当又は剰余金の分配及び同法第九條第一項第八号に規定する

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

第一号の規定により利息の配当又は同法第九條第一項第八号に規定する

(法人の再評価日以後に取得した新株等の再評価額)

第二十四條 第十五條の規定により法人が再評価を行つたものとみなされた株式及び当該法人の当該株式の取得の基準となつた株式についての再評価額は、前條各号に準

じて計算した金額とする。」の場合において、前條各号中「前條第一項各号の金額」とあるのは「當該事由の生じた時ににおける帳簿価額」と、前條第一号、第四号及び第五号中「基準日以後」とあるのは「再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間において」と読み替えるものとする。

2 法人(法人税法第九條第六項に掲げる法人を除く。)の事業年度

が六月をこえる場合においては、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日まで及びその翌日から当該事業年度終了の日までをそれぞれ一事業年度とみなす。

(個人のその他の非事業用資産の再評価額)

第二十五條 個人の有する家屋で事業の用に供しないものの再評価額は、当該家屋の取扱額にその取扱額の四分の三に相当する金額の再評価積立金を資本に組み入れた法人については、その組み入れた日を含む事業年度。以下この條において同じ。)終了の日までの間に得た金額を前條第一項各号の金額として計算するものとする。)

四 基準日以後発行法人の資本の減少若しくは解散に因り、発行

法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り、その基準日において有する発行法人の株式について新たに発行法人又は第一会社、新会社その他発行法人以外の法人の株式を取得した場合におけるその発行法人の株式及び新たに発行した株式については、政令で定める金額

五 基準日以後前各号に規定する事由の二以上に該当した株式については、当該事由の生じた時期の前後に応じて順次前各号の規定を適用して計算した金額(この場合においては、第二回以後の計算の際は、前回の計算により得た金額を前條第一項各号において得た金額を前條第一項各号の金額として計算するものとする。)

る譲渡所得とみなされる金額以外の金額(以下「資本拂戻金額」といふ。)があるときは、被合併法人の株式の前條第一項各号の金額

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

ハ 金錢の交付を受けたかどうかを問わず、交付を受けた株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

イ 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

被合併法人の株式1株当たり交付株式数

甲 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

乙 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

丙 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

丁 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

戊 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

己 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

庚 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

辛 株式と金錢との交付を受けた場合において、当該合併法人の株式の拂込金額と金錢の額との合計額が当該被合併法人の株式についての前條第一項各号に従い計算した金額に等しいか、又は満たないときは、

被合併法人の株式1株当たり株式配当金額

資産とみなし、その他の部分は、事業の用に供しない資産とみなし、この法律を適用する。

2 前項に規定する資産の事業の用に供されている割合が基準日後増加した場合においては、当該資産のうちその増加した割合に相当する部分は、基準日後その事業の用に供したものとみなす。

(取得の時期及び取得価額の特例)

第二十九條 左の各号に掲げる資産について、当該各号に掲げる時期及び金額を、それぞれその取得の時期及び取得価額とみなす。但し、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合を除き、当該資産を基準日において有する者の当該資産の取得の時期及び取得価額をその取得の時期及び取得価額とすることを妨げない。

一 決定整備計画又は企業再編成計画書の定めるところにより第二会社が出資又は譲渡を受けた資産については、当該資産を出資父は譲渡した会社の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定により同法に規定する譲受金融機関が同法に規定する譲渡金融機関から譲渡を受けた資産については、当該譲渡金融機関の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する決定

資産とみなし、その他の部分は、事業の用に供しない資産とみなし、この法律を適用する。

2 前項に規定する資産の事業の用に供されている割合が基準日後増加した場合においては、当該資産のうちその増加した割合に相当する部分は、基準日後その事業の用に供したものとみなす。

(取得の時期及び取得価額)

第二十九條 左の各号に掲げる資産について、当該各号に掲げる時期及び金額を、それぞれその取得の時期及び取得価額とみなす。但し、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合を除き、当該資産を基準日において有する者の当該資産の取得の時期及び取得価額をその取得の時期及び取得価額とみなす。

五 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の規定に基き水産業協同組合が同法に規定する水産業団体から譲渡を受けた資産について、当該農業團体から譲渡を受けた資産については、当該農業團体の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六 中小企業等協同組合法施行法の規定に基き中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が同法に規定する旧組合から譲渡を受けた資産については、当該旧組合の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七 産業設備常団法の規定に基き産業設備常団から資産を借り受けた者が産業設備常団から譲渡を受けた当該資産について、当該常団の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八 職時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第六十一条第一項の規定により国、地方公共團体若しくは特定機関(同

新会社が在外会社から出資又は譲渡を受けた資産について、当該在外会社の当該資産の取得の時期及び取得価額。

2 前各号の二以上に該当する農業団体の整理等に関する法律の規定に基き農業協同組合又は農業協同組合連合会が同法に規定する農業團体から譲渡を受けた資産については、当該各号に掲げる農業團体の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九 企業整備その他事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において法人が著しく低い価額の対価で出資者から譲渡を受けた資産については、当該水産業団体の当該資産の取得の時期及び取得価額。

十 企業整備その他事業の統制のため法令に基き又は行政官庁の指導若しくはあつ旋により昭和二十年八月以前において資産の出資又は譲渡を受けた法人又は個人から、同月後著しく低い価額の対価で法人又は個人が出資又は譲渡を受けた資産について、当該資産の出資若しくは譲渡を受けた資産については、当該資産の出資若しくは譲渡を受けた者とのうちで、当該資産を最初に取得した者の当該資産の取得の時期及び取得価額。

十一 合併法人が合併に因り取得した資産については、被合併法人(当該被合併法人が合併後存続した法人である場合においては、当該合併に因り消滅した法

法第一條に規定する特定機関をいう。以下この号において同じ)から譲渡を受けた資産については、その譲渡を受けた者が特定機関に対し譲渡し、又は国、地方公共團体若しくは特定機関に收用される前におけるその者の当該資産の取得の時期及び取得価額。

十二 前各号の二以上に該当する資産については、当該各号に掲げる取得の時期及びその時期における取得価額(その取得の時期及び取得価額が不明の場合においては、知ることができ最も古い取得の時期及びその時期における取得価額)。

十三 個人が贈與、相続又は遺贈に因り取得した減価償却資産(家屋を除く)での贈與者、被相続人又は遺贈者(これら者が当該資産を贈與、相続又は遺贈に因り取得した場合においては、その出資者の当該資産の取得の時期及び取得価額)。

十四 個人が贈與、相続又は遺贈に因り取得した資産(前号の規定に因り取得した資産(前号の規定に該当するものを除く)については、贈與者、被相続人又は遺贈者の当該資産の取得の時期及びその財産税評価額)。

十五 前各号に掲げる資産に準じて、贈與者、被相続人又は遺贈者の当該資産の取得の時期及び取得価額。

十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

二十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

三十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

四十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

五十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

六十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

七十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

八十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

九十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百零九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百一十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百二十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百三十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百四十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百五十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百六十九 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十一 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十二 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十三 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十四 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十五 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十六 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十七 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

一百七十八 個人の当該資産の取得の時期及び取得価額。

額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなして、その財産税評価額をその取扱額とみなす。

2 法人が財産税調査時期前に取得した土地、土地の上に存する権利又は家屋で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなして、その財産税評価額をその取扱額とみなす。

第三十三條 前條に規定する資産以外の資産で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とみなして、その財産税評価額をその取扱額とみなす。

第三十三條 前條に規定する資産以外の資産で取得の時期又は取得価額の不明なものについては、財産税調査時期をその取得の時期とび定めるところによる。

2 大蔵大臣は、前項の大蔵省令を制定しようとするときは、大蔵省令で評価審議会に諮問しなければならない。

(財産税評価額のない資産)

第三十四條 財産税調査時期にあつた資産で財産税評価額がないものについては、大蔵省令で定める価額をその財産税評価額とみなす。

2 前條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

(陳腐化した資産等)

第三十五條 基準日において陳腐化している資産その他の資産であつてその基準日における価額が当該資産について第十七條から第二十一条第一項まで又は第二十一條第一項の規定により算出される再評価額の限度額より明らかに、且つ、著しく低いものの再評価額は、これら

令で定める金額をこえることがで

きない。

第三十三條第二項の規定は、前項の大蔵省令について準用する。

第四章 再評価税

(納稅義務者)

第三十六條 第六條第一項、第八條第一項(第十條第一項において準用する場合を含む。)又は第十四條第一項の規定により再評価を行つた者、第十五條又は第十六條第五項の規定により再評価を行つた者、第十五條又は第十六條第五項の規定により再評価を行つたものとみなされた者及び第八條第一項又は第九條第一項の規定により再評価を行つた資産において第

二 宗教法人、法人たる労働組合及び國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第九十八條の規定に基づく法人たる国家公務員の組合その他の団体

(法人の株式以外の資産についての課税標準)

第四十条 法人が再評価を行つた資産(株式を除く。)についての再評価額は、当該資産の再評価額から再評価日の直前に当該資産を基準日において有していた者は、この法律により再評価税を納める義務がある。

(課税の対象)

第三十七條 再評価税は、第四十条から第四十三條までに規定する再評価差額について課する。

(納稅義務の継承)

第三十八條 合併法人は、被合併法人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

2 相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

3 前項の場合において相続人が二

人以上あるときは、各相続人は、他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帶納付の責に任ずる。

(法人の株式についての課税標準)

第四十一條 法人が第六條第一項若しくは第十四條第一項の規定により再評価を行つた株式又は第十五條の規定により再評価を行つたもとのみなされた株式についての再評価差額は、前條の規定に従い計算し算出した再評価差額とする。但し、

左の各号に掲げる株式についてそ

の規定により算出される再評価

額の限度額より明らかに、且つ、著しく低いものの再評価額は、こ

れらの規定にかかわらず、大蔵省

(非課税法人)

第三十九條 再評価税は、左の各号に掲げる法人には課さない。

一 昭和二十五年一月一日において法令に当該法人について法人税を課さない旨の規定のある法

人

二 宗教法人、法人たる労働組合及び國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第九十八條の規定に基づく法人たる国家公務員の組合その他の団体

(法人の株式以外の資産についての課税標準)

第四十条 法人が再評価を行つた資産(株式を除く。)についての再評価額は、当該資産の再評価額から再評価日の直前に当該資産を基準日において有していた者は、この法律により再評価税を納める義務がある。

(課税の対象)

第三十七條 再評価税は、第四十条から第四十三條までに規定する再評価差額について課する。

(納稅義務の継承)

第三十八條 合併法人は、被合併法人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

2 左の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額を再評価日の直前に当該資産の帳簿価額を控除した金額とする。

3 前項の場合においては、被相続人が再評価日において有していた資産についての再評価差額について再評価税を納める義務がある。

(法人の株式についての課税標準)

第四十一條 法人が第六條第一項若しくは第十四條第一項の規定により再評価を行つた株式又は第十五條の規定により再評価を行つたもとのみなされた株式についての再評価差額は、前條の規定に従い計算し算出した再評価差額とする。但し、

左の各号に掲げる株式についてそ

の規定により算出される再評価

額の限度額より明らかに、且つ、著しく低いものの再評価額は、こ

れらの規定にかかわらず、大蔵省

おいては、その満たない金額

左の各号に掲げる場合において

は、第一項の規定にかかわらず、

それぞれ当該各号に掲げる金額をもつて同項に規定する資産についての再評価差額とする。

一 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が再評価を行つた資産において、その再評価を行つた場合において第

百條第一項又は第二項の規定により仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上すべき金額があるときは、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から再評価額から控除した金額

二 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けていない会社がその有する賠償指定施設又は政令で定める資産で同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行つた場合においては、その金額を当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除した金額

三 第二十三條第三号に規定する事由に該当する場合における合併法人の株式については、第四十三條第一項第四号の規定に準じて計算した金額

四 第二十三條第四号に規定する事由に該当する場合における株式については、第四十三條第一項第六号の規定に準じて計算した金額

五 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合における株式については、第四十三條第一項第六号の規定に準じて計算した金額

2 前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により第四十三條第一項第二号から第四号まで又は第六号の規定に準じて計算する場合においては、「前條第一項第一号又は第二号の金額」とあるのは、「再評価日直前に当該資産に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があつたときは、当該金額

3 第五十二条第一項の規定により譲渡があつたものとみなされた株式についての再評価差額は、第一

條第一項に規定する再評価日の直前ににおける帳簿価額とする。

一 第二十三條第一号に規定する事由に該当する場合における旧株及び新株については、第四十

三条第一項第二号の規定に準じて計算した金額

二 第二十三條第二号に規定する事由に該当する場合は、第四

十一条第一項第三号の規定に準じて計算した金額

三 第二十三條第三号に規定する事由に該当する場合は、第四

十一条第一項第四号の規定に準じて計算した金額

4 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合は、第四

十一条第一項第六号の規定に準じて計算した金額

5 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合は、第四

十一条第一項第六号の規定に準じて計算した金額

6 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合は、第四

十一条第一項第六号の規定に準じて計算した金額

7 第二十三條第五号に規定する事由に該当する場合は、第四

十一条第一項第六号の規定に準じて計算した金額

條第四項の規定に準じて計算した金額とする。この場合において、「第一項に規定する財産税評価額又は取得価額」とあるのは、「再評価日の直前における帳面価額」と読み替えるものとする。

(個人の株式以外の資産についての課税標準)

第四十二條 個人が再評価を行つた

（二）財産税調査時期前に取得した資産については、当該資産の財産税評価額

（三）財産税調査時期後に取得した資産については、当該資産の取扱額とする。

（四）第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。以下「得価額」とする。）

この條において同じ。」の規定による再評価を行わなかつた家屋で第八條第二項の規定により再評価が行わたるものとみなされたもの又は第九條第一項の規定により再評価が行わたるものとみなされた資産(株式を除く。)についての再評価差額は、当該資産の再評価額から前項各号に掲げる金額(所得税法第十條の七に規定する資産については、基準日から当該資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた日までの期間に応じて大蔵省令で定めるところにより計算した減価の価額との合計額)を控除了した金額とする。但し、当該資産(当該資産について基準日後改良又は増設が行わたった場合においては、その改良又は増設の部分を除く。)の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における

る価額が当該資産の再評価額（所
得税法第一條の七に規定する資產
については、本文に規定する減価
の価額を控除した金額）に満たな
い場合における当該資産について
の再評価差額は、当該譲渡価額又
は贈與、相続若しくは遺贈があつ
た時における価額から前項各号に
掲げる金額を控除した金額とす
る。

し、当該家屋（当該家屋について基準日後改良又は増築が行われた場合においては、その改良又は増築の部分を除く。）の譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額が当該家屋についての第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する減価の価額を控除した金額に満たない場合における当該家屋についての再評価額は、当該譲渡価額又は贈與、相続若しくは遺贈があつた時における価額から第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行つた再評価の再評価額を控除した金額とする。

(個人の株式についての課税標準)
第四十三條 第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた株式についての再評価差額は、当該株式の再評価額からその取得の時期が財産税調査時期の前であるか後であるかに応じて当該株式についての前條第一項第一号又は第二号の財産税評価額又は取得価額を控除した金額とする。但し、左の各号に掲げる株式についてその計算をする場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその財産税評価額又は取得価額とする。

前條第一項第一号の金額 + 当該拂込金額
 11 第二十二條第一項第五号イ又は第二十三條第一項第一号に規定する専用上課当たる場合に於ては、
 株及び新株については、左の算式によつて計算した金額

11 株の拂込金額 + 新株の拂込金額とが等しい和

11 株の前條第一項第二号の金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当り新株引受け数)

1 + 旧株 1 株当り新株引受け数

11 旧株の拂込金額と新株の拂込金額との差額のみあるが、旧株は新株に替へられ、新株は新株に替へられ、
 旧株の前條第一項第二号の金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当り新株引受け数) × 旧株の拂込金額
 旧株の拂込金額 + (新株の拂込金額 × 旧株 1 株当り新株引受け数) × 新株の拂込金額

11 第二十二條第一項第五号又は第二十三條第一項第一号に規定する専用上課当たる場合に於ては、
 併法人の株式については、左の算式によつて計算した金額

11 第二十二條第一項第五号イ又は第二十三條第一項第一号に規定する専用上課当たる場合に於ては、
 併法人の株式については、左の算式によつて計算した金額

被合併法人の株式の前條第一項第二号の金額

被合併法人の株式 1 株当り交付株式数

11 第二十二條第一項第五号ロ又は第二十三條第一項第一号に規定する専用上課当たる場合に於ては、
 被合併法人の株式の前條第一項第二号の金額 - 被合併法人の株式 1 株当り交付金額

被合併法人の株式 1 株当り交付株式数

日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日までに、当該資産に規定により再評価を行つた個人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日。以下この條において同じ。）までに、その再評価を行つた資産について、第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第十六條第二項又は第三項の規定により再評価を行つた個人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日。以下この條において同じ。）までに、その再評価を行つた資産について、第一項に規定する事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前條第四項の規定は、前三項の申告書の提出について準用する。

5 前條第四項の規定は、前三項の申告書の提出には、明細書の写の添附を要しない。

6 第一項から第三項までの規定により申告書を提出しなければならない者が申告書の提出前に死亡した場合には、相続人の相続人（相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日）までに、当該資産について、再評価額、再評価差額及び再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、これらの額の合計額）並びに大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 前條第八項の規定は、第四項（第五項において準用する場合を含む。）において準用する前條第四項の規定により第一項の申告書に添附する明細書の写について準用する。

（個人の減価償却資産以外の資産の再評価の申告）

8 第四十七條 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、当該資産を譲渡し、又は贈與した個人は、その譲渡し、又は贈與した日の属する年の翌年一月一日から同月三十一日までに、当該資産の相続又は遺贈があつた場合における当該個人の相続人は、相続の開始又は遺贈の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日（その日が昭和二十五年八月三十一日以前であるときは、同日）までに、当該資産について、再評価額、再評価差額及び再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、これらの額の合計額）並びに大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 第四十八條 第四十五條の規定により申告書を提出した法人又は第四十六條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添附した明細書に記載した再評価額が第三章に規定する限度額をこえている場合又は再評価差額の計算に誤がある場合には、正申告書を提出しないで合併により消滅した場合においては、合併法人は、第一項、第二項及び前項の規定に準じて修正申告書を提出することができる。

10 第一項又は第三項の規定により修正申告書を提出することができる個人が修正申告書を提出しないで合併により消滅した場合においては、合併法人又は個人が第四十五條又は第四十六條の規定による申告書をこれらの規定による提出期限までに提出する者は、その事由を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（再評価の失効）

11 第五十九條 第六條第一項、第八條第一項、第十四條第一項又は第六十條の規定による提出期限までに提出する者は、その事由を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12 第五十條 第六條第一項又は第六十條の規定による提出期限までに提出する者は、その事由を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（再評価税額の納付）

13 第六章 再評価税の納付

（法人的減価償却資産についての再評価税の納付）

14 第五十一條 減価償却資産についての再評価を行つた法人は、当該資産に係る再評価税額のうちそれ左の各号に掲げる金額の再評価税を、再評価日を含む事業年度から再評価日以後三年を経過した

の申告書には、当該株式について、再評価額とともに、その年中において取得した同項に規定する

一項から第四項までの規定に準じて申告書を提出しなければならぬ。

3 前條の規定により申告書を提出した個人は、その申告書又はこれに添附した明細書に記載した事項に誤がある場合は、そのうち修正すべき事項及び大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出する。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（再評価の失効）

5 前項の規定による提出期限までに提出する者は、その事由を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（再評価税の納付）

6 第四十九條 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり、通信交

通の困難その他やむを得ない事由

があると認めるときは、地域及び期

日を指定して、第四十五條から第

四十七條までに規定する申告書の

から再評価日以後三年を経過した

日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内（第四十五條第三項（同條第五項）において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた法人の再評価日を含む事業年度分について、昭和二十五年七月三十一日までに、國に納付しなければならない。

一 再評価日を含む事業年度及びこれに続く事業年度（法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日から一年を経過した日の前日までに終了するものに限る。）分については、当該再評価額の二分の一に相当する税額を含む事業年度分について、再評価日を含む事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分について、再評価日から当該事業年度開始の月数（再評価日が事業年度開始の日でない場合は、再評価額を十二分した金額）を乗じて算出した金額を十二分した金額でない場合においては、再評価日を含む事業年度分について、再評価日から当該事業年度開始の日でない場合においては、再評価日を含む事業年度分について、再評価日から三年を経過した日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額。

2 前各号の規定により計算した金額の合計額が当該再評価額に満たない場合における再評価額に当該事業年度開始の日から三年を経過した日の前日を含む事業年度分については、再評価日以後三年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額。

3 法人が再評価を行つた場合において、端数があるときは、十五日以下の端数は切り捨てて、十六日以上の端数は切り上げて計算するものとする。

当該再評価額の二分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日を含む事業年度分については、再評価日が事業年度開始の日である場合を含む。）において、再評価日から一年を経過した日を含む事業年度分について、再評価日が事業年度開始の日でない場合は、再評価額を十二分した金額でない場合においては、再評価日を含む事業年度分について、再評価日から三年を経過した日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び前項の事業年度について準用する。

5 法人の事業年度が六月に満たない場合及び再評価を行つた法人が合併に因り消滅した場合における第項の規定の特例については、政令で定める。

（法人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）

第五十二條 減価償却資産以外の資産について再評価を行つた法人（その合併法人を含む。）は、当該資産についての再評価税を、当該二号の規定により計算した金額にその満たない金額を加算した金額。

前項各号の月数を計算する場合において、端数があるときは、十五日以下の端数は切り捨てて、十六日以上の端数は切り上げて計算するものとする。

当該再評価額の二分の一に相当する税額と、当該再評価額の四分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と、当該再評価額を譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行つた減価償却資産を含む。）を譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産についての法人が合併法人である場合においては、

日の月数を乗じて算出した金額との合計額を十二分した金額において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた法人の再評価日を含む事業年度分について、昭和二十五年七月三十一日までに、國に納付しなければならない。

一 再評価日を含む事業年度及びこれに続く事業年度（法人税法第九條第六項に掲げる法人については、再評価日から一年を経過した日を含む事業年度分について、再評価日から三年を経過した日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額）。

四 再評価日が事業年度開始の日でない場合において、再評価日から三年を経過した日を含む事業年度分について、当該再評価額の四分の一に相当する税額を十二分した金額。

5 法人の事業年度が六月に満たない場合及び再評価を行つた法人が合併に因り消滅した場合における第一項の規定の特例については、政令で定める。

（法人の減価償却資産以外の資産についての再評価税の納付）

第五十二條 減価償却資産以外の資産について再評価を行つた法人（その合併法人を含む。）は、当該資産についての再評価税を、当該二号の規定により計算した金額にその満たない金額を加算した金額。

前各号の規定により計算した金額に満たない場合における再評価額に当該事業年度開始の日から三年を経過した日の前日を含む事業年度分については、再評価日以後三年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額を十二分した金額。

当該再評価額の二分の一に相当する税額と、当該再評価額の四分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と、当該再評価額を譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行つた減価償却資産を含む。）を譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産についての法人が合併法人である場合においては、

当該再評価額の二分の一に相当する税額と、当該再評価額の四分の一に相当する税額に当該事業年度開始の日から再評価日以後一年を経過した日の前日までの月数を乗じて算出した金額と、当該再評価額を譲渡し、又は贈與した場合においては、被合併法人が再評価を行つた減価償却資産を含む。）を譲渡し、又は贈與した場合において、当該資産についての法人が合併法人である場合においては、

に納付しなければならない。

第五十七條 第二十四條第二項の規定は、第一項から第五項までの事業年度について準用する。

益金額とは、法人税法の規定によ
る当該事業年度の経損金（同法第
九條第五項に規定する損金を除
く）を受ける法人については、当該事
業年度開始の日から六月を経過し
た日の前日までの期間において

5 第二十四條第二項の規定は、前項の事業年度について準用する。
(個人の減価償却資産についての再評価税の延納)

3 前二項の規定は、その年が昭和三十年の年一月一日から同月三十一日までに納付すべき再評価税額の合計額の範囲内の金額の税額について、その翌年一月一日から同月三十一日まで、その納付を延期することができる。

「利益金額」とは、当該事業がその用に供されている事業に係る所得の税法の規定によるその年分の必要な経費からその年分の固定資産の償却額で同法の規定により所得の計算上必要な経費に算入される金額を控除した金額を当該事業から生じた同法の規定によるその年分の総収入金額から控除した金額をいう。この場合において、その年分について同法第四十六條の規定

三十一年である場合においては、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、その前年分の所得税法の規定による所得について同法第二十六條の四

5 第一項又は第二項の規定による青色申告書を提出しない個人については適用しない。

再評価税の納付を延期しようとする個人は、その年一月一日から同

月三十一日までに、前年の債却前利益金額、前年の再評価後法定償却範囲額、再評価前法定償却範囲額

額、第五十三條第一項の規定によりその年一月一日から同月三十二

日までに納付すべき再評価税額の合計額及び第一項又は第二項の規定による納付を延期しようとする

支拂。納付を猶其。この再評価額に關する明細書を添附して、納付を延期しようとする旨

6 第五十六条第六項の規定は、前
を納税地の所轄稅務署長に届け出
なければならない。

（第五十六條第六項の規定による）
項の届出に係る納付を延期しよ
とする再評価税額が過大である理

合について準用する。

第六十條 相続又は遺贈に因り第五

(相続の場合の再評価税の年賦納)

いては、前事業年度の償却前利益金額（当該事業年度開始の日から七月を経過した日以後あつた同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定について、前項後段の規定を適用しないで計算した償却前利益金額）に六を乗じて前事業年度の月数で除して得た金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、各号に掲げる金額を加算した額を基準日において当該法人（当該法人が合併法人である場合には、その被合併法人を含む。）が有していた減価償却資産について、再評価日（再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日）の直前ににおける帳簿価額（第四十條第二項の規定の適用がある資産については、同項適用がある資産について、同項

業年度の総益金から控除した金額をいう。この場合において、当該事業年度分について同法第二十九條から第三十一條までの規定によ

る更正又は決定があるときは、その更正又は決定に係る所得の計算の基礎となる総損金及び総益金に

2 前項の償却前利益金額は、法人
税法第十九條第一項（同條第七項
による。

において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) 本文の

規定の適用を受ける法人について
は、事業年度開始の日から六月を
経過した日の前日までの期間にお

額（当該事業年度開始の日から七

月を経過した日以後あつた同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定につては

前項後段の規定を適用しないで計算した償却前利益金額)に六を乗じ

て前事業年度の月数で除して得た
金額とし、その翌日から当該事業

年度終了の日までの期間において

十三條第二項若しくは第三項又は第五十四条第一項の規定により再評価税を納付しなければならない相続人は、その納付しなければならない再評価税額の合計額が三万円以上で、且つ、一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税地の所轄税務署長の許可を受けて、その納付を困難とする金額を限度として、三年以内の年賦延納をすることができる。

前項の規定により許可を受けようとする者は、第五十三条第二項若しくは第三項又は第五十四条第一項の規定による納期限までに、その納付を困難とする事由、延納の年限、延納年割額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、これを提出した者が第一項の事由に該当すると認めるときは、当該申請書に記載された延納の年限及び延納年割額により、又はこれらを変更して許可することができる。

税務署長は、前項の規定により年賦延納を許可する場合においては、その各年ににおける納期を指定する。

度として、その許可を取り消し、
延納年割額を変更し、又は延納の
年限を短縮することができる。」
の場合においては、税務署長は、
前項の規定により指定した納期を
変更することができる。
税務署長は、第一項の規定によ
る延納を許可し、若しくは許可せ
ず、又は前項の規定により延納の
許可を取り消し、延納年割額を変
更し、若しくは延納の年限を短縮
した場合においては、当該再評価
税を納付しなければならない者に
その旨を通知する。

(再評価資産の譲渡等の場合の届出)
しなければならない。

第六十二條 第五十一條第三項、第五十二條第一項又は前條の場合においては、当該法人（その合併法人を含む。）は、これらの規定に規定する納期限までに、再評価を行つた資産（第十五條の規定により再評価を行つたものとみなされた株式を含む。）について譲渡若しくは贈與があつた旨又は再評価積立金を資本に組み入れた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 第五十三條第二項の場合においては、当該個人若しくは相続人又はこれららの相続人は、同項に規定する納期限までに、再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(清算人等の責任)

第六十三條 法人が解散した場合において再評価税を納付しないで残余財産を分配したときは、その再評価税については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帶納付の責に任ずる。但し、残余財産の分配を受けた者については、その受けた利益の額を限度とする。

2 受贈者又は受遺者（包括受遺者を除く。）は、贈與者又は遺贈者（これららの者の相続人を含む。）の納付しなければならない当該贈與又は遺贈した資産についての再評

(再評価税の督促)
第六十四条 再評価税の納稅義務者
が第五十一条から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第六十一條に規定する納期限内に再評価税を完納しなかつた場合においては、納稅地の所轄稅務署長は、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)第九條の規定により督促する。

第七章 更正及び決定
(再評価額等の更正)
第六十五条 第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十五條第四項、第八十六條第二項又は第八十八條第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、納稅地の所轄國稅局長又は稅務署長は、その申告書又はこれに添附された明細書に記載された再評價額、再評価差額若しくは再評價税額若しくはこれらの額の合計額又は免除され
る再評價税額を更正する。
一 第四十五条、第四十六條又は第四十八條第一項(同條第五節又は第六項において準ずる場合を含む。)の規定による申告書の提出があつた場合において、

二 第四十七條又は第四十八條第三項（同條第六項において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された再評価額が第三章の規定により計算した再評価額と異つている場合

三 申告書に記載された再評価差額若しくは再評価税額若しくはこれらの額の合計額又は免除される再評価税額の計算に誤がある場合

う。)を経た後でなければ、提起することができない。但し、審査の請求があつた日から三月を経過したときは、又は審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞があるときその他の正當な事由があるときは、審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2 前項に規定する訴は、同項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五條第一項又は第四項の規定にかかるわらず、審査の決定通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3 前項の期間は、不变期間とする。

4 第一項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務監裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第二百九十四号)第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた国税局長又は税務署長の所部の職員とみなす。

5 第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、審査の請求がされているときは、当該請求に対しても、決定をすることを妨げない。

第六十六條 前條第一項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税局長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2
相手方当事者は、前項の規定に
かかわらず、隨時証拠の申出をす
ることができる。

第七十七條 再評価税の納稅義務者等
は、左の各号の一に該當する場合においては、当該各号に掲げる再評価税額については、当該各号に掲げる期間に応じ、当該税額百圓について一日四錢の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。
一 相続人が第六十一条第三項の規定による年賦延納の許可を受けた場合には、同條第四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき再評価税額について、第五十三条の第二項若しくは第三項又は第十四条第一項の規定による納期の翌日から当該再評価税額を納付するまでの期間
二 再評価税の納稅義務者が第五十一条から第五十四條までの規定により納付すべき再評価税額（第五十五条第二項の規定により修正申告書の提出後に第五十五条第一項若しくは第三項又は第五十三條第一項若しくは第二項に規定する納期限において納付すべき再評価税を含む。）をその納期限（第五十六条第一項又は第十八条の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定する納期限）内に完納しなか

利子錄

及之集

十七條二規定する申告書の提出

五 第一項第一号の規定に該当する

支那の
文化

支那の文化

つた場合においては、その未納に係る再評価税額について、その納期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間十七條に規定する申告書の提出期限後も申告書を提出した場合は、第五十四條の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該再評価税額を納付する日までの期間

五 第一項第一号の規定に該当する

ヤマガタ

4 前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを切り捨てて計算する。
5 第一項第一号の規定に該当する場合で相続人が第六十條第四項第三号若しくは第四号の規定に該当する場合で再評価をされた納期においてその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合、第一項第三号若しくは第四号の規定に該当する場合で再評価をされた納期においてその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合、第五十五條第一項に規定する期限までにその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合又は再評価税額の納稅義務者が第一項第一号の規定に該当する場合は、税務署長は、国税徵收法第九條の規定により、その納付すべき利子税額を督促する。

その納付した再評価税額は、これらの規定により納付すべき再評価税額と税額又は徴收される再評価税額を充てられたものとする。但し、国税徴收法第二十八條の規定の適用を妨げない。

る届出の期限までに当該届出がなく、且つ、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定による再評価税の納付がなかつた場合又は第五十六條第五項若しくは第五十八條第五項の規定による届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合において、税務署長は、その届出がなかつたこと、又はその納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合において、税務署長は、その届出がなかつたこと、又はその納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合において、正当事由がないと認める場合には、第五十一條第三項、第五十二條第一項、第五十三條第二項若しくは第六十一條の規定により納付すべき再評価税額又は過少納付加算税額を徴収する。

2 第七十七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合には、第五十四條の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出があつた日までの期間

2 第四十七條に規定する申告書の提出があつた場合には、第五十四條の規定により納付すべき再評価税額について、当該申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合には、第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により納付すべき再評価税額を徴収する場合について準用する。

2 第八十一條 第四十七條に規定する申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合、第四十八條第六項における修正申告書の提出があつた場合、第六十一条第一項の規定による修正申告書を提出したときは、再評価税額又は過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき再評価税額又は修正に因り増加した再評価税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 第八十條第一項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、税務署長は、同項の無申告加算税額の計算の基礎となつた再評価税額又は追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

3 第八十條第一項第一号の規定に該当する場合においては、再評価税の納稅義務者が再評価税額に百分の五十を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。

出がなかつたことについて、正当な事由がないと認める場合には、當該各号に掲げる再評価税額に、当該各号に掲げる再評価税額に、

当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の二十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

2 第八十二條 第七十八條第一項に該当する場合において、再評価税の納稅義務者が再評価税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

2 第八十條第一項第二号の規定に該当する場合においては、再評価税の納稅義務者が再評価税額の規定により納付すべき再評価税額若しくは修正に因り増加した再評価税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収せず、又は当該申告書の提出に因り第五十四條の規定により納付すべき再評価税額若しくは修正に因り増加した再評価税額を徴収しない。

2 第八十條第一項第一号の規定に該当する場合においては、再評価税の納稅義務者は、當該申告書の提出に因り第五十四條の規定により納付すべき再評価税額又はその修正に因り増加した再評価税額に百分の五十を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。

2 第八十條第一項第三号又は第八十二条第一項に該当する場合において、再評価税の納稅義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実又は全部又は一部を隠ぺいし、又は仮裝したところに基いて第四十条に規定する申告書の提出期間に該当する場合には、再評価税の納稅義務者が再評価税額の計算の基礎となるべき事実又は全部又は一部を隠ぺいし、又は仮裝したところに基いて第四十条に規定する申告書の提出に因り第五十四條の規定により修正申告書を提出したときは、税務署長は、第七十八条第一項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき再評価税額又は修正に因り増加した再評価税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 第八十條第一項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、税務署長は、同項の無申告加算税額の計算の基礎となつた再評価税額又は追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 第八十條第一項第一号の規定に該当する場合においては、再評価税の納稅義務者が再評価税額に百分の五十を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。

4 第七十七條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について適用する。

(加算税額の通知)

第八十三條 稅務署長は、第七十八條から第八十條まで又は前條の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額を決定したときは、その額を納稅義務者に通知する。

2 第六十九條第二項の規定は、前項の通知について適用する。

(再評価積立金を取り戻した場合の再評価税の免除)

第八十四條 法人が再評価を行つた資産（当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人が再評価を行つた資産を含む。）で株式以外のものを譲渡し、若しくは贈與し、又は当該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第百四條の規定により再評価積立金を取り戻したときは、その取り戻すした日を含む事業年度終了の日後到来する納期において納付すべき当該資産についての再評価税額（第五十六條の規定による帳簿価額に満たないときは、当該株式の規定による帳簿価額に満たないときは、当該株式についての再評価税額のうち、その満たない金額（その譲渡価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価税額のうち、その満たない金額に相当する税額）に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額を乗じて計算した金額に相当する税額を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する法人が再評価積立金を取り戻すした日を含む事業年度終了の日から二月以内に、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

3 第二十四條第二項の規定は、前二項の事業年度について適用する。

(法人の株式の譲渡等の場合の再評価税の免除)

第八十五条 法人が再評価を行つた株式を昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日における帳簿価額が当該株式の再評価額に満たない場合には、その満たない金額（その帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日における帳簿価額に満たない場合においては、その満たない金額を控除した金額に相当する税額の再評価税をみなされる場合を含む。）において、その譲渡価額が当該株式の再評価額に満たないときは、当該株式に算入される償却額を控除した金額に満たないときは、当該個人又はその相続人が第五十三條第二項の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額のうち、その満たない金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

4 第一項及び前項の規定は、第一項又は前項の規定に該当する法人が、第五十二条に規定する納期限までに、その免除される再評価税額（第一項又は前項の規定に該当する株式が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

額の再評価税を順次免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する法人が再評価積立金を取り戻すした日を含む事業年度終了の日から二月以内に、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

一項及び第三項の事業年度について適用する。

(個人の減価償却資産について譲渡損等の場合の再評価税の免除)

第八十六条 個人が再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた場合において、当該資産（当該資産について譲渡があつたものとみなさない。）は増設の部分を除く。）の譲渡価額又は贈與、相続者しくは遺贈があつた時における価額が当該資産の再評価額から再評価日以後当該譲渡、贈與、相続又は遺贈のあつた日までの期間に応じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額に満たないときは、当該個人又はその相続人が第五十三條第二項の規定により納付すべき当該資産についての再評価税額のうち、その満たない金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三条第二項各号に掲げる納期限までに、その免除される再評価税額（前項の規定に該当する資産が二以上ある場合においては、その合計額）及び大蔵省令で定める事項を記載した申告書を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

所轄税務署長に提出した場合に限り適用する。

(資力喪失の場合の再評価税の免除)

第八十七条 法人が再評価を行つた資産又は個人が再評価を行つた減価償却資産が災害に因り滅失したため、その滅失の當時当該資産を有していた再評価税の納稅義務者が資力喪失し、その滅失した時までにまだ納期の到来していない当該資産についての再評価税額（第五十六条又は第五十八条の規定によりその納付が延期されている税額を含む。）の納付を困難とするに至った場合においては、納稅地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

2 第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価を行つたものとみなされた資産が災害に因り滅失したため、当該資産を相続又は遺贈に因り取得した相続人が資力を喪失し、当該資産についての再評価税額の納付を困難とするに至った場合においては、納稅地の所轄税務署長は、その納付を困難とする金額を限度として、当該税額の再評価税を免除することができる。

3 前二項の規定による税額の免除を受けようとする者は、当該資産

の減失後最初に到来する第五十一條から第五十六條まで、第五十八條、第六十條又は第七十一條の規定による納期限までに、免除を受けようとする再評価税額及び大藏省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定により再評価税を免除した場合においてはその旨及び免除した税額を、免除しない場合においてはその旨を、免除を申請した者に通知する。

5 第六十九條第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

6 第三項の規定による申請書の提出があつた場合においては、税務署長は、第一項又は第二項の規定による免除が確定するまで、免除を申請した税額の再評価税の徴収を猶予することができる。

7 第六十條第七項の規定は、第二項の場合について準用する。

第八十九條 個人が再評価を行つた減価償却資産について譲渡、贈與、相続若しくは遺贈があつた場合において、当該資産を再合又は第八條第二項若しくは第九條第一項の規定により資産について再評価が行われたものとみなされた場合には、再評価税を再評価日において有していた個人について所得税法第十一條の三から第十二條までの規定により譲渡、贈與、相続又は遺贈があつた日の

属する年分の総所得金額から控除されるべき金額の合計額が当該総所得金額（再評価を行つた減価償却資産について所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額がある場合においては、当該償却額から当該資産についての第五十九條第二項に規定する再評価税額を控除した金額を加算した金額）をこえるときは、第五十三條第二項から第四項まで又は第五十四條の規定により納付すべき当該資產についての再評価税額（当該資産が二以上ある場合においては、その合計額）のうち、そのこえる金額に百分の六を乗じて計算した金額に相当する税額の再評価税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する個人又はその相続人が、第五十三條第二項から第四項まで又は第五十四條の規定による納期限までに、その免除される再評価税額及び免除される再評価税額の合計額及び免除される再評価税額の合計額について適用する。

（納税地）

第九十条 再評価税は、法人については法人税法第四十九条の三の規定による法人税の納税地を、個人については所得税法第二十九條第一項の規定に基く命令又は同法第六十五条の規定による所得税の納税地をその納税地とする。

（納税管理人）

第九十一条 再評価税の納税義務者が納税地に営業所若しくは事務所を有しない場合又は現住しない場合においては、この法律による申告書の提出、再評価税の納税その他再評価に関する一切の事項を処理させるため、納税地に営業所若しくは事務所を有する法人又は居住する個人のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。再評価税の納税義務者がこの法律施行地に営業所若しくは事務所を有しないこととなる場合又は現住しない

て十二で除して得た金額による。
4 第五十七条第三項の規定は、前項の月数の計算について準用する。

（端数計算の特例）

第八十九條 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第二号）の規定は、第四十五條から第四十

九十二条 この法律の円滑な運用を図り、資産の再評価を適正にするため、大蔵省に資産再評価審査会を、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を置く。（権限）

第九十三条 資産再評価審査会は、第三十三條第二項（第三十四條第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により諮問される事項を調査審議する外、大蔵大臣の諮問に応じ、この法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。

2 資産再評価審査会は、この法律の運用に際し大蔵大臣に対して隨時意見を述べることができる。

3 全国資産再評価調査会は、地方税務署長に提出した場合に限り適用する。

2 地方資産再評価調査会は、國税局長及び委員三十人以内で組織する。

3 地方資産再評価調査会は、國税局長及び委員四十人以内で組織する。

4 全国資産再評価審査会は、國税局長及び委員四十人以内で組織する。

5 地方資産再評価調査会は、國税局長として会務を總理する。

2 資産再評価審査会、全國資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員、学識又は経験のある者及び産業界を代表する者のうちから、それぞれ大蔵大臣、國税局長又は國税局長が任命する。但し、産業界を代表する者のうちから任命される委員の数は、それぞれ資産再評価審査会、全國資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の総数の二分の一未満でなければならない。

3 資産再評価審査会、全國資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、非常勤とする。

（運営に関する規定）

第九十六条 前三條に定めるものの外、資産再評価審査会、全國資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第十一章 再評価に関する経理

(総会の承認)

第九十七条 株式会社、有限会社その他の法人で法令、定款、規約又は規則においてその決算について総会その他これに準ずるものに承認を要する旨の定のあるものが再評価を行つた場合には、第四十五条の規定により申告書を提出する時までに、当該再評価及び再評価額又はその合計額について総会その他これに準ずるものに承認を受けなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十号)第二百八十四條(同法第四百五十八條第二項)、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六條第一項及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定による承認について準用する。

第九十八条 法人又は個人がその再評価を行つた資産について再評価額現在においてその再評価額を財産目録に附する場合においては、商法第三十四条及び第二百八十五條(同法第四百五十八條第二項、有限会社法第四十六條第一項及び保険業法第六十七條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、適用しない。

2 法人又は個人が再評価を行つた固定財産の再評価額が当該法人又は個人の当該財産についての商法第三十四条第二項又は第二百八十五條に規定する取得価額又は製作価額をこえる場合においては、当該

財産についてのこれらの規定の適用については、当該財産の再評価額を取得価額又は製作価額とみなす。

(再評価差額についての商法等の特例)

第九十九條 法人の再評価差額は、商法、銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第二号)その他の法令における利益の処分に関する規定の適用については、利益とみない。

(仮勘定を設けている場合の経理)

第一百條 企業再建整備法の規定によ

る仮勘定を設けている会社がその

決定整備計画において定めた同法

第六條第一項第七号から第九号ま

で掲げる資産で法令で定めるも

のについて再評価を行つた場合に

おいては、当該会社は、当該資産の

再評価から再評価日の直前にお

ける当該資産の帳簿価額を控除し

た金額を仮勘定として貸借対照表

の負債の部に計上しなければなら

ない。

2 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社がその有す

る株式、賠償指定施設又は政令で

定める資産で同法に規定する特別

損失の計算上同法第三條第一号に定める積立金額(企業再建整備法掲げる金額として計上した金額があるものについて再評価を行つた場合を含む。以下同じ。)の規定は、適用しない。

2 第二項の規定により仮勘定とし

て経理した金額は、企業再建整備法第二十六条の規定の適用につい

ては、同法第二十四条又は第二十

五條の規定により仮勘定として経理した金額とみなす。

(再評価差額による損失のてん補)

第一百一條 再評価を行つた法人は、

当該再評価に係る再評価差額をも

つて、再評価日を含む事業年度

(特別経理会社において企業再建整備法第四十条の二第二項に規定する事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事

業年度)開始の日における損失同

じる事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事

業年度)開始の日における損失同

じる事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事

業年度)開始の日における損失同

の規定により第二会社特別勘定を設けているものは、当該再評価に係る再評価差額をもつて、再評価日を含む事業年度(当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人の再評価を行つた資産を含む。以下この條において同じ。)で株式以外の資産(当該法人が合併法人である場合においては、被合併法人の再評価を行つた資産を含む。以下この條において同じ。)の再評価積立金の取くすし)

三百四條 法人が再評価を行つた資

産(当該法人が合併法人である場

合においては、被合併法人の再評

価を行つた資産を含む。以下この

條において同じ。)の再評価積立金の取くすし)

(株式以外の資産の譲渡等の場合の再評価積立金の取くすし)

三百四條 法人が再評価を行つた資

産(当該法人が合併法人である場

合においては、被合併法人の再評

価を行つた資産を含む。以下この

條において同じ。)の再評価積立金の取くすし)

三百四條 法人が再評価を行つた資

産(当該法人が合併法人である場

合においては、被合併法人の再評

価を行つた資産を含む。以下この

条において同じ。)の再評価積立金の取くすし)

三百四條 法人が再評価を行つた資

産(当該法人が合併法人である場

合においては、被合併法人の再評

価を行つた資産を含む。以下この

条において同じ。)の再評価積立金の取くすし)

三百四條 法人が再評価を行つた資

産(当該法人が合併法人である場

合においては、被合併法人の再評

価を行つた資産を含む。以下この

条において同じ。)の再評価積立金の取くすし)

三百四條 法人が再評価を行つた資

産(当該法人が合併法人である場

合においては、被合併法人の再評

金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。

3 前二項の規定は、企業再建整備法の規定による仮勘定を設けてい

る会社が再評価を行つた資産で当該資産について第百條第一項の規定により仮勘定として貸借対照表

の負債の部に計上された金額があ

るものについては適用しない。

4 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第二項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金の取くずし)

五百五條 法人が再評価を行つた株

式をその再評価日から昭和二十九

年十二月三十一日を含む事業年度

定により譲渡があつたものとみな

される場合を含む。)において、

当該株式の譲渡価額又は贈與した

場合(第五十二條第二項の規

定により譲渡があつたものとみな

される場合を含む。)において、

当該株式の譲渡価額又は贈與した

場合(第五十二條第二項の規

定により譲渡があつたものとみな

される場合を含む。)において、

当該株式の譲渡価額又は贈與した

場合(第五十二條第二項の規

定により譲渡があつたものとみな

される場合を含む。)において、

当該株式の譲渡価額又は贈與した

場合(第五十二條第二項の規

定により譲渡があつたものとみな

される場合を含む。)

2 第八十五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 法人が再評価を行つた株式についてその再評価日から昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに帳簿価額の減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その減額をした場合においては、当該法人は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上して、その帳簿価額をした日ににおいて、その帳簿価額の減少額(減額をした後の帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価積立金の直前ににおける帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からその満たない金額を控除した金額として、減額をする直前ににおける帳簿価額が当該株式の再評価額を控除した金額とする。)に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。

4 前項の規定は、第二十二條第二項の規定により株式の再評価額が改められる場合におけるその帳簿

価額の減額について適用しな

い。

5 第二十四條第二項の規定は、第一項及び第三項の事業年度について準用する。

(株式の譲渡等の場合の再評価積立金への組入れ等)

第一百六條 法人が再評価を行つた株式について帳簿価額の減額をし、前條第二項の規定により再評価積立金を組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない。

九年十二月三十一日を含む事業年

度終了の日までに当該株式を譲渡

された場合(第五十二條第二項前段

の規定により譲渡があつたものと

みなされる場合を含む。)において、その譲渡価額がその譲渡した

時における当該株式の帳簿価額

(その帳簿価額が第四十一條第一項に規定する当該株式についての再評価日の直前ににおける帳簿価額

に満たない場合においては、その再評価日における帳簿価額を控除した後における帳簿価額に満たない場合においては、その減少額からそのこえる金額を控除した金額とする。)に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。

2 法人が再評価を行つた株式について帳簿価額の減額をし、前條第三項の規定により再評価積立金を組み入れ、又は再評価積立金を組み入れた後、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までに当該株式について帳簿価額の増額をした場合においては、当該法人は、その増額を控除した後における帳簿価額に満たない場合においては、その損失の金額から当該積立金額を控除した金額に相当する金額の損失を、ん補する場合に限る。

3 損失をてん補する場合。但し、損失をてん補する日においては、当該法人は第六十九條の規定

二 組み入れる場合

一 第百三條から第一百五條までの規定により取りくずす場合

二 第百九條の規定により資本に組み入れる場合

一 第百三條から第一百五條までの規定により取りくずす場合

2 法人の再評価積立金の取くずしの禁止

左の各号に掲げる場合を除く外、取りくずすことができない。

二 第百七條 法人の再評価積立金は、

左の各号に掲げる場合を除く外、

取りくずすことができない。

2 法人の再評価積立金の取くずしの禁止

左の各号に掲げる場合を除く外、

おいてはその増加額からそのえ

る金額を控除した金額とする。)

に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金とし

て積み立てなければならない。

2 第二十四條第二項の規定は、前

二項の事業年度について準用す

る。

おける当該被合併法人の再評価積立金の額に相当する金額を再評価

積立金として積み立て、又は当該

合併法人の再評価積立金に組み入

れなければならない。

(再評価積立金の資本への組入れ)

月一日以後においては、同日におけ

る再評価積立金の額の四分の三

に相当する金額(当該法人がその

納付すべき再評価税を完納した後

においては、その再評価積立金の

金額)の範囲内において、再評価

積立金を資本に組み入れることが

できる。

2 前項の規定による再評価積立金の資本への組入れに関しては、別

に法律で定める。

(更正の場合の経理)

2 前項の規定による再評価積立金

の資本への組入れに関しては、別

に法律で定める。

2 第百十條 法人が第六十九條の規定

により再評価額若しくは再評価差

額又はこれらの額の合計額の更正

の通知を受けた場合においては、

当該法人は、その通知を受けた日

において、その更正に係る資産に

ついて、その更正に係る再評価額

の減少額に相当する金額の帳簿価

額の減額をし、更正に係る再評価

額又はその合計額の増加額又は

減少額に相当する金額を再評価

積立金に組み入れ、若しくは再評価

積立金として積み立て、又は再評価

積立金を貸借対照表の負債の部に

計上している間は、当該金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。

2 法人が第六十九條の規定により

第八十四條第二項又は第八十五條

第四項の規定による申告書に係る更正の通知を受けた場合において、第百四條又は第百五條の規定により取りくずした再評価積立金の金額が過大であつたときは、当

該法人は、その過大であつた金額に相当する金額を再評価積立金に組み入れ、又は再評価積立金として積み立てなければならない。(金融機関再建整備法の別例)
第一百一十二条(金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が再評価を行つた場合における、当該再評価に係る再評価積立金)規定による調整勘定を設けている金融機関が再評価を行つた場合において、当該再評価に係る再評価積立金

差額に相当する金額の同法第三十
七條第一項第一号に掲げる資産の
増益については、同條の規定
は、適用しない。

前項に規定する金融機関が再評価を行つた資産を譲渡し、又は当該資産について二つの異なる価値の成

該資産についてその帳簿価額の減額をした場合において、第一百四條又は第二百五條の規定により再評価

積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七

條第一項第四号に掲げる資産の処分損又は減価損については、同條の規定は、適用しない。

第一項に規定する金融機関が再評価を行つた株式を譲渡し、又は当該株式の譲渡

当該株式について想定価額の増額をした場合において、第一百六條の規定により再評価積立金に組み入

れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の金融機関再建整備法第三十七條第一項

第一号に掲げる資産の処分益又は増益については、同條の規定は、適用しない。

(社債の発行限度の特例)
第百十二條 再評価積立金を貸借対

照表の負債の部に計上している会社についての百分法第二百九十七條（同法第四百一十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第四十五条の規定による申告書を提出した後においては、再評価日以後一年間は再評価積立金の額の

第百二十五条 第四十五條又は第四十六條に規定する申告書に第三章に規定する限度額をこえた再評価額を記載して提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第百二十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
第百二十七条 第一百一十條の規定に違反した者
第百二十八条 第一百二十二条第一項の規定に違反した者
第百二十九条 第一百二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第百三十条 第一百二十二条第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿類を呈示した者の答弁をした者
第百三十二条 第一百二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第百三十三条 第一百八條の規定に違反した者
第百三十四条 第一百十條の規定に違反した者
第百三十五条 第一百三十二条から第一百五條までの規定に違反した者

二 正當な事由がなくて第四十七條による申告書を提出しなかつた者
三 第六十二条の規定による届出をしなかつた者

第一百二十八条 再評価税の調査に關する事務に従事している者は必ず事してゐた者がその事務に關して知つた秘密を漏らし、又は借用したときは、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に關して第一百二十四條から第一百二十七條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第一百三十條 第百二十四條第一項の規定を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、別に定める場合を除く外、昭和二十五年一月一日から適用する。

2 法人が基準日後この法律施行前に合併に因り消滅した場合において、合併法人が当該合併に因り得した資産で基準日において被合併法人が有していたものは、当該合併法人が基準日ににおいて有していたものとみなして、この法律を適用する。この場合において、第十三條第一項本文中「基準日」とあるのは「合併の日」と読み替える。のとする。

3 個人が基準日において有していた減資権却資産（基準日後当該個人がその事業の用に供したため減少資産に該当することとなる後昭和二十五年三月三十日以前に贈與があつた場合には、当該資産は、受贈者が基準日において有していたものとみなしてこの法律を適用する。この場合において、第十三條第二項中「基準日」及び同様第三項中「当該資産の用に供した日」とあるのは、「贈與があつた日」と読み替えるものとする。

4 第八項第二項及び第九條第一項の規定は、基準日後昭和二十五年三月三十一日以前に贈與、相続又は遺贈があつた場合には適用しない。この場合において、受贈者、相続人又は受遺者が当該贈與、相続又は遺贈に因り取得した資産で基準日において贈與者、被相続人又は遺贈者が有していたものは、当該受贈者、相続人又は受遺者が基準日において有していたものとみなして、この法律を適用する。

5 第五十六條第四項の規定は、再評価日を含む事業年度開始の日が昭和二十五年七月三十一日までに納付すべき再評価税の納付を延期する場合には適用しない。

6 基準日現在において再評価を行おうとする法人で基準日を含む事業年度の決算についての定時総会の規則を他の法令、定款、規約又は規則の定により昭和二十五年七月三十日前に招集しなければならないものは、この法律施行前にまだ当該総会を招集していない場合には、他の法令、定款、規約又は規則の定にかかるらず、同日までその招集を延期することができる。

7 再評価を行ふ法人で再評価日を含む事業年度（法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二十五条第五項）施行後昭和二十五年五月三十日以前に終了するものの法人税法の一部を改正する法律の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」といふ。）第十八條から第二十一條ま
る。但し、第四十五條第三項の規定による届出をしなかつた場合においては、この限りでない。

8 第二十三条の規定による申告書又は同法第二十一条の規定による申告書を第四百五條の規定による申告書による清算所得について、同法第十八條から第三十三條までの規定による申告書に記載した事項に係る修正申告書を納稅地の所轄稅務署長に提出前提出したものは、再評価に因り過大となつた当該事業年度に係る法人税法の規定による所得又は旧法人税法第二十九條から第三十一条までの規定による更正又は決定を受けたものは、その更正又は決定に係る同法の規定による所得又は清算所得で再評価に因り过大となつたものについて、修正申告書を納稅地の所轄稅務署長に提出することができる。

9 前二項の規定による修正申告書は、旧法人税法第二十五條第一項の規定による修正申告書とみなす。

10 再評価を行ふ法人で再評価日を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十日以前に終了するものの法人税法の一部を改正する法律の規定による改正後の法

11 での規定による当該事業年度分の申告書の提出期限は、これららの規定でかかる。同年七月三十一日までにかかる。

12 再評価を行ふ法人で再評価額を含む事業年度がこの法律施行後昭和二十五年五月三十一日前に終了するものが当該事業年度分の新法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書をこれらの規定に規定する提出期限内に提出しなかつた場合においては、当該法人は、その提出期限の翌日から同年七月三十一日までの間ににおいて当該申告書に記載すべき法人税額を納付した日（同年七月三十一日までに当該法人税額を納付しなかつたときは、同日）までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税に属する利子税額を当該法人税額とあわせて納付しなければならない。

13 新法人税法第四十二條第二項から第七項までの規定は、前項の利子税額について準用する。

14 第四十六條又は第四十七條の規定により相続人が昭和二十五年八月三十一日までに申告書を提出しなければならない場合においては、当該相続人が所得税法第二十九條第一項又は相続税法（昭和二十五年法律第二号）第二十七條第一項若しくは附則第八項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかるらず、同年六月三十日までとする。

別表第一

有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍数表

(一)

| 耐用年数 取得の時期 | 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍数表 | | | | | | | | | | | | | | | 耐用年数 取得の時期 | | | | | |
|----------------|-----------------------------|----|----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|----------|--------|----------------|--------|
| | 5年 | 6年 | 8年 | 10年 | 12年 | 15年 | 16年 | 18年 | 20年 | 25年 | 30年 | 35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 60年 | 80年 | | | | |
| 明治 33年以前 | | | | | | | 0.16 | 0.41 | 0.83 | 3.7 | 8.3 | 14 | 22 | 31 | 41 | 59 | 99 | 明治 33年以前 | | | |
| 明治 34年 | | | | | | | 0.10 | 0.21 | 0.43 | 1.2 | 4.3 | 9.5 | 16 | 25 | 34 | 44 | 64 | 106 | 明治 34年 | | |
| 明治 35年 | | | | | | | 0.12 | 0.25 | 0.42 | 1.2 | 4.7 | 10 | 17 | 26 | 35 | 46 | 65 | 108 | 明治 35年 | | |
| 明治 36年 | | | | | | | 0.16 | 0.28 | 0.80 | 1.2 | 4.8 | 10 | 17 | 26 | 35 | 45 | 64 | 105 | 明治 36年 | | |
| 明治 37年 | | | | | | | 0.19 | 0.34 | 0.76 | 1.5 | 5.3 | 10 | 18 | 26 | 35 | 45 | 63 | 103 | 明治 37年 | | |
| 明治 38年 | | | | | | | 0.21 | 0.35 | 0.71 | 1.7 | 5.3 | 10 | 17 | 26 | 34 | 44 | 61 | 98 | 明治 38年 | | |
| 明治 39年 | | | | | | | 0.27 | 0.34 | 1.0 | 1.7 | 5.5 | 11 | 18 | 27 | 35 | 45 | 62 | 98 | 明治 39年 | | |
| 明治 40年 | | | | | | | 0.32 | 0.32 | 0.96 | 1.9 | 5.7 | 11 | 18 | 26 | 35 | 44 | 60 | 94 | 明治 40年 | | |
| 明治 41年 | | | | | | | 0.33 | 0.33 | 1.3 | 2.3 | 6.6 | 13 | 20 | 29 | 38 | 47 | 65 | 100 | 明治 41年 | | |
| 明治 42年 | | | | | | | 0.34 | 0.69 | 1.3 | 2.7 | 7.6 | 14 | 22 | 32 | 42 | 52 | 70 | 108 | 明治 42年 | | |
| 明治 43年 | | | | | | | 0.34 | 0.69 | 1.7 | 3.1 | 8.2 | 15 | 24 | 33 | 43 | 54 | 72 | 110 | 明治 43年 | | |
| 明治 44年 | | | | | | | 0.10 | 0.66 | 0.99 | 1.9 | 3.3 | 8.9 | 16 | 24 | 34 | 44 | 54 | 72 | 109 | 明治 44年 | |
| 明治 45年 大正元年 | | | | | | | 0.12 | 0.62 | 0.94 | 2.2 | 3.7 | 9.1 | 16 | 25 | 34 | 44 | 54 | 71 | 106 | 明治 45年 大正元年 | |
| 明治 46年 | | | | | | | 0.15 | 0.94 | 1.2 | 2.5 | 4.0 | 10 | 17 | 26 | 36 | 46 | 56 | 74 | 109 | 大正 2年 | |
| 大正 2年 | | | | | | | 0.23 | 0.98 | 1.6 | 2.9 | 4.9 | 11 | 20 | 29 | 40 | 51 | 62 | 81 | 117 | 大正 3年 | |
| 大正 3年 | | | | | | | 0.29 | 1.2 | 1.9 | 3.5 | 5.5 | 12 | 21 | 31 | 42 | 53 | 64 | 83 | 119 | 大正 4年 | |
| 大正 4年 | | | | | | | 0.26 | 1.3 | 1.8 | 3.2 | 5.1 | 11 | 19 | 27 | 37 | 46 | 55 | 71 | 101 | 大正 5年 | |
| 大正 5年 | | | | | | | 0.21 | 1.2 | 1.7 | 2.9 | 4.4 | 10 | 16 | 23 | 31 | 39 | 46 | 59 | 83 | 大正 6年 | |
| 大正 6年 | | | | | | | 0.16 | 1.1 | 1.4 | 2.6 | 3.9 | 8.3 | 13 | 19 | 25 | 31 | 37 | 46 | 65 | 大正 7年 | |
| 大正 7年 | | | | | | | 0.26 | 1.0 | 1.4 | 2.3 | 3.5 | 7.5 | 12 | 17 | 22 | 27 | 31 | 39 | 54 | 大正 8年 | |
| 大正 8年 | | | | | | | 0.10 | 0.24 | 1.0 | 1.4 | 2.5 | 3.7 | 7.5 | 11 | 16 | 21 | 25 | 30 | 37 | 51 | 大正 9年 |
| 大正 9年 | | | | | | | 0.15 | 0.47 | 1.7 | 2.3 | 3.7 | 5.3 | 10 | 16 | 22 | 29 | 35 | 41 | 50 | 68 | 大正 10年 |
| 大正 10年 | | | | | | | 0.16 | 0.64 | 2.0 | 2.7 | 4.3 | 6.2 | 12 | 18 | 25 | 31 | 37 | 43 | 54 | 72 | 大正 11年 |
| 大正 11年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 取得の時期 | 耐用年数 | 耐用年数の時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|---------|----|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---------|--------|---------|-----------|---------|
| | | 5年 | 6年 | 8年 | 10年 | 12年 | 15年 | 16年 | 18年 | 20年 | 25年 | 30年 | 35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 60年 | 80年 | 耐用年数 | | | | |
| 大正 12 年 | | | | 0.15 | 0.78 | 2.3 | 3.1 | 4.8 | 6.7 | 12 | 19 | 26 | 33 | 39 | 45 | 55 | 72 | 大正 12 年 | 大正 15 年 | | | | |
| 大正 13 年 | | | | 0.30 | 0.91 | 2.7 | 3.4 | 5.3 | 7.4 | 13 | 20 | 27 | 33 | 39 | 45 | 55 | 72 | 大正 13 年 | 昭和 2 年 | | | | |
| 大正 14 年 | | | | 0.10 | 0.46 | 1.0 | 3.2 | 4.2 | 6.2 | 8.5 | 15 | 22 | 29 | 36 | 42 | 49 | 58 | 76 | 大正 14 年 | 昭和 3 年 | | | |
| 大正 15 年 | | | | 0.15 | 0.52 | 1.5 | 4.3 | 5.4 | 8.0 | 10 | 19 | 27 | 35 | 43 | 51 | 57 | 69 | 88 | 大正 15 年 | 昭和 4 年 | | | |
| 昭和 2 年 | | | | 0.18 | 0.73 | 2.0 | 5.3 | 6.6 | 9.6 | 12 | 21 | 31 | 40 | 48 | 56 | 63 | 75 | 95 | 昭和 2 年 | 昭和 5 年 | | | |
| 昭和 3 年 | | | | 0.18 | 1.1 | 2.5 | 6.2 | 7.5 | 10 | 14 | 24 | 33 | 42 | 51 | 59 | 66 | 78 | 98 | 昭和 3 年 | 昭和 6 年 | | | |
| 昭和 4 年 | | | | 0.37 | 1.3 | 3.2 | 7.3 | 9.0 | 12 | 16 | 27 | 37 | 46 | 56 | 64 | 71 | 83 | 103 | 昭和 4 年 | 昭和 7 年 | | | |
| 昭和 5 年 | | | | 0.10 | 0.68 | 2.0 | 4.8 | 10 | 12 | 17 | 22 | 36 | 49 | 60 | 72 | 81 | 91 | 105 | 129 | 昭和 5 年 | 昭和 8 年 | | |
| 昭和 6 年 | | | | 0.13 | 1.0 | 3.2 | 6.7 | 14 | 17 | 23 | 30 | 46 | 62 | 77 | 90 | 102 | 112 | 129 | 158 | 昭和 6 年 | 昭和 9 年 | | |
| 昭和 7 年 | | | | 0.19 | 1.2 | 3.6 | 7.5 | 15 | 18 | 24 | 30 | 46 | 61 | 74 | 86 | 96 | 106 | 121 | 146 | 昭和 7 年 | 昭和 10 年 | | |
| 昭和 8 年 | | | | 0.21 | 1.4 | 4.0 | 7.9 | 15 | 18 | 24 | 29 | 44 | 57 | 69 | 79 | 89 | 97 | 110 | 131 | 昭和 8 年 | 昭和 11 年 | | |
| 昭和 9 年 | | | | 0.10 | 0.20 | 1.8 | 5.0 | 9.4 | 18 | 20 | 27 | 32 | 47 | 60 | 72 | 83 | 91 | 100 | 112 | 132 | 昭和 9 年 | 昭和 12 年 | |
| 昭和 10 年 | | | | 0.18 | 0.40 | 2.6 | 6.3 | 11 | 20 | 23 | 29 | 35 | 51 | 64 | 75 | 85 | 94 | 102 | 113 | 133 | 昭和 10 年 | 昭和 13 年 | |
| 昭和 11 年 | | | | 0.19 | 0.78 | 3.3 | 7.6 | 13 | 22 | 26 | 32 | 38 | 53 | 66 | 77 | 87 | 95 | 102 | 113 | 131 | 昭和 11 年 | 昭和 14 年 | |
| 昭和 12 年 | | | | 0.32 | 0.96 | 3.7 | 7.9 | 13 | 21 | 24 | 30 | -35 | 48 | 59 | 68 | 76 | 82 | 88 | 97 | 111 | 昭和 12 年 | 昭和 15 年 | |
| 昭和 13 年 | | | | 0.45 | 1.3 | 4.7 | 9.4 | 15 | 24 | 27 | 32 | 38 | 50 | 60 | 69 | 76 | 82 | 87 | 95 | 108 | 昭和 13 年 | 昭和 16 年 | |
| 昭和 14 年 | | | | 0.83 | 1.9 | 5.8 | 10 | 16 | 25 | 28 | 33 | 38 | 50 | 59 | 66 | 73 | 78 | 83 | 90 | 101 | 昭和 14 年 | 昭和 17 年 | |
| 昭和 15 年 | | | | 1.1 | 2.5 | 6.9 | 12 | 17 | 26 | 29 | 34 | 38 | 49 | 57 | 63 | 69 | 74 | 77 | 83 | 93 | 昭和 15 年 | 昭和 18 年 | |
| 昭和 16 年 | | | | 1.7 | 3.5 | 8.6 | 14 | 20 | 29 | 31 | 36 | 40 | 50 | 57 | 63 | 68 | 72 | 76 | 81 | 89 | 昭和 16 年 | 昭和 19 年 | |
| 昭和 17 年 | | | | 2.6 | 4.8 | 10 | 16 | 22 | 31 | 33 | 38 | 42 | 50 | 57 | 62 | 66 | 70 | 73 | 77 | 84 | 昭和 17 年 | 昭和 20 年 | |
| 昭和 18 年 | | | | 3.8 | 6.6 | 13 | 19 | 25 | 33 | 36 | 40 | 44 | 52 | 57 | 62 | 66 | 69 | 71 | 75 | 81 | 昭和 18 年 | 昭和 21 年 | |
| 昭和 19 年 | | | | 5.5 | 8.6 | 15 | 21 | 27 | 34 | 36 | 40 | 43 | 50 | 55 | 58 | 61 | 64 | 66 | 69 | 73 | 昭和 19 年 | 昭和 22 年 | |
| 昭和 20 年 | | | | 1月 - 3月 | 7.9 | 11 | 18 | 24 | 30 | 36 | 38 | 41 | 44 | 49 | 53 | 56 | 59 | 61 | 62 | 65 | 68 | 1月 - 3月 | 昭和 25 年 |
| | | | | 4月 - 6月 | 7.2 | 10 | 16 | 21 | 25 | 31 | 32 | 35 | 37 | 41 | 44 | 47 | 49 | 50 | 51 | 53 | 56 | 4月 - 6月 | 昭和 26 年 |
| | | | | 7月 - 9月 | 7.4 | 10 | 16 | 20 | 24 | 29 | 31 | 33 | 35 | 39 | 41 | 44 | 45 | 47 | 48 | 49 | 52 | 7月 - 9月 | 昭和 27 年 |
| | | | | 10月 - 12月 | 5.9 | 8.1 | 12 | 15 | 18 | 21 | 22 | 24 | 25 | 28 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 37 | 10月 - 12月 | 昭和 28 年 |

| 取 得 の 時 期 | | 耐 用 年 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 取 得 の 時 期 | |
|-------------|-------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|-------------|--|
| | 耐 用 年 数 | 5 年 | 6 年 | 8 年 | 10 年 | 12 年 | 15 年 | 16 年 | 18 年 | 20 年 | 25 年 | 30 年 | 35 年 | 40 年 | 45 年 | 50 年 | 60 年 | 80 年 | 耐 用 年 数 | | |
| 昭 和 21 年 | 1 月 - 2 月 | 3.9 | 5.2 | 7.7 | 9.7 | 11 | 13 | 13 | 14 | 15 | 17 | 18 | 18 | 19 | 20 | 20 | 21 | 21 | 1 月 - 2 月 | 昭 和 21 年 | |
| | 3 月 | 2.9 | 3.8 | 5.6 | 7.0 | 8.1 | 9.4 | 9.8 | 10 | 10 | 11 | 12 | 13 | 13 | 14 | 14 | 14 | 15 | 3 月 | | |
| | 4 月 - 6 月 | 2.2 | 3.0 | 4.3 | 5.4 | 6.2 | 7.2 | 7.5 | 7.9 | 8.3 | 9.0 | 9.6 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 | 4 月 - 6 月 | | |
| | 7 月 - 9 月 | 2.1 | 2.8 | 4.0 | 4.9 | 5.6 | 6.4 | 6.6 | 7.0 | 7.3 | 7.9 | 8.4 | 8.7 | 9.0 | 9.2 | 9.3 | 9.6 | 9.9 | 7 月 - 9 月 | | |
| | 10 月 - 12 月 | 2.1 | 2.7 | 3.7 | 4.4 | 5.0 | 5.7 | 5.9 | 6.2 | 6.5 | 6.9 | 7.3 | 7.6 | 7.8 | 8.0 | 8.1 | 8.3 | 8.6 | 10 月 - 12 月 | | |
| | 1 月 - 3 月 | 2.1 | 2.6 | 3.5 | 4.2 | 4.7 | 5.3 | 5.4 | 5.7 | 5.9 | 6.3 | 6.6 | 6.9 | 7.0 | 7.2 | 7.3 | 7.5 | 7.7 | 1 月 - 3 月 | | |
| | 4 月 - 6 月 | 1.7 | 2.2 | 2.8 | 3.3 | 3.7 | 4.1 | 4.2 | 4.4 | 4.6 | 4.9 | 5.1 | 5.2 | 5.4 | 5.5 | 5.6 | 5.7 | 5.8 | 4 月 - 6 月 | | |
| | 7 月 - 9 月 | 1.1 | 1.3 | 1.7 | 1.9 | 2.1 | 2.3 | 2.4 | 2.5 | 2.6 | 2.7 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.0 | 3.1 | 3.1 | 3.2 | 7 月 - 9 月 | | |
| | 10 月 - 12 月 | 0.9 | 1.0 | 1.3 | 1.5 | 1.6 | 1.8 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 2.0 | 2.1 | 2.2 | 2.2 | 2.3 | 2.3 | 2.4 | 2.4 | 10 月 - 12 月 | | |
| | 昭 和 22 年 | 1 月 - 3 月 | 0.93 | 1.0 | 1.3 | 1.4 | 1.6 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 1.8 | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 2.1 | 2.1 | 2.1 | 2.2 | 1 月 - 3 月 | |
| 昭 和 23 年 | 4 月 - 6 月 | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 1.5 | 1.6 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 4 月 - 6 月 | 昭 和 23 年 | |
| | 7 月 - 9 月 | 0.65 | 0.73 | 0.85 | 0.92 | 0.98 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 7 月 - 9 月 | | |
| | 10 月 - 12 月 | 0.62 | 0.68 | 0.77 | 0.83 | 0.87 | 0.91 | 0.92 | 0.94 | 0.96 | 0.98 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 10 月 - 12 月 | | |
| | 昭 和 24 年 | 0.66 | 0.72 | 0.79 | 0.84 | 0.87 | 0.90 | 0.91 | 0.93 | 0.94 | 0.96 | 0.98 | 0.99 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 昭 和 24 年 | | |

上記の表に該当する耐用年数がない資産についての倍数は、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1 - 優却率)ⁿ × 取得の時期に応ずる別表第二の倍数

上記の算式において、

「優却率」とは、

1 昭和 19 年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた優却率をいい、

2 昭和 20 年以後に取得した資産については、その耐用年数を 4 倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた優却率をいい、

「n」とは、

1 昭和 19 年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和 24 年までの経過年数をいい、

2 昭和 20 年以後に取得した資産については、その取得の月から昭和 24 年 12 月までの経過月数を 3 で除した数(端数があるときは、これを切り上げる。)をいい。

別表第二 鋼業用機械備却資産及びその他の事業用資産(法人)についての再評価倍数表

| 取得の時期 | 倍数 | 取得の時期 | 倍数 | 取得の時期 | 倍数 |
|-----------|-----|---------|-----|----------------|------|
| 明治 33 年以前 | 415 | 大正 11 年 | 160 | 昭和 19 年 | 87 |
| 明治 34 年 | 432 | 大正 12 年 | 157 | 昭和 1 月 - 3 月 | 79 |
| 明治 35 年 | 428 | 大正 13 年 | 152 | 昭和 4 月 - 6 月 | 64 |
| 明治 36 年 | 402 | 大正 14 年 | 155 | 昭和 7 月 - 9 月 | 59 |
| 明治 37 年 | 383 | 大正 15 年 | 175 | 昭和 10 月 - 12 月 | 41 |
| 明治 38 年 | 356 | 昭和 2 年 | 184 | 昭和 1 月 - 2 月 | 24 |
| 明治 39 年 | 346 | 昭和 3 年 | 183 | 昭和 3 月 | 17 |
| 明治 40 年 | 321 | 昭和 4 年 | 188 | 昭和 4 月 - 6 月 | 12 |
| 明治 41 年 | 333 | 昭和 5 年 | 229 | 昭和 7 月 - 9 月 | 11 |
| 明治 42 年 | 349 | 昭和 6 年 | 271 | 昭和 10 月 - 12 月 | 9.5 |
| 明治 43 年 | 345 | 昭和 7 年 | 244 | 昭和 1 月 - 3 月 | 8.4 |
| 明治 44 年 | 332 | 昭和 8 年 | 213 | 昭和 4 月 - 6 月 | 6.3 |
| 明治 45 年 | 314 | 昭和 9 年 | 209 | 昭和 7 月 - 9 月 | 3.5 |
| 大正 2 年 | 313 | 昭和 10 年 | 204 | 昭和 10 月 - 12 月 | 2.5 |
| 大正 3 年 | 328 | 昭和 11 年 | 196 | 昭和 1 月 - 3 月 | 2.3 |
| 大正 4 年 | 324 | 昭和 12 年 | 161 | 昭和 4 月 - 6 月 | 2.2 |
| 大正 5 年 | 268 | 昭和 13 年 | 153 | 昭和 7 月 - 9 月 | 1.3 |
| 大正 6 年 | 213 | 昭和 14 年 | 138 | 昭和 10 月 - 12 月 | 1.1 |
| 大正 7 年 | 162 | 昭和 15 年 | 123 | 昭和 1 月 - 24 年 | 1.0 |
| 大正 8 年 | 133 | 昭和 16 年 | 115 | 昭和 4 月 - 6 月 | 1.4 |
| 大正 9 年 | 121 | 昭和 17 年 | 106 | 昭和 7 月 - 9 月 | 0.91 |
| 大正 10 年 | 156 | 昭和 18 年 | 99 | 昭和 10 月 - 12 月 | 0.83 |
| | | | | 昭和 24 年 | 0.84 |
| | | | | 昭和 24 年 | 0.90 |
| | | | | 昭和 24 年 | 0.95 |
| | | | | 昭和 24 年 | 0.99 |
| | | | | 昭和 24 年 | 1.0 |

別表第三 無形減価、償却資産についての再評価倍数表

| 雇 類 | 試験研究費及び販促費 | 実用新案権、特許権及び商標権 | 水 利 権 |
|-----------|------------|----------------|-------|
| 昭 和 6 年 | | | 13 |
| 昭 和 7 年 | | | 24 |
| 昭 和 8 年 | | | 32 |
| 昭 和 9 年 | | | 41 |
| 昭 和 10 年 | | | 51 |
| 昭 和 11 年 | | | 58 |
| 昭 和 12 年 | | | 62 |
| 昭 和 13 年 | | | 61 |
| 昭 和 14 年 | | | 63 |
| 昭 和 15 年 | | | 64 |
| 昭 和 16 年 | | | 66 |
| 昭 和 17 年 | | | 68 |
| 昭 和 18 年 | | | 69 |
| 昭 和 19 年 | | | 70 |
| 昭 和 20 年 | | | 71 |
| 昭 和 21 年 | | | 72 |
| 昭 和 22 年 | | | 73 |
| 昭 和 23 年 | | | 74 |
| 昭 和 24 年 | | | 75 |
| 昭 和 25 年 | | | 76 |
| 昭 和 26 年 | | | 77 |
| 昭 和 27 年 | | | 78 |
| 昭 和 28 年 | | | 79 |
| 昭 和 29 年 | | | 80 |
| 昭 和 30 年 | | | 81 |
| 昭 和 31 年 | | | 82 |
| 昭 和 32 年 | | | 83 |
| 昭 和 33 年 | | | 84 |
| 昭 和 34 年 | | | 85 |
| 昭 和 35 年 | | | 86 |
| 昭 和 36 年 | | | 87 |
| 昭 和 37 年 | | | 88 |
| 昭 和 38 年 | | | 89 |
| 昭 和 39 年 | | | 90 |
| 昭 和 40 年 | | | 91 |
| 昭 和 41 年 | | | 92 |
| 昭 和 42 年 | | | 93 |
| 昭 和 43 年 | | | 94 |
| 昭 和 44 年 | | | 95 |
| 昭 和 45 年 | | | 96 |
| 昭 和 46 年 | | | 97 |
| 昭 和 47 年 | | | 98 |
| 昭 和 48 年 | | | 99 |
| 昭 和 49 年 | | | 100 |
| 昭 和 50 年 | | | 101 |
| 昭 和 51 年 | | | 102 |
| 昭 和 52 年 | | | 103 |
| 昭 和 53 年 | | | 104 |
| 昭 和 54 年 | | | 105 |
| 昭 和 55 年 | | | 106 |
| 昭 和 56 年 | | | 107 |
| 昭 和 57 年 | | | 108 |
| 昭 和 58 年 | | | 109 |
| 昭 和 59 年 | | | 110 |
| 昭 和 60 年 | | | 111 |
| 昭 和 61 年 | | | 112 |
| 昭 和 62 年 | | | 113 |
| 昭 和 63 年 | | | 114 |
| 昭 和 64 年 | | | 115 |
| 昭 和 65 年 | | | 116 |
| 昭 和 66 年 | | | 117 |
| 昭 和 67 年 | | | 118 |
| 昭 和 68 年 | | | 119 |
| 昭 和 69 年 | | | 120 |
| 昭 和 70 年 | | | 121 |
| 昭 和 71 年 | | | 122 |
| 昭 和 72 年 | | | 123 |
| 昭 和 73 年 | | | 124 |
| 昭 和 74 年 | | | 125 |
| 昭 和 75 年 | | | 126 |
| 昭 和 76 年 | | | 127 |
| 昭 和 77 年 | | | 128 |
| 昭 和 78 年 | | | 129 |
| 昭 和 79 年 | | | 130 |
| 昭 和 80 年 | | | 131 |
| 昭 和 81 年 | | | 132 |
| 昭 和 82 年 | | | 133 |
| 昭 和 83 年 | | | 134 |
| 昭 和 84 年 | | | 135 |
| 昭 和 85 年 | | | 136 |
| 昭 和 86 年 | | | 137 |
| 昭 和 87 年 | | | 138 |
| 昭 和 88 年 | | | 139 |
| 昭 和 89 年 | | | 140 |
| 昭 和 90 年 | | | 141 |
| 昭 和 91 年 | | | 142 |
| 昭 和 92 年 | | | 143 |
| 昭 和 93 年 | | | 144 |
| 昭 和 94 年 | | | 145 |
| 昭 和 95 年 | | | 146 |
| 昭 和 96 年 | | | 147 |
| 昭 和 97 年 | | | 148 |
| 昭 和 98 年 | | | 149 |
| 昭 和 99 年 | | | 150 |
| 昭 和 100 年 | | | 151 |
| 昭 和 101 年 | | | 152 |
| 昭 和 102 年 | | | 153 |
| 昭 和 103 年 | | | 154 |
| 昭 和 104 年 | | | 155 |
| 昭 和 105 年 | | | 156 |
| 昭 和 106 年 | | | 157 |
| 昭 和 107 年 | | | 158 |
| 昭 和 108 年 | | | 159 |
| 昭 和 109 年 | | | 160 |
| 昭 和 110 年 | | | 161 |
| 昭 和 111 年 | | | 162 |
| 昭 和 112 年 | | | 163 |
| 昭 和 113 年 | | | 164 |
| 昭 和 114 年 | | | 165 |
| 昭 和 115 年 | | | 166 |
| 昭 和 116 年 | | | 167 |
| 昭 和 117 年 | | | 168 |
| 昭 和 118 年 | | | 169 |
| 昭 和 119 年 | | | 170 |
| 昭 和 120 年 | | | 171 |
| 昭 和 121 年 | | | 172 |
| 昭 和 122 年 | | | 173 |
| 昭 和 123 年 | | | 174 |
| 昭 和 124 年 | | | 175 |
| 昭 和 125 年 | | | 176 |
| 昭 和 126 年 | | | 177 |
| 昭 和 127 年 | | | 178 |
| 昭 和 128 年 | | | 179 |
| 昭 和 129 年 | | | 180 |
| 昭 和 130 年 | | | 181 |
| 昭 和 131 年 | | | 182 |
| 昭 和 132 年 | | | 183 |
| 昭 和 133 年 | | | 184 |
| 昭 和 134 年 | | | 185 |
| 昭 和 135 年 | | | 186 |
| 昭 和 136 年 | | | 187 |
| 昭 和 137 年 | | | 188 |
| 昭 和 138 年 | | | 189 |
| 昭 和 139 年 | | | 190 |
| 昭 和 140 年 | | | 191 |
| 昭 和 141 年 | | | 192 |
| 昭 和 142 年 | | | 193 |
| 昭 和 143 年 | | | 194 |
| 昭 和 144 年 | | | 195 |
| 昭 和 145 年 | | | 196 |
| 昭 和 146 年 | | | 197 |
| 昭 和 147 年 | | | 198 |
| 昭 和 148 年 | | | 199 |
| 昭 和 149 年 | | | 200 |
| 昭 和 150 年 | | | 201 |
| 昭 和 151 年 | | | 202 |
| 昭 和 152 年 | | | 203 |
| 昭 和 153 年 | | | 204 |
| 昭 和 154 年 | | | 205 |
| 昭 和 155 年 | | | 206 |
| 昭 和 156 年 | | | 207 |
| 昭 和 157 年 | | | 208 |
| 昭 和 158 年 | | | 209 |
| 昭 和 159 年 | | | 210 |
| 昭 和 160 年 | | | 211 |
| 昭 和 161 年 | | | 212 |
| 昭 和 162 年 | | | 213 |
| 昭 和 163 年 | | | 214 |
| 昭 和 164 年 | | | 215 |
| 昭 和 165 年 | | | 216 |
| 昭 和 166 年 | | | 217 |
| 昭 和 167 年 | | | 218 |
| 昭 和 168 年 | | | 219 |
| 昭 和 169 年 | | | 220 |
| 昭 和 170 年 | | | 221 |
| 昭 和 171 年 | | | 222 |
| 昭 和 172 年 | | | 223 |
| 昭 和 173 年 | | | 224 |
| 昭 和 174 年 | | | 225 |
| 昭 和 175 年 | | | 226 |
| 昭 和 176 年 | | | 227 |
| 昭 和 177 年 | | | 228 |
| 昭 和 178 年 | | | 229 |
| 昭 和 179 年 | | | 230 |
| 昭 和 180 年 | | | 231 |
| 昭 和 181 年 | | | 232 |
| 昭 和 182 年 | | | 233 |
| 昭 和 183 年 | | | 234 |
| 昭 和 184 年 | | | 235 |
| 昭 和 185 年 | | | 236 |
| 昭 和 186 年 | | | 237 |
| 昭 和 187 年 | | | 238 |
| 昭 和 188 年 | | | 239 |
| 昭 和 189 年 | | | 240 |
| 昭 和 190 年 | | | 241 |
| 昭 和 191 年 | | | 242 |
| 昭 和 192 年 | | | 243 |
| 昭 和 193 年 | | | 244 |
| 昭 和 194 年 | | | 245 |
| 昭 和 195 年 | | | 246 |
| 昭 和 196 年 | | | 247 |
| 昭 和 197 年 | | | 248 |
| 昭 和 198 年 | | | 249 |
| 昭 和 199 年 | | | 250 |
| 昭 和 200 年 | | | 251 |
| 昭 和 201 年 | | | 252 |
| 昭 和 202 年 | | | 253 |
| 昭 和 203 年 | | | 254 |
| 昭 和 204 年 | | | 255 |
| 昭 和 205 年 | | | 256 |
| 昭 和 206 年 | | | 257 |
| 昭 和 207 年 | | | 258 |
| 昭 和 208 年 | | | 259 |
| 昭 和 209 年 | | | 260 |
| 昭 和 210 年 | | | 261 |
| 昭 和 211 年 | | | 262 |
| 昭 和 212 年 | | | 263 |
| 昭 和 213 年 | | | 264 |
| 昭 和 214 年 | | | 265 |
| 昭 和 215 年 | | | 266 |
| 昭 和 216 年 | | | 267 |
| 昭 和 217 年 | | | 268 |
| 昭 和 218 年 | | | 269 |
| 昭 和 219 年 | | | 270 |
| 昭 和 220 年 | | | 271 |
| 昭 和 221 年 | | | 272 |
| 昭 和 222 年 | | | 273 |
| 昭 和 223 年 | | | 274 |
| 昭 和 224 年 | | | 275 |
| 昭 和 225 年 | | | 276 |
| 昭 和 226 年 | | | 277 |
| 昭 和 227 年 | | | 278 |
| 昭 和 228 年 | | | 279 |
| 昭 和 229 年 | | | 280 |
| 昭 和 230 年 | | | 281 |
| 昭 和 231 年 | | | 282 |
| 昭 和 232 年 | | | 283 |
| 昭 和 233 年 | | | 284 |
| 昭 和 234 年 | | | 285 |
| 昭 和 235 年 | | | 286 |
| 昭 和 236 年 | | | 287 |
| 昭 和 237 年 | | | 288 |
| 昭 和 238 年 | | | 289 |
| 昭 和 239 年 | | | 290 |
| 昭 和 240 年 | | | 291 |
| 昭 和 241 年 | | | 292 |
| 昭 和 242 年 | | | 293 |
| 昭 和 243 年 | | | 294 |
| 昭 和 244 年 | | | 295 |
| 昭 和 245 年 | | | 296 |
| 昭 和 246 年 | | | 297 |
| 昭 和 247 年 | | | 298 |
| 昭 和 248 年 | | | 299 |
| 昭 和 249 年 | | | 300 |
| 昭 和 250 年 | | | 301 |
| 昭 和 251 年 | | | 302 |
| 昭 和 252 年 | | | 303 |
| 昭 和 253 年 | | | 304 |
| 昭 和 254 年 | | | 305 |
| 昭 和 255 年 | | | 306 |
| 昭 和 256 年 | | | 307 |
| 昭 和 257 年 | | | 308 |
| 昭 和 258 年 | | | 309 |
| 昭 和 259 年 | | | 310 |
| 昭 和 260 年 | | | 311 |
| 昭 和 261 年 | | | 312 |
| 昭 和 262 年 | | | 313 |
| 昭 和 263 年 | | | 314 |
| 昭 和 264 年 | | | 315 |
| 昭 和 265 年 | | | 316 |
| 昭 和 266 年 | | | 317 |
| 昭 和 267 年 | | | 318 |
| 昭 和 268 年 | | | 319 |
| 昭 和 269 年 | | | 320 |
| | | | |

別表第四 その他の事業用資産(個人)株式及び非事業用
資産(土地及び家屋を除く。)についての再評

価倍数表

| 取 得 の 時 期 (合併) | 倍 数 |
|--------------------|-----|
| 昭 和 3 年 月 | 7.4 |
| 4 月 - 6 月 | 5.7 |
| 21 年 7 月 - 9 月 | 4.9 |
| 21 年 10 月 - 12 月 | 5.3 |
| 昭 和 22 年 1 月 - 3 月 | 3.9 |
| 4 月 - 6 月 | 2.8 |
| 7 月 - 9 月 | 1.9 |
| 10 月 - 12 月 | 1.8 |
| 昭 和 23 年 1 月 - 3 月 | 1.6 |
| 4 月 - 6 月 | 1.4 |
| 7 月 - 9 月 | 1.1 |
| 10 月 - 12 月 | 1.1 |
| 昭 和 24 年 | 1.0 |

別表第五 土地及び土地の上に存する権利の再評価倍数表

| 取 得 の 時 期 | 倍 数 | 取 得 の 時 期 | 倍 数 | 取 得 の 時 期 | 倍 数 |
|-----------------|------|-----------|-----|----------------|------|
| 明治 33 年以前 | 1.08 | 大 正 11 年 | 3.7 | 昭 和 19 年 | 2.8 |
| 明 治 34 年 | 1.12 | 大 正 12 年 | 3.8 | 昭 和 19 年 | 2.5 |
| 明 治 35 年 | 1.11 | 大 正 13 年 | 3.9 | 昭 和 19 年 | 2.3 |
| 明 治 36 年 | 1.04 | 大 正 14 年 | 3.8 | 20 年 7 月 - 9 月 | 2.1 |
| 明 治 37 年 | 0.99 | 大 正 15 年 | 3.8 | 年 10 月 - 12 月 | 1.9 |
| 明 治 38 年 | 0.92 | 昭 和 2 年 | 3.9 | 1 月 - 2 月 | 1.7 |
| 明 治 39 年 | 0.90 | 昭 和 3 年 | 4.0 | 昭 和 3 年 | 1.5 |
| 明 治 40 年 | 0.83 | 昭 和 4 年 | 4.2 | 4 月 - 6 月 | 1.3 |
| 明 治 41 年 | 0.86 | 昭 和 5 年 | 4.6 | 7 月 - 9 月 | 1.0 |
| 明 治 42 年 | 0.90 | 昭 和 6 年 | 5.3 | 10 月 - 12 月 | 0.76 |
| 明 治 43 年 | 0.89 | 昭 和 7 年 | 5.6 | 1 月 - 3 月 | 0.57 |
| 明 治 44 年 | 0.86 | 昭 和 8 年 | 5.6 | 4 月 - 6 月 | 0.46 |
| 明治 45 年 大正元年 | 0.81 | 昭 和 9 年 | 5.4 | 7 月 - 9 月 | 0.38 |
| 大 正 2 年 | 0.81 | 昭 和 10 年 | 5.3 | 10 月 - 12 月 | 0.28 |
| 大 正 3 年 | 0.87 | 昭 和 11 年 | 5.0 | 1 月 - 3 月 | 0.21 |
| 大 正 4 年 | 0.94 | 昭 和 12 年 | 4.8 | 4 月 - 6 月 | 0.17 |
| 大 正 5 年 | 0.91 | 昭 和 13 年 | 4.6 | 7 月 - 9 月 | 0.14 |
| 大 正 6 年 | 0.78 | 昭 和 14 年 | 4.3 | 10 月 - 12 月 | 0.12 |
| 大 正 7 年 | 0.59 | 昭 和 15 年 | 4.0 | 昭 和 24 年 | 0.10 |
| 大 正 8 年 | 0.37 | 昭 和 16 年 | 3.8 | | |
| 大 正 9 年 | 0.36 | 昭 和 17 年 | 3.6 | | |
| 大 正 10 年 | 0.37 | 昭 和 18 年 | 3.2 | | |

相続税法
相続税法案

相続税法（昭和二十二年法律第八
十七号）の全部を改正する。

目次

| | | |
|---|---|---|
| 第一章 総則（第一條—第十條） | 第二章 課税価格、税率及び控除 (第十一條—第二十一條) | 第三章 財産の評価（第二十二 條—第二十六條） |
| 第四章 申告及び納付（第二十七 條—第三十四條） | 第五章 更正及び決定（第二十五 條—第三十七條） | 第六章 延納及び物納（第三十八 條—第四十三條） |
| 第七章 再調査審査及び訴訟（第 四十四條—第四十八條） | 第八章 雜則（第四十九條—第六 十七條） | 第九章 虐則（第六十八條—第七 十四條） |
| 附則 | 第一章 総則 (納稅義務者) | 第一章 総則 |
| 第一條 左に掲げる者は、この法律 により、相続税を納める義務があ る。 | 第一條 左に掲げる者は、この法律 により、相続税を納める義務があ る。 | 第一條 左に掲げる者は、この法律 により、相続税を納める義務があ る。 |
| 一 相続、遺贈又は贈與に因り財 産を取得した個人で当該財産を 取得した時においてこの法律の 施行地に住所を有するもの | 一 相続、遺贈又は贈與に因り財 産を取得した個人で当該財産を 取得した時においてこの法律の 施行地に住所を有するもの | 一 相続、遺贈又は贈與に因り財 産を取得した個人で当該財産を 取得した時においてこの法律の 施行地に住所を有するもの |
| 二 相続、遺贈又は贈與に因りこ の法律の施行地にある財産を取 得した個人で当該財産を取得し た時においてこの法律の施行地 に住所を有しないもの | 二 相続、遺贈又は贈與に因りこ の法律の施行地にある財産を取 得した個人で当該財産を取得し た時においてこの法律の施行地 に住所を有しないもの | 二 被相続人の死亡に因り相続人 その他の者が当該被相続人に支 給されるべきであつた退職手当 金、労働金その他これらに準ず る給與の支給を受けた場合にお いては、当該給與の支給を受け た者について、当該給與金 |

(課税財産の範囲)

第二條 前條第一号の規定に該當す
る者については、その者が相続、
遺贈又は贈與に因り取得した財産
の全部に対し、相続税を課する。

- 2 前條第二号の規定に該當する者
については、その者が相続、遺贈
又は贈與に因り取得した財産でこ
の法律の施行地にあるものに對
し、相続税を課する。
- （相続又は遺贈に因り取得したも
のとみなす場合）

第三條 左の各号の一に該当する場
合においては、当該各号に掲げる
者が、当該各号に掲げる財産を相
続又は遺贈に因り取得したものと
みなす。この場合において、その
者が相続人であるときは当該財產
を相続に因り取得したものとみな
し、その者が相続人以外の者であ
るときは当該財産を遺贈に因り取
得したものとみなす。

一 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が生命保険契約の保
険金を取得した場合においては、
当該保険金受取人につい
て、当該保険金のうち被相続人
が負担した保険料の金額に相当
する部分

五 郵便年金契約その他の定期金
給付契約で定期金受取人の生存
中定期金を給付し、且つ、一定期
間内にその者が死亡したときは、
その死亡後遺族その他の者に對
して継続して定期金を給付する
ものに基いて定期金受取人たる
者の確定したことは、この限りで
ない。

二 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が当該被相続人に支
給されるべきであつた退職手当
金、労働金その他これらに準ず
る給與の支給を受けた場合にお
いては、当該給與の支給を受け
た者について、当該給與金

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が恩給法（大正十二
年法律第四十八号）の規定によ
る扶助料に関する権利その他定
期金に関する権利で契約に基く
もの以外のものを取得した場合
においては、当該定期金に関する
権利を取得した者について、
当該定期金に関する権利

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が恩給法（大正十二
年法律第四十八号）の規定によ
る扶助料に関する権利その他定
期金に関する権利で契約に基く
もの以外のものを取得した場合
においては、当該定期金に関する
権利を取得した者について、
当該定期金に関する権利

三 相続開始の時において、まだ
保険事故が発生していない生命
保険契約（一定期間内に保険事
故が発生しなかつた場合におい
て返還金その他これに準ずるも
のの支拂がない生命保険契約を
除く。）で被相続人が保険料の
全部又は一部を負担し、且つ、
被相続人以外の者が当該生命保
険契約の契約者であるものがあ
る場合においては、当該生命保
険契約の契約者について、当該
契約に関する権利のうち被相続
人が負担した保険料の金額に相
当する部分

四 相続開始の時において、まだ定
期金給付事由が発生していない
郵便年金契約その他の定期金給
付契約で被相続人が掛金の全部
又は一部を負担し、且つ、被相続
人以外の者が当該定期金給付契
約の契約者であるものがある場
合においては、当該定期金給付
契約の契約者について、当該契
約に關する権利のうち被相続人
が負担した掛金の金額に相当す
る部分

五 郵便年金契約その他の定期金
給付契約で定期金受取人の生存
中定期金を給付し、且つ、一定期
間内にその者が死亡したときは、
その死亡後相続人その他の者に對
して継続して定期金を給付する
ものに基いて定期金受取人たる
者の確定したことは、この限りで
ない。

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が当該被相続人に支
給されるべきであつた退職手当
金、労働金その他これらに準ず
る給與の支給を受けた場合にお
いては、当該給與の支給を受け
た者について、当該給與金

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が当該被相続人に支
給されるべきであつた退職手当
金、労働金その他これらに準ず
る給與の支給を受けた場合にお
いては、当該給與の支給を受け
た者について、当該給與金

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が当該被相続人に支
給されるべきであつた退職手当
金、労働金その他これらに準ず
る給與の支給を受けた場合にお
いては、当該給與の支給を受け
た者について、当該給與金

三 相続開始の時において、まだ
保険事故が発生していない生命
保険契約（一定期間内に保険事
故が発生しなかつた場合におい
て返還金その他これに準ずるも
のの支拂がない生命保険契約を
除く。）で被相続人が保険料の
全部又は一部を負担し、且つ、
被相続人以外の者が当該生命保
険契約の契約者であるものがあ
る場合においては、当該生命保
険契約の契約者について、当該
契約に関する権利のうち被相続
人が負担した保険料の金額に相
当する部分

四 相続開始の時において、まだ定
期金給付事由が発生していない
郵便年金契約その他の定期金給
付契約で被相続人が掛金の全部
又は一部を負担し、且つ、被相続
人以外の者が当該定期金給付契
約の契約者であるものがある場
合においては、当該定期金給付契
約の契約者について、当該定期金
給付契約で定期金受取人の生存
中定期金を給付し、且つ、一定期
間内にその者が死亡したときは、
その死亡後相続人その他の者に對
して継続して定期金を給付する
ものに基いて定期金受取人たる
者の確定したことは、この限りで
ない。

五 郵便年金契約その他の定期金
給付契約で定期金受取人の生存
中定期金を給付し、且つ、一定期
間内にその者が死亡したときは、
その死亡後相続人その他の者に對
して継続して定期金を給付する
ものに基いて定期金受取人たる
者の確定したことは、この限りで
ない。

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が当該被相続人に支
給されるべきであつた退職手当
金、労働金その他これらに準ず
る給與の支給を受けた場合にお
いては、当該給與の支給を受け
た者について、当該給與金

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が当該被相続人に支
給されるべきであつた退職手当
金、労働金その他これらに準ず
る給與の支給を受けた場合にお
いては、当該給與の支給を受け
た者について、当該給與金

六 被相続人の死亡に因り相続人
その他の者が当該被相続人に支
給されるべきであつた退職手当
金、労働金その他これらに準ず
る給與の支給を受けた場合にお
いては、当該給與の支給を受け
た者について、当該給與金

げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時ににおいて、当該信託財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈與に因り当該信託の委託者から贈與に因り取扱したものとみなす。

第五條 生命保険契約の保険事故が発生した場合において、当該契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈與に因り取得したものとみなす。

2 前項の規定は、生命保険契約について返還金その他これに準ずるものとの取得があつた場合について準用する。

3 前二項の規定の適用については、第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する保険料とみなす。但し、第三條第一項第三号の規定により前二項に規定する保険金受取人又は返還金その他これに準ずるものとの取得者が、当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した保険料についても、この限りでない。

第一項の規定は、第二條第一項
第一号の規定により第一項に規定
する保険金受取人が同号に掲げる
保険金を相続又は遺贈に因り取得
したものとみなされる場合において
は、当該保険金に相当する部分
については、適用しない。

第六條 郵便年金契約その他の定期
金給付契約の定期金給付事由が発
生した場合において、当該契約に係
る掛金の全部又は一部が定期金受
取人以外の者によつて負担された
ものであるときは、当該定期金給
付事由が発生した時において、定期
金受取人が、その取得した定期
金給付契約に関する権利のうち當
該定期金受取人以外の者が負担し
た掛金の額に相当する部分を當
該掛金を負担した者から贈與に因
り取得したものとみなす。

2 前項の規定は、郵便年金契約そ
の他の定期金給付契約について返
還金その他これに準ずるものとの取
得があつた場合について準用す

る。

3 第二條第一項第五号の規定に該
当する場合において、同号に規定す
る郵便年金契約その他の定期金給
付契約に係る掛金の全部又は一部
が同号に規定する定期金受取人及
び被相続人以外の第三者によつて
負担されたものであるときは、相
続の開始があつた時において、當
該定期金受取人が、その取得した定期
金給付契約に関する権利のうち當
該第三者が負担した掛金の額に
相当する部分を當該第三者から贈
與に因り取得したものとみなす。

4 前三項の規定の適用について
は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項に規定する掛金を負担した者の被相続人が負担した掛金は、その者が負担した掛金とみなす。但し、第三條第一項第四号の規定により前三項に規定する定期金受取人又は返還金その他これに準ずるものを受け得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した掛金については、この限りでない。

第七條 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時に、当該財産の評価について第三章に特別の定がある場合には、その規定により評価した価額との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈與（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該財産の譲渡が、その債務を弁済する者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者（民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七條に規定する親族をいう。以下同じ。）から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈與や

第八條 対価を支拂わないで又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受又は弁済があつた第三者のためにする債務の弁済に因る利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受又は弁済があつた時にいて、当該債務の免除、引受又は弁済に因る利益を受けた者が、当該債務の免除、引受又は弁済に係る債務の金額に相当する金額（対価の支拂があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該債務の免除、引受又は弁済をした者から贈與（当該債務の免除、引受又は弁済が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該債務の免除、引受又は弁済が左の各号の一に該当する場合においては、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

一 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき。

二 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によつて当該債務の全部又は一部の引受又は弁済がなされたとき。

第十九條 第四條から前條までに規定する場合を除く外、対価を支拂わないで又は著しく低い金額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の金額に相当する金額（対価の支拂があった場合には、その金額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈與（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することができ困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈與又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済するところが困難である部分の金額については、この限りでない。

四 金融機關に対する預金、貯
金、積金又は寄託金で政令で定
めるものについては、その預
金、貯金、積金又は寄託金の受
入をした営業所又は事業所の所
在

は、その者については、その年中において、これらの事由に因り取扱した財産の額の合計額をもつて課税価格とする。

四 扶養義務者相互間において生
活費又は教育費に充てるためにな
した贈與又は遺贈に因り取得し
た財産のうち通常必要と認めら
れた財産（第五條によれば第六條の規
定により贈與に因り取得したもの
のとみなされる財産を除く。）

する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

号に掲げる財産の取扱、納付又は管理のために生じた債務の金額とは、債務控除をすることができる金額に算入しない。但し、同條第三項の規定により同條第一項第五号に掲げる財産の価額を課税価格に算入した場合においては、この限りでない。

五 合同通用信託（信託会社は、信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託と共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）に関する権利については、その信託の引受けをした営業所の所在

3 相続、遺贈又は贈與に因り財産

六 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第四條に

に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき額は、当該

2 税額を控除すべき債務は、確定と認められるものに限る。

者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の審判につ

る営業所又は事業所の所在

² 前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、当該財産の権利者であつた被相続人、遺贈者

又は贈與者の住所の所在による。
前二項の規定による財産の所在の判定は、当該財産を相続、遺贈又は贈與に因り取得した時の現況による。

による。
第一章 製造工場、税率及び

第二章 檢查和修改

(課稅価格)

第十一條 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者がその年中ににおけるこれらの事由による財産の取得について第一條第一号の規定に該当する者である場合において

第十二條 左に掲げる財産の価額は、課税価格に算入しない。

一 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條の規定により皇位とともに皇廟が受けた物

二 相続又は遺贈に因り取得した墓所、靈廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの。

三 法人からの贈與に因り取得し

得した者がその財産を取得した日から二年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合は、においては、当該財産の価額は、課税価格に算入する。

五 前各号に掲げる債務を除く
外、被相続人が死亡の際この法律の施行地に営業所又は事務所を有していた場合においては、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務を「債務控除」とする。

第十五條 配偶者からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該相続又は遺贈に因り財産について、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除を受ける場合には、その控除後の価額）から当該財産の価額に十分の五の割合を乗じて算出した金額

を控除した金額による。(一)の控除を「配偶者控除」という。

2 配偶者からの相続又は遺贈により財産を取得した者が既に配偶者控除を受けたことがある者である場合においては、その者については、重ねて配偶者控除をしない。

3 配偶者控除を受けることができる者は、左の各号の一に該当する者には、重ねて配偶者控除をしない。

4 配偶者控除を受けることができる者は、第一号又は第二号の規定に該当する者が既に配偶者控除を受けようとする財産について概算申告書の提出を要する者である場合においては、その者については、第一項の規定に該当する旨の記載をした当該申告書(税務署長において当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正當な事由があつたと認めるもの)

三 第三十五条第五項の規定により、配偶者控除を受けることができる財産に係る期限内申告書の提出期限前に決定を受けた者は

四 第五十七条第一項の規定による明細書(税務署長において当

該明細書の提出期限内に当該明細書を提出しなかつたことについて

いて正當な事由があつたと認められる者が期限後に提出した当該明細書を含む。)を提出した者

(未成年者控除)

第十六条 相続又は遺贈(扶養義務者からの遺贈に限る。)に因り財産を取得した者が第一條第一号の規定に該当し、且つ、十八歳未満の者である場合においては、当該相続又は遺贈に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額(当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除を受ける場合には、これらの控除を受ける場合には、これら

と認める者の提出した期限後申告書を含む。)を提出している場合に限る。

一 第一項の規定に該当する旨の記載をした期限内申告書を提出した者

二 第一項の規定に該当する旨の記載をした期限内申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正當な事由があつたと認めるもの

三 第三十五条第五項の規定により、配偶者控除を受けることができる財産に係る期限内申告書の提出期限前に決定を受けた者は

四 第五十七条第一項の規定による明細書(税務署長において当

成年者控除」という。

4 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について正當な事由があつたと認められた場合に、既に成年者控除を受けた金額が未成年者控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額が未成年者控除を受けることができる金額の者又はその扶養義務者が未成年者控除を受けることができる金額

については、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際未成年者控除を受けることができる金額(二回以上未成年者控除を受ける場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際未成年者控除を受けることができる金額と同様に、これを一年とする。)を乗じて算出した金額(当該年数が一年未満であるときは、これに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算出した金額を控除した金額による。

2 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける財産の価額をこえる場合においては、前年までの分の相続税について控除を受けた金額の合計金額を十五万円から控除した金額を課税価格から控除する。

(基準控除)

第十七条 相続税については、課税価格から十五万円を控除する。但し、既にその控除を受けている場合においては、前年までの分の相続税について控除を受けた金額の合計金額を十五万円から控除した

金額を課税価格から控除する。

(税率)

第十八条 相続税は、納稅義務者のその年までの課税価格(前條の規定による控除後の課税価格)と同一の相続又は遺贈に係る被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額(当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額)から控除し、その控除後の価額をもつて、当該扶養義務者の課税価格に算入すべき当該財産の価額とする。

3 前二項の規定による控除を「未

二十万円以下の金額 百分の二十五

二十九万円をこえる金額 百分の三十
五十五万円をこえる金額 百分の三十五
一百五十万円をこえる金額 百分の四十
五百五十万円をこえる金額 百分の五十
三百五十万円をこえる金額 百分の四十五
二百五十万円をこえる金額 百分の五十五
一百五十万円をこえる金額 百分の六十五
五百五十万円をこえる金額 百分の六十五
四百五十万円をこえる金額 百分の七十五
三百五十万円をこえる金額 百分の八十五
二百五十万円をこえる金額 百分の八十五
一百五十万円をこえる金額 百分の九十五

に因り財産を取得した者については、その者について前條の規定により算出された相続税額から、当該被相続人又は遺贈者が第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分の相続税額(利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。)に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する相続税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一 第一次相続に因り取得した財産(当該相続に係る被相続人から遺贈に因り取得した財産を含む。)の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合

二 第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額(課税価格に算入される部分の価額に限る。)の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産(当該相続に係る被相続人から遺贈に因り取得した財産を含む。)の価額(課税価格に算入された部分の価額に限る。)に前号の割合を乗じて算出した

(相次相続控除)

第十九条 相続又は遺贈に因り財産を取得した場合において、当該相続(以下本條において「第二次相続」といふ。)に係る被相続人又は当該遺贈者が第二次相続の開始前十年以内に開始した相続(以下本條において「第一次相続」といふ。)に因り財産を取得したことがある者であるときは、当該被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額を左の各級に区分し、遡次に各税率を適用して算出した金額からその者の前年までの課税価格(前條による控除後の課税価格)と同一の相続又は遺贈に係る被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額を左の各級に区分し、遡次に各税率を適用して算出した

分の百の割合)

三 第二次相続に係る被相続人か

ら相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の合計額に対する割合

四 第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）の十年に対する割合

2 前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産を取得した日の属する年分の相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続又は遺贈に因り取得した者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の合計額に対する割合

ら、当該相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額の三分の一に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定に該当する者が配偶者控除を受ける場合においては、その者については、同項の規定による控除をしない。

3 第十五條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（在外財産に対する税額の控除）

第二十一條 相続、遺贈又は贈與に因りこの法律の施行地外にある財産を得た場合において、当該財産についてその地の法令により相続税に相当する税額が課せられたときは、当該財産を得た者については、その者について第十八條の規定によつては、その者について第十八條の規定により算出した相続税額限までに当該年分の相続税として納付した又は納付すべきことが確定した税額による。

3 第十五條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。
(年長者控除)
第二十條 相続に因り財産を取得した者が被相続人より年長者であるときは、その者については、その者について第十八條の規定により算出した相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、當該控除をしない。

2 第十五條第三項の規定は、前項の規定による控除後（税額）か

第三章 財産の評価

（評価の原則）

第二十二條 この章で特別の定あるものを除く外、相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

（地上権及び永小作権の評価）

第二十三條 地上権（借地法（大正十一年法律第四十九号）に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となる土地のこれら権利が得た時ににおけるこれらの権利が設定されていない場合の時価に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

（定期金給付契約の評価）

第二十四條 郵便年金契約その他の定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに

（定期金給付契約の評価）

第二十二條 この章で特別の定あるものを除く外、相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

（地上権及び永小作権の評価）

第二十三條 地上権（借地法（大正十一年法律第四十九号）に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となる土地のこれら権利が得た時ににおけるこれらの権利が設定されていない場合の時価に、左に掲げる割合を乗じて計算した金額。但し、一年間に受けるべき金額の十五倍をこえること

（定期金給付契約の評価）

第二十二條 この章で特別の定あるものを除く外、相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

（定期金給付契約の評価）

残存期間が四十五年をこえ五十一年以下のもの 百分の八十九

残存期間が五十年をこえるもの 百分の九十

残存期間が五十年をこえ四十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ六十歳以下の者 六倍

残存期間が五十年をこえ七十歳以下の者 四倍

残存期間が五十年をこえ八十歳以下の者 六倍

残存期間が五十年をこえ九十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百二十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百三十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百四十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百五十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百六十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百七十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百八十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百九十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百二十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百三十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百四十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百五十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百六十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百七十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百八十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百九十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百二十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百三十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百四十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百五十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百六十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百七十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百八十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百九十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百二十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百三十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百四十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百五十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百六十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百七十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百八十歳以下の者 八倍

残存期間が五十年をこえ一百九十歳以下の者 八倍

金額に、左に掲げる倍数を乗じて算出した金額

二十歳以下の者 十一倍

三十歳以下の者 八倍

四十歳以下の者 六倍

五十歳以下の者 四倍

六十歳以下の者 六倍

七十歳以下の者 八倍

八十歳以下の者 八倍

九十歳以下の者 八倍

一百歳以下の者 八倍

一百二十歳以下の者 八倍

一百三十歳以下の者 八倍

一百四十歳以下の者 八倍

一百五十歳以下の者 八倍

一百六十歳以下の者 八倍

一百七十歳以下の者 八倍

一百八十歳以下の者 八倍

一百九十歳以下の者 八倍

一百二十歳以下の者 八倍

一百三十歳以下の者 八倍

一百四十歳以下の者 八倍

一百五十歳以下の者 八倍

一百六十歳以下の者 八倍

一百七十歳以下の者 八倍

一百八十歳以下の者 八倍

一百九十歳以下の者 八倍

一百二十歳以下の者 八倍

一百三十歳以下の者 八倍

一百四十歳以下の者 八倍

一百五十歳以下の者 八倍

一百六十歳以下の者 八倍

一百七十歳以下の者 八倍

一百八十歳以下の者 八倍

一百九十歳以下の者 八倍

一百二十歳以下の者 八倍

一百三十歳以下の者 八倍

一百四十歳以下の者 八倍

一百五十歳以下の者 八倍

一百六十歳以下の者 八倍

一百七十歳以下の者 八倍

一百八十歳以下の者 八倍

一百九十歳以下の者 八倍

一百二十歳以下の者 八倍

一百三十歳以下の者 八倍

て算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。

4 第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その目的とされた者との生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族その他の第三者に対し当該期間中継続して定期金を給付する契約に基づくものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか高い方の金額による。

5 前各項の規定は、恩給法の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものの価額の評価について準用する。

第二十五条 郵便年金契約その他の定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに、関する権利の価額は、その掛金の拂込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの経過期間に応じ、その時までに拂い込まれた掛け金の合計金額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

経過期間が五年以下のもの
百分の九十
経過期間が五年をこえ十年以下のもの
百分の百
経過期間が十年をこえ十五年以下のもの
百分の百十

経過時間が十五年をこえるものの
百分の百二十

(生命保険契約に関する権利の評価)

第二十六条 生命保険契約で当該契約に関する権利を取得した時において保険事故が発生していないものに関する権利の価額は、当該契約に関する権利を取得した時までに拂い込まれた保険料の合計金額(その時までに保険料の拂込期日の到来してない部分を除く。)に百分の七十の割合を乗じて算出した金額から、保険金額に百分の二の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。但し、保険料の全額が一時に拂い込まれた生命保険契約に関する権利の価額は、拂込保険料の全額に相当する金額による。

(第四章 申告及び納付)

(概算申告書)

第二十七条 一月一日から十月末日までの間に相続又は遺贈に因り財産を取得した場合において、当該財産を取得した者が当該期間内に当該相続の開始又は遺贈があつたことを知り、且つ、その年一月一日から当該相続の開始又は遺贈があつたことを知った日の翌日から四月以内に、その者の相続人又は包括受遺者

書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(この申告書を「概算申告書」という。)

2 通信、交通その他むを得ない事由に因り前項に規定する申告書の提出期限内に概算申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

3 相続人又は包括受遺者が概算申告書を提出する場合には、当該申告書に被相続人又は遺贈者の死亡の時ににおける財産及び債務、当該被相続人又は遺贈者から相続人又は受遺者又は被相続人に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他の政令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならない。

(確定申告書)

第二十八条 相続税の納稅義務者は、第二項又は第三項の規定に該当する場合を除く外、相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した年

4 確定申告書を提出すべき者が当該確定申告書に係る年の翌年一月一日以後当該申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その相続人又は被相続人が当該相続の開始又は遺贈があつたことを知り、且つ、その年一月一日から当該相続の開始又は遺贈があつたことを知った日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る相続税について、課税価格、相続税額その他の必要な事項を記載した申告書をその死亡した者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。(この申告書を「最終確定申告書」という。)

5 前三項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六條の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(期限後申告書)

第二十九條 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者が年の中途で死亡した場合において、その者が当該財産の価額をその年分の課税額に算入することに因り相続税の納稅義務がある者となつたときは、相続人又は被相続者又は承継した債務の各人ごとの明細その他の政令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならない。

(最終確定申告書)

2 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その者の相続人又は被相続人が当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る相続税について、課税価格、相続税額その他の必要な事項を記載した申告書をその死亡した者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。(この申告書を「最終確定申告書」という。)

3 第二十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4 確定申告書を提出すべき者が当該確定申告書に係る年の翌年一月一日以後当該申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人又は被相続人が当該相続の開始又は遺贈があつたことを知り、且つ、その年一月一日から当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る相続税について、課税価格、相続税額その他の必要な事項を記載した申告書をその死亡した者の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前三項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六條の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(期限後申告書)

第三十条 概算申告書、確定申告書又は最終確定申告書(これらの申告書を「期限内申告書」と総称する。)を提出すべき者は、これらの申告書の提出期限後においても、

第三十六條の規定による決定の通知があるまでは、前三條の規定により政令で定める事項を記載した申告書を納税地（第二十八條第四項又は前條第一項に規定する相続人又は包括受遺者が当該申告書を提出する場合には、被相続人又は遺贈者の納税地）の所轄税務署長に提出することができる。（この申告書を「期限後申告書」という。）

2 第二十七條第三項の規定は、概算申告書及び第二十八條第二項又は第三項の規定による確定申告書（同條第二項又は第三項の規定に該当した者について同條第四項の規定により提出する確定申告書を含む。）に係る期限後申告書を提出する場合について準用する。（修正申告書）

第三十一條 期限内申告書又は期限後申告書を提出した者は、当該申告書に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、第三十六條の規定による更正の通知があるまでは、当該申告に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を先に申告書を提出した税務署長に提出することができる。

2 第三十五条の規定による更正又は決定を受けた者は、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を当該更正又は決定をした申告書を当該更正又は決定をした

税務署長に提出することができる。

3 前二項の規定による申告書（この申告書を「修正申告書」という。）を提出できる者が死亡した場合においては、その者の相続人又は包

括受遺者は、その被相続人又は遺贈者に係る相続税について、修正申告書を提出することができる。

（更正の請求）

第三十二條 期限内申告書又は当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは相続税額又は当該修正申告書の提出期限に因り増加した課税価格若しくは相続税額が過大であることを知つたときは、当該申告書の提出期限から一月以内に限り、当該申告書又は修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は相続税額が過大であることを知つたときは、当該修正申告書を提出した日八十四條に規定する相続の回復又は同法第九百十九條第二項の規定による相続の放棄の取消に関する裁判の確定、同法第八百四條までの規定による認知、相続人の廢除若しくはその取消に因り相続人に異動を生じたこと。

二 民法第七百八十七條若しくは第八百九十二条から第八百九十九条までの規定による認知、相続人の廢除若しくはその取消に因り相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があつたこと。

二 民法第七百八十七條若しくは五條第二項の規定による決定を受けた者は、左の各号の一に該当する事由に因り当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は決定に係る課税価格及び相続税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、当該申

告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長に対し、その調査にべきか否かを調査し、その調査に基づき、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をしておいては、その者の相続人又は包

括受遺者は、その被相続人又は遺贈者に係る相続税について、修正申告書を提出することができる。

一 第五十五條の規定により分割されない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは相続税額又は当該修正申告書を提出した日八十四條に規定する相続の回復又は同法第九百十九條第二項の規定による相続の放棄の取消に関する裁判の確定、同法第八百四條までの規定による認知、相続人の廢除若しくはその取消に因り相続人に異動を生じたこと。

二 民法第七百八十七條若しくは第八百九十二条から第八百九十九条までの規定による認知、相続人の廢除若しくはその取消に因り相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があつたこと。

二 民法第七百八十七條若しくは五條第二項の規定による決定を受けた者は、左の各号の一に該当する事由に因り当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は決定に係る課税価格及び相続税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、当該申

告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長に対し、その調査にべきか否かを調査し、その調査に基づき、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をしておいては、その者の相続人又は包

括受遺者は、その被相続人又は遺贈者に係る相続税について、修正申告書を提出することができる。

一 第五十五條の規定により分割されない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは相続税額又は当該修正申告書を提出した日八十四條に規定する相続の回復又は同法第九百十九條第二項の規定による相続の放棄の取消に関する裁判の確定、同法第八百四條までの規定による認知、相続人の廢除若しくはその取消に因り相続人に異動を生じたこと。

二 民法第七百八十七條若しくは第八百九十二条から第八百九十九条までの規定による認知、相続人の廢除若しくはその取消に因り相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があつたこと。

二 民法第七百八十七條若しくは五條第二項の規定による決定を受けた者は、左の各号の一に該当する事由に因り当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は決定に係る課税価格及び相続税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、当該申

告書を提出した場合においては、当該申告に係る相続税額（当該申告書を提出した後修正申告書の提出又は

出された後修正申告書の提出又は第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合においては、当該修正申告又は更正に係る相続税額）

二 概算申告書を提出すべき者が概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出しなかつた場合は、当該修正申告又は更正に係る相続税額

一 第二十七條第二項及び第二十八條第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による更正の請求について準用する。

二 民法第七百八十七條若しくは五條第二項の規定による決定を受けた者は、左の各号の一に該当する事由に因り当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は決定に係る課税価格及び相続税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、当該申

相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金額で一時に納付することを困難とする事由、延納を求めるようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について前條の規定に該当するか否かを調査し、その調査に基き、当該申請に係る税額の全部又は一部について当該申請に係る条件若しくはこれを変更した條件により延納を許可し、又は当該申請を却下する。

3 税務署長は、前項の規定により許可をし、又は却下をした場合においては、当該許可に係る延納税額及び延納の條件又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

4 延納の許可を受けた者は、その後の資力の状況の変化等に因り延納の條件について変更を求める場合においては、その変更を認めようとする條件その他政令で定める事項を記載した申請書を當該延納を許可した税務署長に提出することができる。前二項の規定は、当該申請書の提出があつた場合について準用する。

2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について前條の規定に該当するか否かを調査し、その調査に基き、当該申請に係る税額の全少し、又は保証人の資力が延納税額の納付にたえないこととなつたと認める場合においては、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めることができる。

7 税務署長は、第五項の規定により延納の許可を取り消し、若しくは延納の條件を変更した場合又は前項の規定により増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めるようとする場合は、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

8 税務署長は、前條第一項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請に係る税額及び延納の條件又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

第四十条 税務署長は、前條第一項の規定による申請書の提出があつた場合において相当の事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができるのである。

2 税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額(当該税額に係る利子税額を含む。)を滞納し、国税徵收法第九條の規定による督促を受けた者が、期限までに当該税額を完納しなかつた場合には、租税を公売して延納税額(利子税額、延滞加算税額、督促手数料及び公売の費用を含む。以下本項において同じ。)に充て、又は保証人に通知して延納税額を納めさせる。この場合において、担保物の公売代金を延納税額に充て過不足額があるときは、その差額を還付し、又は追徴し、保証人が延納税額を完納しないときは、まず延納義務者(連帶負担の責任に任ずる者を含む。)に対し滞納處分を行い、不足額があるときに当該保証人に對し滞納処分を行うものとする。

第二章 物納

第四十一條 税務署長は、納税義務の条件に違反したとき又は前

(物納)

4 第二項但書の規定により物納財産をもつて物納に充てようとする者について第三十三條第一項から

5 税務署長は、延納の許可を受けた者のその後の資力の状況の変化等に因り当該許可に係る条件により延納を認めることが適當でないと認める場合においては、その者と申明を聞いた上、その許可を取り消し、又は延納期間の短縮その他延納を認めた事由、延納を求めるようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

6 税務署長は、担保物の価額が減少し、又は保証人の資力が延納税額の納付にたえないこととなつたと認める場合においては、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めることができる。

7 税務署長は、第五項の規定により延納の許可を取り消し、若しくは延納の條件を変更した場合又は前項の規定により増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めるようとする場合は、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

4 税務署長は、延納の許可を受けた者が、期限までに完納しなかつた場合には、其の未納に係る延納税額を一時に徴収することができる。

3 税務署長は、前項の規定により延納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

5 第六項の規定による求めに応じなかつたときは、その者の弁明を聞いた上、その許可を取り消し、又は延納を認めることを困難と認めた場合においては、その者と申明を聞いた上、その許可を取り消し、又は延納期間の短縮その他延納を認めた事由、延納を求めるようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税價格計算の基礎となつた財産(当該財産により取得した財産を含む。)でこの法律の施行地にあるもののうち左に掲げるものとする。

2 第三十八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二項但書の規定により物納財産をもつて物納に充てようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金額で納付することを困難と認めようとする事由及びその困難とする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第二項但書の規定により物納財産をもつて物納に充てようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金額で納付することを困難と認めようとする事由及びその困難とする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第二項但書の規定により物納財産をもつて物納に充てようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金額で納付することを困難と認めようとする事由及びその困難とする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第二項但書の規定により物納財産をもつて物納に充てようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金額で納付することを困難と認めようとする事由及びその困難とする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第二項但書の規定により物納財産をもつて物納に充てようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金額で納付することを困難と認めようとする事由及びその困難とする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

るときは、その旨の通知を受けた日から二十日以内に、その物納に充てようとする財産の種類及び価額その他政令で定める事項を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。

当該期間内に申請書の提出がなつた場合においては、その者は、物納の申請を取り下げたものとみなす。

5 第四十條第一項の規定は、第一項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。

第四十三條 物納財産の收納価額は、課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。但し、税務署長は、收納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、收納の時の現況により当該財産の收納価額を定めることができ。

2 物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、物納財産の引渡し所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとする。

3 物納の許可を受けて相続税を納付した場合において、その相続税について過誤納額があつたときは、その物納に充てた財産は、政令の定めるところにより、納税義務者の申請により、これを過誤納額の還付に充てることができる。但し、当該財産が換価されていたとき、公用若しくは公共の用に供せられているとき又は過誤納額が当該財産の收納価額の二分の一に満たない

いときは、この限りでない。

4 前項の規定により過誤納額の還付に充てる場合における当該財産の価額は、收納価額がその財産につき有効費を支出したときは、その費用の額に相当する金額を加算した金額)による。

5 物納及び物納財産の收納に関する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 再調査、審査及び訴訟 (再調査)

第四十四條 第三十二條第四項、第三十六條又は第五十三條第五項(第五十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定による再調査の請求(以下「再調査の請求」という。)があつた場合において、当該請求の方式又は受けた第三十二條第四項に規定する事項又は課税価格、相続税額若しくは利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に對して異議があるときは、これらを記載した書面をもつて、當該各号に定めた場合において、左の各号の一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。

7 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。

8 第四十五条 前條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項若しくは第六項の規定による通知に係る事項又は同條第七項の規定による決定(以下「再調査の決定」という。)に對して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求があつた場合について準用する。

9 第三十二条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

10 第一條の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

項、第四十条第三項、第四十二条第三項又は第六十二条第二項の規定による通知を受けた者が当該通知に係る事項に對して異議がある場合について準用する。

4 前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた处分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

5 第二十七条第二項の規定は、第一項(第三項において準用する場合を含む。)の場合について準用する。

6 税務署長は、第一項(第三項において準用する場合を含む。)の規定による再調査の請求(以下「再調査の請求」といふ。)があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

7 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。

8 第四十五条 前條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。

9 第三十二条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

10 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

11 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

12 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

13 第四十五条 前條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。

14 第三十二条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

15 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

局長に対し、第一項の規定による審査の請求(以下「審査の請求」といふ。)があつたものとみなす。

16 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

17 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

18 第四十五条 前條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。

19 第三十二条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

20 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

21 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

22 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

23 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

24 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

25 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

26 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

27 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

28 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

29 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

30 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

31 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

32 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

33 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

34 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

35 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

36 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

37 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

38 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

39 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

40 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

41 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

42 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

43 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

44 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

についてその理由があると認め

るときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決

定

45 税務署長において再調査の請

求を審査の請求として取り扱うことを適當と認め、且つ、再調

査の請求をした者がこれに同意

したときは、当該同意のあつた

46 第二十九條第五項の規定は、前

項の場合について準用する。

47 第一条の規定は、第三十九條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七

合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定
 二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定
 三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取扱し、又は変更する決定
 6 国税局長官又は国税局長が、前條第七項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかるわらず、第一項後段の規定によって前項第二号の規定による決定をしたとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる底のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することがであります。された再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。
 7 国税局長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合においては、国税局長官又は国税局に所属する協議團の協議を経なければならない。

8 第三十二条第五項の規定は、第五項の場合について準用する。
 9 第七項に規定する協議團に關し必要な事項は、政令で定める。
 (訴願法の不適用)
 第四十六条 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法(明治二十三年法律第二百五号)の規定は、適用しない。

第四十七条 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第四十五条第五項の規定による決定(以下「審査の決定」といふ。)を経た後でなければ、提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる底のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することがであります。された再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

2 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、再調査の決定に該当する場合を除く外、行政事件訴訟特別法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項又は第四項の規定にかかるわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3 第一項但書の規定により再調査の請求があつたときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、課税価格が百万円をこえる者について、その者の氏名、納稅地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

(申告書の公示)

第四十九條 税務署長は、申告書の提出があつたときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、課税価格が百万円をこえる者は、当該各号に掲げる相続税額について、当該各号に掲げる日数に応じて、当該税額百円につき一日四錢の割合を乗じて算出した金額に相應すればならない。

2 前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事災に基くものであるときは、適用しない。

3 第一項の規定により再調査の請求があつたときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、課税価格が百万円をこえる者について、その者の氏名、納稅地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

(利子税額)

第五十一条 左の各号の一に該当する場合には、第五十二条第一項の規定に該当する場合を除く後、当該各号に規定する申告書又は修正申告書を提出した者は、当該各号に掲げる相続税額について、当該各号に掲げる日数に応じて、当該税額百円につき一日四錢の割合を乗じて算出した金額に相應すればならない。

2 左の各号の一に該当する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、前項第三号の規定により納付すべき相続税額について、同條第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数。

3 期限後申告書又は修正申告書を提出した場合においては、第三十三条第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税額について、同條第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数。

2 左の各号の一に該当する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、前項第三号の規定により納付すべき相続税額について、同條第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数。

1 第二十八条第四項に規定する相続人又は包括受遺者が同項の規定による確定申告書に係る期限後申告書を提出した場合(当該相続人又は包括受遺者が當該申告書を提出した後修正申告書

合計額をその取消があつた時に納期限が到来した分納税額とみなし、前二項の規定を適用する。

(過少申告加算税額)

第五十三條 期限内申告書(第三十

八條第二項第二号に掲げる者の提

出した期限後申告書を含む。)の提

出があつた場合において、第三十

五條第一項若しくは第三項の規定

による更正があつたときは、修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、当該更正又は修正申告

前の申告又は修正申告に係る課税

価格又は相続税額に誤があつたこ

とについて正當な事由がないと認

める場合には、当該更正に係る第

三十七条の規定による追徴税額又

は当該修正申告書の提出に因り第

三十三條第三項の規定により納付

すべき相続税額に百分の五の割合

を乗じて算出した金額に相当する

過少申告加算税額を徵收する。

2 左の各号の一に該当する場合に

おいては、税務署長は、第一号及

び第二号の場合にあつては期限内

申告書の提出がなかつたことにつ

いて、又、第三号及び第四号の場

合にあつては申告書の提出がなか

つたことについて、且つ、第一号

及び第四号の場合にあつては更正

又は修正申告前の申告又は修正申

告に係る課税価格又は相続税額に

誤があつたことについて正當な事

由がないと認める場合には、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間

が一月以内のときは百分の十の割

合、一月をこえ二月以内のときはは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徵收する。

一 期限後申告書の提出があつた場合においては、当該申告書の提出に因り第三十三條第二項の規定により納付すべき相続税額について、期限内申告書の提出に係る第

三十六條の規定による通知の日

又は当該修正申告書の提出の日

までの期間

二 前号の規定に該当する場合に

おいて、第三十五條第一項若し

くは第三項の規定による追徴

税額又は当該修正申告書の提

出があつたときは、当該更正に

係る第三十七条の規定による追

徴税額又は当該修正申告書の提

出に因り第三十三條第三項の規

定により納付すべき相続税額に

基いて期限内申告書の提出期

限の翌日から当該更正に係る第

三十六條の規定による通知の日

までの期間

三 期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その

提出が、当該申告書又は修正申告

書を提出した納稅義務者に係る當

該職員の調査に因り第三十五条の

規定による決定又は更正があるべ

きことを予知してなされたもので

ある場合は、税務署長は、当

該修正申告書の提出に因り第三十

九條第三項の規定により納付すべ

き相続税額に相当する重加算税額を

額又は当該申告書若しくは修正申

告書の提出に因り第三十三條第二

九條第三項の規定により納付すべ

き相続税額に係る過少申告加算税

額又は当該申告書若しくは修正申

告書の提出に因り第三十三條第二

九條第三項の規定により納付すべ

き相続税額に相当する重加算税額を

額を徵收する。

4 前條第二項第一号の規定に該

当する場合においては、納稅義

務者が課税価格計算の基礎とな

るべき事実を隠べいし、又は假

装し、その隠べいし、又は仮裝

したところに基いて期限内申告

書を提出しなかつたこと。

が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装の隠べいし、又は仮装したところに基いて期限内申告書を提出していなかったこと。

四 前條第二項第四号の規定に該

当する場合においては、納稅義

務者が課税価格計算の基礎とな

るべき事実を隠べいし、又は假

装し、その隠べいし、又は仮裝

したところに基いて期限内申告

書を提出していなかったこと。

五 前條第二項第六項までの規

定は、第一項及び第二項の場合に

ついて準用する。

(未分割遺産に対する課税)

4 前條第四項から第六項までの規

定は、第一項及び第二項の場合に

ついて準用する。

(未分割遺産に対する課税)

第五十五條 相続若しくは包括遺贈

に因り取得した財産に係る相続税

に因り算出する場合、

当該財産について第五十七條第一

項の規定による明細書を提出する

場合又は当該財産に係る相続税に

ついて第三十五条の規定による更

正若しくは決定をする場合におい

て、当該相続父は包括遺贈に因り

取扱した財産の全部又は一部が共

同相続人又は包括受遺者によつて

まだ分割されていないときは、そ

の分割されていない財産について

は、各共同相続人又は包括受遺

者に課税価格計算の基礎とな

るべき事実を隠べいし、又は假

装し、その隠べいし、又は仮裝

したところに基いて申告書を提出

していなかったこと。

三 前條第二項第三号の規定に該

当する場合においては、納稅義

務者が課税価格計算の基礎とな

るべき事実を隠べいし、又は假

装し、その隠べいし、又は仮裝

したところに基いて期限内申告

書を提出していなかったこと。

者が民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとみなす。但し、その後において当該財産の分割があり、その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合においては、当該分割に因り取得した財産を基礎として、納稅義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二條第二項の規定による更正の請求をして、又は税務署長において第三十五條の規定による更正若しくは決定をするなどを妨げない。

(贈與財産に関する明細書の提出)

第五十六條 財産を贈與した者は、當該贈與をした年の翌年二月一日から同月末日までに、その年中に贈與した財産（課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。）の種類及び価額、受贈者の氏名及び住所その他政令で定める事項を記載した明細書を住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、その年中に同一人に對して贈與した財産の価額の合計額が三万円以下である場合においては、その者に對して贈與した財産に関する事項は、当該明細書に記載することを要しない。

2 第二十七條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、同項の明細書を提出すべき期間内にこの法律の施行地に住所を有しない者については、適用しない。

(取得財産に関する明細書の提出)

第五十七條 第一條の規定に該当する

る者は、その年中に同一人から相続、清廻又は贈與に因り取得した財産（課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。）の価額の合計額が三万円をこえる場合においては、当該財産を取得した年の翌年二月一日から同月末日まで（その年十一月一日以後当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合には、その知つた日の翌日から四月以内）に、被相続人、遺贈者又は贈與者の異なることにその取扱いを得した財産の種類及び価額、当該財産取得の事由、当該財産について債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合にはこれらの控除に関する明細その他政令で定める事項を記載した明細書を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

所その他これらに准ずるものと有するものは、その月中に支拂つた生命保険金若しくは支給した退職手当金等の給與又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した當該各号に掲げる調書を當該調書を作製した営業所、事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、當該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受けた権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額に達しないものについては、當該調書に記載することを要しない。

一 生命保険会社 支拂つた保険金に関する保険金受取人別の調書

二 第三條第一項第二号に規定する退職手当金等の給與を支給した者 支給した退職手当金等の給與に關する受給者別の調書

三 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）引受けた信託（受益者と委託者が同一人でない信託に限る。）に関する受益者別（第四條第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別）の調書

2 この法律の施行地に営業所又は事務所を有する法人は、相続税の納稅義務者又は納稅義務があると認められる者について税務署長の請求があつた場合においては、これらの者の財産又は債務について當該請求に係る調査を作製して提

(当該職員の質問検査権)
第六十條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税に関する調査又は相続税の徵収について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類を検査することができる。
一 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者
二 第五十六條第一項、第五十七條第一項若しくは前條の規定による明細書若しくは調書を提出した者又はその明細書若しくは調書を提出する義務があると認められる者
三 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有して、いたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
四 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者が株主若しくは出資者であると認められる者
法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
五 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

2 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者の財産を保管し、したと認められる者はその財産を保管すると認められる者

当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帶し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならぬ。

(相続財産等の調査)

第六十一条 相続の開始があつた場合においては、当該相続の開始地の所轄税務署長は、当該相続開始の時における被相続人の財産の価額及び債務の金額並びに当該財産及び債務の帰属の状況等を調査し、これを相続人又は受遺者の納稅地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(納稅地)

第六十二条 相続税は、第一條第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所地(この法律の施行地に住所を有しないこととなつた場合には、居所地)をもつて、その納稅地とする。

2 第一條第二号の規定に該当する者及び同條第一号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納稅地を定めて、納稅地の所轄税務署長に申告しなければならぬ。

ない。その申告がないときは、国税庁長官がその納稅地を指定し、これを通知する。

(納稅管理人)

第六十三条 第一條第一号の規定に該当する者は、申告書の提出その他相続税に関する一切の事項を処理させるため、この法律の施行地に住所を有する者のうちから納稅管理人を定め、納稅地の所轄稅署長にその氏名及び住所を申告しなければならない。第一條第一号の規定に該当する者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

(同族会社の行為又は計算の否認)

第六十四条 同族会社の行為又は計算で、これを承認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらとの政令で定める特別の関係がある者の相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合においては、稅務署長は、第三十五條の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課稅價格を計算することができる。

2 前項の「同族会社」とは、法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)第七條の二に規定する同族会社をいう。

(特別の法人から受ける利益に対する課稅)

第六十五条 法人税法第五條第一項第一号又は第三号に掲げる法人

で、その施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事若しくは監事、當該法人に対し贈與若しくは遺贈をした者又はこれらとの親族その他これらとの者と前條第一項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈與又は遺贈があつた場合においては、當該財産の贈與又は遺贈があつた時において、當該法人から特別の利益を受ける者が、當該財産(第十ニ條第一項第五号に掲げる財産を除く。)の贈與又は遺贈に因り受ける利益の価額に相当する金額を當該財産を贈與した者から贈與又は遺贈に因り取得したものとみなす。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財團を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財團の住所に規定する社団又は財團の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

(附加税の禁止)

第六十七条 地方公共団体は、相続税の附加税を課すことができない。

第九章 罰則

第六十八条 詐偽のその他不正の行為により相続税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の規定は、第一項に規定する法人が取得した同條第一項第五号に掲げる財産について同條第三項に規定する事由がある場合について準用する。

3 前二項の規定は、第一項に規定する法人の設立があつた場合においては、當該法人から特別の利益を受ける者が當該法人の設立に因り受けける利益について適用する。

(人格のない社團又は財團に対する課稅)

第六十六条 代表者又は管理者の定めた人格のない社團又は財團に對し財產の贈與又は遺贈があつた場合においては、當該社團又は財團を個人とみなして、これに相続税を課する。この場合においては、贈與又は遺贈に因り取得した

財産について、當該贈與者又は遺贈者の異なることに、當該贈與者又は遺贈者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出しあた場合の相続税額の合計額をもつて當該社團又は財團の納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財團を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。

3 前二項の規定については、第一項の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財團の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

(附加税の禁止)

第六十七条 地方公共団体は、相続税の附加税を課すことができない。

第九章 罰則

第六十八条 詐偽のその他不正の行為により相続税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の規定は、第一項に規定する法人が取得した同條第一項第五号に掲げる財産について同條第三項に規定する事由がある場合について準用する。

(人格のない社團又は財團に対する課稅)

第六十六条 代表者又は管理者の定めた人格のない社團又は財團に對し財產の贈與又は遺贈があつた場合においては、當該社團又は財團を個人とみなして、これに相続税を課する。この場合においては、贈與又は遺贈に因り取得した

以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、又は遺贈者の各一人のみから財産を取得したものは、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に免除することができる。

第七十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十六條第一項の規定による明細書を提出せず、又はその明細書に虚偽の記載をして提出した者

二 第五十七條第一項の規定による明細書に虚偽の記載をして提出出した者

三 第五十九條の規定による調査を提出せず、又はその調査書に虚偽の記載をして提出した者

四 第六十條の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 前号の帳簿書類で虚偽の記載をしたものと呈示した者

六 第六十條の規定による質問に對し答弁をしない者

七 前号の質問に對し虚偽の答弁をした者

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第四十

五條第七項の規定は、同年七月一

二 この法律は、本州、北海道、四

國、九州及びその附屬の島(政令

で定める地域を除く。)に、施行する。

3 相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人又は遺贈者の死

亡の時における住所がこの法律の

施行地にある場合においては、當

該財産を取得した者については、

當分の間、第二十七條第一項中「十

月末日」とあるのは「十二月末日」と読み替えるものとし、同項の規

定により申告すべき相続税に係る納稅地は、第六十二條の規定にかかる者と被相続人又は遺贈者の死亡の時ににおける住所地とする。

第七十三條 他人の相続税について、國税庁長官又は國稅局長に対する報告をした者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

二 第五十條第一項に規定する事務に從事している者が、その事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は

但し、当該納税地の所轄税務署長がした第四十四條第一項又は第三項に規定する通知及びその通知に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたものとみなして当該住所地の所轄税務署長に対し再調査の請求をし、又はこれを被告として訴を提起することを妨げない。

この法律は、特別の定のあるものを除く外、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與により取得した財産に係る相続税から適用する。

昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税又は同日以前になされた贈與に係る贈與税については、特別の定があるものを除く外、なお従前の例によること。

第四條第二項第二号から第四号までに掲げる信託でその信託行為が昭和二十四年十二月三十一日以前になされたものについては、同項及び同條第三項の規定を適用しない。

第三條第二項但書、第五條第三項但書又は第六條第四項但書の規定の適用については、昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続について改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第四條第一項第二号又は第五号の規定により相続財産とみなされた生命保険契約又は定期金給付契約に関する権利は、第三條第一項第三号文又は第四号の規定によりこれを相続又は遺贈に因り取得したものとみなされたものとみなす。

8 第十九條の規定の適用について
は、昭和二十四年十二月三十一日以前に第一次相続が開始している場合においては、同條第一項第二号に掲げる割合は百分の百とみなして、当該第一次相続に係る旧法(旧法による改正前の相続税法(明治三十八年法律第十号)を含む。)の規定による相続税額(第一次相続に係る被相続人が納付すべき相続税額に限る。)は第二次相続に係る被相続人が納付した又は納税に因り財産を取得した日の属する年分のこの法律の規定による相続税額とみなす。

11 加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額とみなす。

12 第五十條の規定は、この法律施行後報告のあつた分から適用し、この法律施行前に報告のあつた分について、なお從前の例による。

13 附則第五項に規定する相続税について、この法律施行後旧法第五十二條第一項又は旧法による改正前の相続税法第十七條第一項但書若しくは旧法附則第三條第一項第三号の規定の例により延納を許可する場合においては、その許可すべき延納税額には、附則第十五項又は第十六項の規定による当該相続税に係る利子税額を含まないものとする。

14 附則第五項に規定する相続税又は贈與税について旧法第五十八條又は附則第三條第一項第五号の規定の例により納付し、又は徵收すべき税額でこの法律施行前の期間に対応するものについては、なお從前の例による。

15 附則第五項に規定する相続税又は贈與税について旧法第四十二條若しくは第四十七條又は旧法による改正前の相続税法の規定の例により納付し、又は徵收すべき税額でこの法律施行の際において未納おいてこれらの規定の例により納

付し、又は徴収すべきものについては、附則第十六項の規定に該当する場合を除く外、この法律施行後（当該税額に係る納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限後）当該税額を納付し、又は徴収する日までの期間に応じて第五十一条の規定を適用する。

附則第五項に規定する相続税について旧法第五十一條第一項又は旧法による改正前の相続税法第十七條第一項但書若しくは旧法附則第三條第一項第三号の規定の例により延納を許可された税額での法律施行の際ににおいて延納中のもの（滞納中のものを含む。）及びこの法律施行後においてこれらの規定の例により延納を許可される税額については、この法律施行の例による改正前の相続税法の規定の例による納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限の翌日（当該税額に係る旧法第四十一條第一項に規定する納期限又は旧法による改正前の相続税法の規定の例による納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限の規定する日数の起算日とみなして同條の規定を適用する。

附則第五項に規定する相続税及び贈與税に係る旧法第五十六條に規定する事項については、同條の規定の例によらない。

昭和二十五年一月一日以後この法律施行前に相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該期間内に当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が概算申告書を提出すべき者はあるときは、その者は、第二十七

19 前項に規定する期間内に相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者が当該期間内に死亡し、且つ、その者の相続人又は包括受遺者が当該期間内に相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、当該相続人又は包括受遺者がその死亡した者に係る最終確定申告書を提出すべき者であるとき、規定にかかわらず、この法律施行後四月以内に当該最終確定申告書を提出しなければならない。

20 第二十七条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

21 附則第十八項に規定する期間内に開始した相続について旧法の規定により納付した相続税は、国税徴収法第三章ノ三の規定の適用については、当該相続税を納付した日において過誤納に係る国税となつたものとみなす。

22 附則第十八項又は第十九項の規定による概算申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書の提出があつた場合において、当該概算申告書若しくは当該申告書に係る期限後申告書を提出した者は附則第十九項に規定する死亡した者が、前項の規定により過誤納に係る国税となつたものとみなされた相続税を納付し、且つ、これらの申告書を提出した日までに当該税額の全部

十三條、第六十條及び第六十七条において適用する場合を除く。)の規定は、適用しない。

第十五條を次のように改める。

第二十六條 日本專売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十七條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十八條 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第二十九條 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第八十二号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十条 労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十一條 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百一号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十二条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百一号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十三条 法律第三百七十号の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十四条 肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第百七十一号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十五条 肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第百七十一号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十六条 ジエーアンドピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号)の一部を次のように改める。

第六條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とする。

第三十七条 連合国財産である株式証券移転税を削る。

第三十八条 第二十五条の回復に関する政令(昭和二十四年四月四日)

第三條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、同條第三項

中「前二項」を「前項」に改め、同項

を同條第二項とする。

第三十九條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を

第六十條 削除

第三十一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第三十二條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第三十三條 宗教法人令(昭和二十一年勅令第七百十九号)の一部を次

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第三十四條 持株会社整理委員会令(昭和二十一年勅令第二百三十二号)の一部を次のように改め

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第三十五條 肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第百七十一号)の一部を次のように改める。

第六十條 削除

第三十六條 ジエーアンドピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号)の一部を次のように改める。

第六十條 削除

第三十七條 連合国財産である株式証券移転税を削る。

年政令第三百十号)の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、同條第三項

第二項を同條第一項とし、以下一

項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 第十四條の規定による改正規定及び第二十五條の規定による改正規定中水産業協同組合法の制定に伴う本業団体の整理に関する法律第一條第二項に関する部分は、

法人の昭和二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用し、法人の同年三月三十一日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 第七條から第十一条までの規定による改正規定は、法人の昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 第八条の一部を次のように改める。

5 第九条の一部を次のように改める。

6 第十条の一部を次のように改める。

7 第十一条の一部を次のように改める。

8 第十二条の一部を次のように改める。

9 第十三条の一部を次のように改める。

10 第十四条の一部を次のように改める。

11 第十五条の一部を次のように改める。

12 第十六条の一部を次のように改める。

13 第十七条の一部を次のように改める。

14 第十八条の一部を次のように改める。

15 第十九条の一部を次のように改める。

16 第二十条の一部を次のように改める。

17 第二十一条の一部を次のように改める。

18 第二十二条の一部を次のように改める。

19 第二十三条の一部を次のように改める。

20 第二十四条の一部を次のように改める。

21 第二十五条の一部を次のように改める。

22 第二十六条の一部を次のように改める。

23 第二十七条の一部を次のように改める。

24 第二十八条の一部を次のように改める。

25 第二十九条の一部を次のように改める。

26 第三十条の一部を次のように改める。

27 第三十一条の一部を次のように改める。

28 第三十二条の一部を次のように改める。

29 第三十三条の一部を次のように改める。

30 第三十四条の一部を次のように改める。

31 第三十五条の一部を次のように改める。

32 第三十六条の一部を次のように改める。

33 第三十七条の一部を次のように改める。

事業施設費及び造林に要する経費、並びに日本国有鉄道における建設改良費の財源に使用するためにそれべ電気の製造に要します経費は、予算の定めるとところによりまして一般会計が負担し、この会計に繰り入れることができます。

第三に、この会計の資本についてあります。これを国有資本、減価償

却引当金及び借り入れ資本の三種とい

うにいたしたいのであります。

第四に、この会計におきまして支拂

上現金に不足がありますときは、年度内償還の一時借入金をすることができ

るようになります。その後借入金が、歳入には、借りかえをすることがあります。

第五に、決算上の利益及び損失の処理につきましては、利益は原則とい

ます。借入金が繰り入れるべき金額

に達しないとき、または、翌年度初めに充て、残余を一般会計に繰り入れることいたし、さらに一般会計に繰り入れ

ます。現金が繰り入れるべき金額に達しない際には、現金が繰り入れるべき金額

の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

次に、公認会計士法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明いたします。

公認会計士制度は、昭和二十三年七月六日公布された公認会計士法によつて設けられたものであります。わが国としてはまつたく新しい制度であります。そのため、その運用については、なほお考慮の余地が少くなかつたのであります。しかし、先般シャウブ・使節団から懇切な勧告もあり、種々検討の結果、公認会計士制度の高い水準を維持し、あわせて公認会計士法の運用を円滑ならしめようとする目的をもつて、今回この法律の一部を改正いたそうとするものであります。この眼目といたします点は二点であります。

まず第一点といたしましては、大臣の諸間機関であつた公認会計士審査会を廃止して、新たに大蔵省の外局として公認会計士管理委員会を設け、五人の委員をもつて構成することとし、委員はすべて公認会計士または公認会計士の資格を有する者のうちから任命し、委員長は委員の互選によるものといたしております。

第二点は、公認会計士でない者が報酬を得て財務書類の監査証明の業務を行ふことを禁止して、いた規定を廃止した点であります。これにより、だれでも監査証明の業務を行うことができる

こととなつたのであります。公認会計士でない者は、公認会計士と誤認されるような名称を使用することはできることになつております。

第三点は、計理士に関する取扱いの点であります。従来の規定によりますと、計理士は、本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことはできず、また計理士の名称を使用するのも昭和三十三年七月末日までとなつて、いたのであります。しかし、今回この規定を改正しまして、計理士法廃止の際計理士であった者は、この改正法施行の日から一年内にあらためて再登録を受けければ、計理士の名称を用いて、監査証明その他の会計業務を行うことができるといつたのであります。これに伴いまして、従来の実績にかんがみ、日の整理統合を行うとともに、従来の節のうち特に流用制限を行ふ必要のあるものを、日に引上げる等の調整を行う予定であります。

なおこの機会に、これらの二点のほか、外国公認会計士の取扱い、第二次試験合格者実務補習の取扱い等の諸点について、規定を整備いたしました。次に、財政法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

次に、財政法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。今回この法律案を立案いたしました趣旨は、次の二点について財政法の一部改正をいたそうとするものであります。すなわちその第一点は、現行の財政法第三十一條の規定によりますと、予算が成立しますと、内閣は各省各庁の長に対し、その執行すべき予算を配賦するのであります。しかし、予算が立った段階で、清算に入つたのであります。この損失金の納付は、目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのであります。この損失金の納付は、まず昭

予算について、日をさらに節に区分して配賦することになつております。各省各庁においては、この日及び節の区分に従つて歳出予算を執行するのであります。第三点は、計理士に関する取扱いの点であります。従来の規定によりますと、計理士は、本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことはできず、また計理士の名称を使用するのも昭和三十三年七月末日までとなつて、いたのであります。しかし、今回この規定を改正しまして、計理士法廃止の際計理士であった者は、この改正法施行の日から一年内にあらためて再登録を受けければ、計理士の名称を用いて、監査証明その他の会計業務を行うことができるといつたのであります。これに伴いまして、従来の実績にかんがみ、日の整理統合を行うとともに、従来の節のうち特に流用制限を行ふ必要のあるものを、日に引上げる等の調整を行う予定であります。

なおこれらの措置は、昭和二十五年三月四日付で、財政省より公表されました。この機会に、これら二点のほか、外国公認会計士の取扱い、第二次試験合格者実務補習の取扱い等の諸点について、規定を整備いたしました。次に、改正の第二点は、各省各庁の支出し負担行為の計画を作成して、大臣の承認を得る必要がありますが、現行財政法第三十四條によりますと、支出負担行為の計画は、管下の支出し負担行為担当官ごとに作成することになります。この法律案を立案いたしました趣旨は、配炭公團、食料品配給公團及び飼料配給公團の損失補填財源にまづ公團が國庫に納付すべき剩余金を充て、なおかつ損失金の生ずる配炭公團に対しましては、政府一般会計からの交付金をもつてその補填財源といふとします。すなわち、配炭公團につきましては、昭和二十四年九月十五日に解散いたし、清算に入つたのであります。この損失は、目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのであります。この損失金の納付は、まず昭

予算について、日をさらに節に区分して配賦することになつております。各省各庁においては、この日及び節の区分に従つて歳出予算を執行するのであります。第三点は、計理士に関する取扱いの点であります。従来の規定によりますと、計理士は、本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことはできず、また計理士の名称を使用するのも昭和三十三年七月末日までとなつて、いたのであります。しかし、今回この規定を改正しまして、計理士法廃止の際計理士であった者は、この改正法施行の日から一年内にあらためて再登録を受けければ、計理士の名称を用いて、監査証明その他の会計業務を行うことができるといつたのであります。これに伴いまして、従来の実績にかんがみ、日の整理統合を行うとともに、従来の節のうち特に流用制限を行ふ必要のあるものを、日に引上げる等の調整を行う予定であります。

なおこれらの措置は、昭和二十五年三月四日付で、財政省より公表されました。この機会に、これら二点のほか、外国公認会計士の取扱い、第二次試験合格者実務補習の取扱い等の諸点について、規定を整備いたしました。次に、改正の第二点は、各省各庁の支出し負担行為の計画を作成して、大臣の承認を得る必要がありますが、現行財政法第三十四條によりますと、支出負担行為の計画は、管下の支出し負担行為担当官ごとに作成することになります。この法律案を立案いたしました趣旨は、配炭公團、食料品配給公團及び飼料配給公團の損失補填財源にまづ公團が國庫に納付すべき剩余金を充て、なおかつ損失金の生ずる配炭公團に対しましては、政府一般会計からの交付金をもつてその補填財源といふとします。すなわち、配炭公團につきましては、昭和二十四年九月十五日に解散いたし、清算に入つたのであります。この損失は、目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのであります。この損失金の納付は、まず昭

予算について、日をさらに節に区分して配賦することになつております。各省各庁においては、この日及び節の区分に従つて歳出予算を執行するのであります。第三点は、計理士に関する取扱いの点であります。従来の規定によりますと、計理士は、本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことはできず、また計理士の名称を使用するのも昭和三十三年七月末日までとなつて、いたのであります。しかし、今回この規定を改正しまして、計理士法廃止の際計理士であった者は、この改正法施行の日から一年内にあらためて再登録を受けければ、計理士の名称を用いて、監査証明その他の会計業務を行うことができるといつたのであります。これに伴いまして、従来の実績にかんがみ、日の整理統合を行うとともに、従来の節のうち特に流用制限を行ふ必要のあるものを、日に引上げる等の調整を行う予定であります。

なおこれらの措置は、昭和二十五年三月四日付で、財政省より公表されました。この機会に、これら二点のほか、外国公認会計士の取扱い、第二次試験合格者実務補習の取扱い等の諸点について、規定を整備いたしました。次に、改正の第二点は、各省各庁の支出し負担行為の計画を作成して、大臣の承認を得る必要がありますが、現行財政法第三十四條によりますと、支出負担行為の計画は、管下の支出し負担行為担当官ごとに作成することになります。この法律案を立案いたしました趣旨は、配炭公團、食料品配給公團及び飼料配給公團の損失補填財源にまづ公團が國庫に納付すべき剩余金を充て、なおかつ損失金の生ずる配炭公團に対しましては、政府一般会計からの交付金をもつてその補填財源といふとします。すなわち、配炭公團につきましては、昭和二十四年九月十五日に解散いたし、清算に入つたのであります。この損失は、目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのであります。この損失金の納付は、まず昭

ていたのであります。が、今回の改正では、財産を取得した者に担税力があるものと認め、取得財産の累積額を標準として一本建の相続税を課税することにいたしたのであります。いわば改正後の相続税は、一種の財産承継税であることは財産の無償取得税とも言うべきものとなるかと思うのであります。

この課税体系の変更と、あとで申し上げまする基礎控除、税率の変更、各種控除の新設等によりまして、相続税の負担は從来と著しく異なつて参るのであります。すなわち、たとえば五百万元の財産を子供が相続したとすれば、從来は相続人が何人でありますても税額の合計は二百三十六万余円であつたのであります。改正法によりますると、相続人が成年の子一人の場合の税額は二百二十八万余円と、一%余の軽減になり、配偶者と成年の子一人とが民法の相続分通り相続したとすれば、その合計税額は百五十余円と、三六%余の軽減になり、また配偶者と未成年の子三人が民法の相続分通り相続すれば、その合計税額は百三万余円となり、五六%余の軽減になるのであります。しかしながら後に申し上げます通り、相続税の最高税率は九%に改めることになりますので、高額な財産、たとえば一億円の財産を配偶者と子供一人とが民法の相続分に従つて相続した場合には、從来の相続税額五千九百三十六万余円に対して、改正後は六千四百三十五万余円となつて、八%余増加するのであります。

は贈與によつて財産を取得した個人であります。相続税の課税価格は、相続、遺贈または贈與により取得した財産の価額の合計額であります。計算にあたつては、その非課税財産を範囲を拡張し、宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行つて得した財産で、その公益目的の事業費用に供する事が確実なもの、及び非課税資金規正法に規定する公職の候補者等が選舉運動に関し、寄付等によつて得した金錢で、同法の規定によつて却告されたもの等をも非課税財産とし、その全額を課税価格に算入しないことといたします。

次に今回の改正によつて、新たに各種の控除を認めることとしたとしておら

その者が十八歳に達するまでの年数を乗じて算出した金額を、課税価格から控除なのであります。これは未成年者が相当の年齢に達して自立するまでには、かなりの養育費を必要としますので、あらかじめこれを控除しようといふのであります。第四点は基礎控除でありますと、相続税の課税にあたつては一生を通じる取得財産の課税価格から、十五万円を控除するのであります。これは先に申し上げた少額控除のほかに認めるのであります。取得財産の価額が十八万円以下であれば課税を受けないのであります。

相続税の税率は、以上のようにして各種の控除をして計算した課税価格に対し、二十万円以下の金額に対する二五%から、五千万円を越える金額に対する九十%に至る超過累進税率に改めることになつております。御承知のように従来相続税の最高税率は六五%，所得税の最高税率は八五%であつたのでありますが、今回の改正によりまして所得税の最高税率は五五%とし、別に高額な財産を所有する者は富裕税を課すこととし、相続税については、高額財産の取得に対して高度の累進課税を行なうために、このような高率にいたした次第であります。もつとも改正後の相続税法では、公益事業に寄付すれば非課税となり、相続人が多數であればその税負担は相当軽減されることになりますので、これによつて公益政策上または社会政策上、望ましい効果を生ずるものと期待する次第であります。

次に同一財産について相続が頻繁に行われる場合の税負担の公平をはかります。されど財産を分割して取扱ふ場合に、

すため、各種の税額控除を認めることがあります。すなわちその一
は相続税額の控除でありまして、こわれては從来相続の開始があつた場合に、そ
の被相続人が五年以内に開始した相続について納めた相続税額を、今回の相
続税額から差引くことにしていたのですが、今回の改正によりま
で、その期間を十年に延長し、前回の相続から今回の相続までの期間を十年と
して、この控除制度を合理化するこ
とに努めたのであります。次は年長者
の相続税額の三分の一を控除することと
てあります。これは相続によって財産
を取得した者が被相続人より年長者であ
るときは、その取得した財産にかかる
相続税額の三分の一を控除することと
にしたのであります。これは相続によ
つて年長者に財産が移るときは、再び
相続が開始して相続税の課税を受ける
公算が大でありますので、この控除を設
けて課税を緩和、合理化するに努め
たのであります。

次に延納、物納については従来と同様であります。が、従来年賦延納の場合の利子は一日十銭でありましたが、本年四月一日以降はこれを一日四銭と改めることにいたしました。なおその他相続税の異議処理、第三者通報、利子税額、加算税額、罰則等については所得税、富裕税等と同様であります。

次に改正相続税法は四月一日から実施する予定であります。が、この改正規定は本年一月一日以後相続、遺贈または贈与によつて財産を取得した場合に適用することにいたしております。

次に資産再評価法案につきまして御説明申上げます。過去数箇年の間ににおけるインフレーションによりまして物価が著しく騰貴いたしましたため、企業の資産についてその取得の当時の価額を基礎とする帳簿価額は、その実際の価額を反映しない低い価額となりまして、資産の適正な減価償却ができる、企業経理は不合理となるに至つてゐる現状であります。このような状態を是正して企業の経理を合理化し、健全化することはきわめて肝要と考えられるのであります。さらにまた資産の譲渡の場合に、インフレーションに伴つて生じた單に名目的な所得に対しましても所得税または法人税が課税されるという従来の状態を合理化いたしました。譲渡所得についての課税を適正ならしめ、税負担の軽減をはかることおいて資産の再評価法案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案についてその概要を申し上げます。まず再評価は原則として本年一月一日を基準日といたします。その日において法人または個人が所有する資産について行うこととしたします。法人の資産及び個人の事業用の減価償却資産につきましては、再評価を行なへかしない場合は所有者の任意といたしましては、再評価額は一定の基準の範囲内で所有者が任意に定めることができますことといたし、企業の実情に応じた再評価が行われ得るようにしているのであります。また個人のその他の資産につきましては、譲渡所得の計算上の問題のみでありますので、その資産について譲渡等がありました際に、基準日現在で再評価が行われたものとみなすこととしているのであります。

次に再評価の基準といたしましては、原則として資産の取得価額にその資産の種類に応じまして卸売物価指数、消費者物価指数または土地価格指数に基く一定の倍数を乗じまして、再評価額またはその最高限を算出する方式によるここといたしております。なお個人が財産税調査時期前に取得した非事業用資産等につきましては、財産税評価額を基礎としてこれに一定の倍数を乗じて、再評価額を算出することとしているのであります。

次に再評価の申告につきましては、再評価を行つた法人及び減価償却資産について再評価を行つた個人は、原則としておそくとも本年八月三十一日までに、再評価申告書を政府に提出しなければならないものといたし、個人の減価償却資産以外の資産につきましては、

は、再評価申告書は資産の譲渡、贈与、相続または遺贈があつた場合に、所得税の申告書の提出期限と同一の期限内に、政府に提出することを要するものとしているのであります。

次に再評価税について御説明いたし
ます。再評価差額に対しましては、社
債や預金等の債権の所有者及び過去に
おいてインフレーションによる名目所
得に対して、高率の課税を受けていた者
との間に公平をはかるため、百分の六
の税率により再評価税を課することと
いたした次第であります。この場合再
評価税の課税によつて企業の適正な再
評価を妨げることがないよう、納
税方法につきましては企業の税負担の
状況等を考慮し、延納を認めることと
しているのであります。

すなわち減価償却資産についての再
評価税は、原則として法人の場合におき
ましましては三年間、個人の場合におき
ましては五年間に分納することとして
いるのであります。再評価税によつて
税負担が一時的にもせよ過重となる
ことを避けるために、青色申告書を提出
する法人または個人につきまして
は、各事業年度または毎年における利
益の状況に応じて、おむね五年後につ
至るまでの延納を認めることとしてい
るのであります。次に法人及び個人の
減価償却資産以外の資産についての再
評価税は、原則としてその資産の譲渡
等があつた際に納付することとしてい
るのであります。法人につきましては、
五年後に至るまでなお譲渡されな
いものにつきましては、五年後におい
て納付することとしているのであります。

次に再評価差額等による税額の算定について、まず政府による更正決定の制度を設けますとともに、審査請求、訴訟、加算税等につきましては、おおむね今回の税制改正による他の税法において採用されている諸制度に準じていてあります。

なお資産の再評価を適正ならしめるために資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会を設置いたすこととし、資産再評価の円滑な運用をはかりたいと存しております。

次に再評価に関する企業の経理について申し上げます。再評価によつて生ずる再評価差額は、損失の填補に充てた額を除いて、一応これを再評価積立て金として積み立て、三年間は原則としてそのとりくすしを禁止することとしております。三年後におきましては、後におきまして再評価税を完納したよきは、再評価積立て金の残額の全部を資本への組入れることと認めることとしているのであります。なお再評価積立て金はこれを社債の発行限度に算入することといたしたのであります。経済の状況をも考慮し、その全額を一時に算入せず、三年間にその四分の三までを限度として逐次算入することとしているのであります。

次に資産の再評価後における所定税、法人税等の課税関係について申しますと、まず再評価を行つた資産基準とし、残存価額が再評価額の一に達するまで税法上償却を認めるこ

渡所得につきましては再評価額を基礎として計算し、インフレーションによる名目所得を排除することとし、再評価積立金に対しては積立金に対する法人税を課さないこととする等の措置を講じておられます。

以上この法案を提出いたしました理由及びその内容の概略につきまして、各会員御説明申し上げたのであります。が、この法律の制定によりまして、かねて既存の資産再評価もいよいよ実施に移されることになるわけであります。各企業がそれ／＼適正妥当な再評価を行ふことにより資本の維持、経理の合理化が達成され、日本経済の健全な発展に寄與するとともに、合理的な税制の確立に貢献するところきわめて大なるものがあることを期待する次第であります。

次に所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案について、
の大要を申し上げます。

従来特別の法令において、所得税及び法人税を課さない旨の規定を設けているものが相当あるのであります。が、今回すでに御審議を願つておりますが、得税法及び法人税法の改正案における税法において規定することを過当と認めたのであります。それにつきましては、所得税及び法人税の非課税規定を整理統合し、それ／＼所得税法及び法人税法において規定することを過当とされることとなりましたので、これら

○川島委員長 それではこれよりただいま政府から提案理由の説明を聽取いたしました三税法案、及び前会まで質疑を経続いたしております六法案を、一括議題として質疑を許します。川島金次君。

○川島委員 提案されております法案に關係は実はないのですが、この機会に少し財局に御説明を願いたい点がありますので御質問申し上げます。

まず主税局長にお尋ねいたしますが、財産税によりましてかなりの当初物納財産がありました。その物納財産の当時の詳細のことにつきましてはわれれも記憶をしておりますが、その後その財産の売り扱いについて、今までどのような経過をたどっておりますか。あらましのことによろしいですが、御説明を願いたい。

○平田政府委員 財産税の物納で收納いたしました財産は一應国有財産といたしまして、国有財産の管理の責任に當つておりまする官庁で、それへ管理し処分する計画にいたしております。今手元に資料を持せておりませんので、今詳細にお答えできぬのは恐縮でございますが、必要がござりますれば管財局から詳細は説明するかと思います。政府いたしましては一旦收納しました財産は、なるべく適正な価格で、なるべくすみやかに民間に拂い下げました

関する非課税規定をもあわせて整理することといたしました。

○川野委員長 成あらんことをお願い申し上げます。

しま政府から提案到日の御用意を賜りていたしました三税法案、及び前会まで質疑を経続いたしております六法案を、一括議題として質疑を許します。川島

○川島委員 提案されております法案
に關係は実はないのであります、こ

の機会に少し当局に御説明を願いたい点がありますので御質問申し上げます。

が、財産税によりましてかなりの当知物納財産がありました。その物納財産の当時の詳細のことにつきましては

（三三）
れわれも記憶をしておりますが、その後その財産の売り拂いについて、今までどのような経過をたどつております

○平田 政府委員 財産税の物納で收録す
が、御説明を願いたい。

いたしました財産は一応国有財産、いたしまして、国有財産の管理の責任に当つておりまする官庁で

それ／＼管理し処分する計画にい
しております。今手元に資料を
合せておりませんので、今詳細に

答えてきないのは恐縮でございま
が、必要がござりますれば管財
から詳細は説明するかと思います。

止にまほ
府といたしましては一旦取納しまし
財産は、なるべく適正な価格で、な
べくすみやかに民間に拂い下げま

て、それによつて國庫としても收入を得るという方針で処分いたしておるのでござります。しういたしまして株式等につきましては、それ／＼有価証券処理協議会等に委託いたしまして、そこで相当な処分を行つて、現在におきましても相当の実績を上げて来ておるようあります。また不動産等につきまして極力適当な機関等に委託する方法等を用いまして、なるべく適正にかづ迅速に拂下げをする方針で目下進んでおるようでござります。数字的な問題は的確な材料によつて申し上げませんとほつきりいたしませんので、必要がござりますれば後ほど説明させさせていただきたいと思ひます。

りまして所得を見積つて申告していた
だきまることは、従来の制度と同様で
あります。さしつかえございません。
ただ従来と違いまして前年実績以下で
申告しようという場合におきましては、
一定の條件に該当するものといった
しまして、政府の承認を受けなければ
申告できないということにいたしてお
ります。その條件といったしましては、
大体災害とかあるいは営業の全部また
は一部をやめたとか、その他外的的な
原因によりまして営業なり事業の所得
等が相当減ることが客観的に明らかとな
ります。それからその他相当納税者か
ります。

まして税務官庁は必ず承認しなければならないのですが、どうも結構局水かけ論になるような、どちらかよくわからないという場合におきましては、前年の実績で予定申告をしていただく。もちろん納税者の所得が相当ふえまして、各納期ごとに平均して納めておいた方がいいという納税者は、おそらくたくさんあると思いますが、なるべく見積額に応じまして前年以上に申告していただくことを、私どもとしては期待しております。

○三五(副)委員 次にちょっと簡単な問題でありますが、農業徴得等につきまして農村では鶏一羽——これは卵を産むのもひよこも含めてであります
が、一羽に七百円もかけたといつてお

して審査請求等が出た場合において、納税者の側もはつきり証拠が全部について出ない、税務官庁の側もよく調べが行き届いていないくて、全部の調査しめた資料で説明がなか／＼できない。こういう場合におそらくそういうようなものもあるのじやないか。従つて決定額通り納めたらどうか。こういうようになことになつて、お詫のようく相なつておるのじやないかと思います。その辺の実際の運用は常識的な問題になつて来るわけでありまして、あまり零細な所得まで一々調べまして、非常に極端に苛察にわたるようなことは、行政の運用としてはいかがであろうかと考えますが、建前は今申し上げたようなことになつておることを割了承願ひます。

○平田政府委員 今御指摘の方は今後青色申告の制度を活用していただきますとして、帳簿を正確にしていただきますれば、必ず帳簿を調べた上でないと更正決定をいたしませんからぜひ記載していただきます。それによつてお互いに堂々と勝敗を決するということにいたしていただきたいと思います。

○三宅(問) 委員 税務署に予定申告をいたすのであります。物価の変動等によりまして、相当所得の金額が減る場合があると思つております。前年度の所得に対しまして半分以下に減つた場合には、もちろん訂正されるわけであります。物価変動等についてはどのような対策をとつておられまつた。今二つあります。

○三市(闇)委員 私は所得税並びに法
人税についてお伺いいたしたいと思
いますが、まだ本日提案されたものには
手をつけませんから、主税局長もそ
つもりで御答弁願いたいと思います。
主税局長の今までの御説明によりま
すと、所得に對します予定申告をする
ときに、昨年の半額に満たないという
場合があります。そのときには政府の
許可を得て予定申告をするといいます
が、どういうふうな許可を得てやりま
すか承りたいと思います。

におきましても、税務官庁は承認を與えなければならぬ規定にいたしております。しかしながらその他のたして減るか減らないかわからない、見解の相違だといつたような場合には、原則としまして前年度の実績額で予定申告をしていたたく。そもそもその申告が出来ない場合、あるいは理由なくして前年以下の実績で申告があつた場合におきましては、これは当然前年の実績額で予定申告がなされたものと見なしておられます。それによりまして税務官庁は税額を計算しまして、税額を通知し納稅していくたたく、かようなことにいたしております。繰返して申し上げますが、いろいろの事情ではつきり減少することが明らかな場合におきましては、これは税法の定めるところにより

○平田政府委員 今の問題は先般小山委員からお話をございましてお答えいたしたのであります。所得税の理論から申しますと、いやしくも一定の収入がある。その収入は必ずしも金銭による収入だけではございませんで、現物による収入も一切入るのです。ですが、一定の生産等によりまして、金銭または現物の収入があるという場合におきましては、原則としてその収入はやはり所得税の所得の算定上、收入金額に該当するのでございます。従いまして理論から申しますと、一切のさような所得に課税するのは別に違反ではないわけでございますが、お話をのよくな点はおそらく実際問題としま

業者であります。が、たとえ選舉で代議士となつた九州の弁護士さんの場合、大部分東京に来ておる。国会の方では御承知の通り源泉課税をたいへん納めておる。ところがやはり依然として自由業であるというわけで、同じような税金をかけられておるということははなはだ不穏當であると感ず。そして国会が一年のうち半分以上も開かれることになりますと、收入は半分以下に減る。こういうそろばんが出る勘定になるのです。自由業で公職等についた場合、あるいは議員等になつた場合に、收入が相当減るという見込みがあるにもかかわらませず、君は昔からやつておるから收入が相当あるだろうということは違つておると思いますが、政府はどうお考えになりますか。

一般的に非常にかわるのでありますし、前年の状態とその年の状態と著しく違う。なんづく物価その他の事情によりまして、状況が違うという場合におきましては、必ずしも前年の実績によらないで、法律の定めるところによりまして、一定の倍率を加えたりあるいは減らしたりした数字で、前年度の実績額に置きかえることができるようになりますのでござります。どういう基準をつくりますか。これはなかなかむずかしい問題でございますので、いろいろ研究しておるわけでありますが、近くそういうものにつきましては、必要が生じました場合には国会に提案いたしまして、御承認を得たいと考えております。ただ率は具体的にその法律によつてきめるつもりはございま

○平田政 府委員 今御指摘の方は今後青色申告の制度を活用していただきまして、帳簿を正確にしていただきますれば、必ず帳簿を調べた上でないと更正決定をいたしませんからぜひ記載していただきます。それによつてお互いに堂々と勝敗を決するということにいたしていただきたいと思います。

○三宅(副)委員 税務署に予定申告をいたすのでありますが、物価の変動等によりまして、相当所得の金額が減る場合があると思つております。前年度の所得に対しまして半分以下に減つた場合においては、もちろん訂正されるわけであります。物価変動等についてはどうのような対策をとつておられですか。ひとつ承りたいと思います。

○平田政 府委員 予定申告は原則としてまして前年の実際額によつて行うのでございますが、ただ経済界の状況は一般的に非常にかわるのであります。前年の状態とその年の状態と著しく違ひます。なかなか物価その他の事情によりまして、状況が違うという場合におきましては、必ずしも前年の実績によらないで、法律の定めるところによりまして、一定の倍率を加えたりあるいは減らしたりした数字で、前年度の実績額に置きかえることができるようにならしておるのでございます。どういう基準をつくりますか。これはなかなかむずかしい問題でござりますので、いろいろ研究しておるわけであります。が、近くそういうものにつきましては、必要が生じました場合に提案いたしまして、御承認を得たいと考えております。たた奉は具体的にその法律によつてきめるつもりはございま

せん。大体どういうものさしによつて
政府が加えまたは減すべき率をきめる
か、その基準となるべき法律を作成い
たしたいと思つております。本年はさ
しあたり前々から説明いたしております
するよう、大体續ばい、生産は若干
ふえる。従いまして所得は前年度に比
べまして幾分かふえるということです。
すべての計画を現在のところいたして
おりますので、その條文を適用するつ
もりはございません。今後事態が生じ
ました場合において、今申し上げまし
たような事項を研究しまして、具体化
することにいたしたいと思つております。
○三室(則)委員 もう二、三點やらし
てください。いよいよ青色申告に入つ
て来ました。青色申告の実施につきま
しては、相当人員が増加しなければな
らぬと考えておりますが、政府はこれ
に対しましてどういう施設をもち、人
員をもつて、これを処分せられるとい
う気分でありますかということが一
点。第二点は青色申告をしておりまし
ても、不正な事実を書いておるものも
中にはあるかと考へておりますが、ど
の程度信用せられるという用意があり
ますか。この二点についてまず承りた
い。

して、大分簡素化をやつておりますので、その方面から相当人間をさきまして、その方面に充てることができます。それで、その方面でできるだけ早く、よく帳簿等の調査能力のある優秀な官吏を育て上げまして、それによりまして極力この運用の適正化をはかります。全体として、現在も相当な頭数がおりますが、その中でできるだけ早く、さらに全体として、現在も相当な頭数で参りたいと考えておるのでござります。全体としての人員増加につきましては、単に税務行政だけの見地から考えますと、ますく多くしていただきたいのでございまして、私どももそういうふうを考えを持つておるのでござりますが、他而全般の政府の行政管理に關する方針等との関係もござりますから、必要最少限度におきまして、できるだけ能率化をはかりまして、適正な運用を行はかりたい、かように考えておるのでございまます。

おります。従いまして税務局におきまして、理由なくこの帳面を否認したり、あるいは申告を認めない、というような官吏を育て上げることに努力いたしまして、適正化をはかりたいと考へております。なおつけ加えて申し上げますが、わざわざささいな、あまり全體に大した影響のないささいな誤り等を指摘しまして、それで全体を否認するといふような態度は避けたい。あくまでもどこかが間違いであるか、その事実をよく調べまして、その上で正しい決定をして行くようにいたしたいと考えております。

思ひのとおりりますが、これに反してあなたといいたしましては、現在どういうような帳面を、個人等におきまして認めておられますか。この詳細なことを一応御説明願いたいと思います。

○平田政府委員 おそらく帳面とか簿記の方は三宅委員の方が私より詳しいのじやなかろうかと思ひますが、青色申告の資格を得るための記載事項等につきましては、大蔵省の省令で詳細に告示いたしております。あらためてその告示を読み上げるものもどうかと思ひますが、それによつてひとつ御了承願いたいと存じます。なおこの様式等につきましては、政府であまり画一的な様式を最初からきめるよりも、民間の進んだいろいろなふうにまかした方がいいだらうというので、政府におきましてあまり機械的な一律の様式はつくることにいたしておりません。省令の中に規定いたしております必要な条件を満す場合におきましては、いかなる様式の帳簿といえどもさしつかがないということになつております。ただ実際問題といいたしまして、なるべく商工会議所あるいは農業協同組合その他他の業者の団体等におきまして、その事業によく適応した帳面等を、機式を整えましてつくつていただきますことを、私どもといいたしましては非常に期待しておるわけであります。」

なりました通り、省令で明細なひな型をつけてもいかぬであろうということであり、非常に心配しておる向きがあるのです。また今主税局長も仰せであります。また今までの税務官吏の御説明はむずかし過ぎるので。大蔵省の方は非常に頭がよ過ぎて、非常にこまかいことまでみな書いておりましたが、事実民間人はその程度まで行ってはいらない。あなた方の三分の一ぐらいしか程度が行つてない。でありますから今度何らかの方法をもつて、帳簿組織なりその他の法律を改正することが必要であろうと思う。大なる基柄が間違いなければ小さいことの小さな間違いは是認いたしまして、大蔵省令もしくはひな型等をお示しなさるときにおきましては、あなたのとおりですと地位の下の人だけつこうどありますから、わかりやすいように書いて頒布するということが必要であります。うと思いませんするが、政府といたしましてどう考えておりますか。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

もらうように努力いたす。その程度があまり飛躍し過ぎてはいかぬ、そういう考え方でお互いに勉強するよろにしたまどか。かよう考えております。

○三宅(別)委員 今主税局長は大分開けた御答弁でありまするが、ややもいたしますと、末端に行きますとそれと反対になつて来まして、なかなかむずかしい。お前さんのような頭ではとてもだめだ。こう言つてひやかしておる場合が往々にあるのでありますて、これはどうかひとつ今度主税局長の言といたしまして、各國税局、各税務署等にこれを頒布してもらいたい、かよう考えております。

次に伺いたいと思ひます事柄は、個人の簡単なる帳簿——たとえば俸給生活者であるとか、勤労者というようなものに對しましては、五種類も六種類るものに對しましては、五種類も六種類も帳簿の必要はないと思う。現金出納帳ともう一冊くらいのものでいいと、かよう考えておりますから、どうか簡易な

ように思ひますから、どうか簡易なる職業につきましては、その親心をもつて、ひとつ簡単な帳簿でやるといふ行為を施行してもらいたい。

次にもう一つ申し上げたい事柄は、新潟、富山、石川、福井、長野の一連の横雪寒冷地帯の北海道外十一県、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、

○宮腰委員 この問題は昨年の暮れから横雪寒冷地帯の北海道外十一県、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、

○川野委員 宮腰君。この問題は昨年の暮れから横雪寒冷地帯の北海道外十一県、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、

ます。もちろん各地間におきまして、各人の個別所得が調査できない場合におきまして、ある外的的な方法で、比較的方法を用いまして見る場合があります。さような場合におきましては、もちろん各地の実情に応じて、できる限り公平を期するということは当然のことと考えます。

それから生活費が高くなるから控除してもらいたいとか、あるいは自家労賃の部分を所得計算より除外してもらいたいとかという意見があるようございましたが、これは所得税法の理論から申しまして少しいかがかだと思います。生活費は所得の中から拂うのでございまして、こういふものはどうするかという問題が、結局基礎控除の問題でございます。基礎控除の問題を地域によつて差別をつける、そういう方が高くなるとか、あるいは、いなかにおいてもいろ／＼差をつけるとか、問題がいろいろついているが、それがかえつて大都市は低くなり、いなかの方が高くなるとか、あるいは、いなかにおいてもいろ／＼差をつけるとか、問題がいろいろありますので、今の所得税法においては、一應全国一律にこういふことを考えておりまします。

それから超過自家労賃につきましては、これは当然所得になるわけでござりますが、労働者が時間外労働をやつた場合とか、要するに所得といふものは働くことによつて生れるか財産によつて生まれるか、そのいずれかでございますが、いやしくも自家労賃として所得がある場合におきましては、その

自家労賃を支拂わなくて、ほかのではありません。もちらん各地間におきましては、その所得の中に入つておる場合におきまして、その所得に対して課税することあります。さような場合におきましては、もちろん各地の実情に応じて、できる限り公平を期するということは当然のことと考えます。

それから生活費が高くなるから控除してもらいたいとか、あるいは自家労賃の部分を所得計算より除外してもらいたいとかいう意見があるようございましたが、これは所得税法の理論から申しまして少しいかがかだと思います。生活費は所得の中から拂うのでございまして、こういふものはどうするかという問題が、結局基礎控除の問題でございましたが、これは所得計算より除外すべき対象になつては、もちろん事業費については、積雪地方におきまして相当費用がよけいかかる。これは従いまして自家労賃を経費で引くといふ議論は、所得税の本質論としては成り立たないと思します。けれどもただ事業費については、積雪地方におきまして相当費用がよけいかかる。これは従いまして自家労賃を経費で引くといふ議論は、所得税の本質論としては成り立たないと思します。

事業費については、積雪地方におきまして相当費用がよけいかかる。これは従いまして自家労賃を経費で引くといふ議論は、所得税の本質論としては成り立たないと思します。事業費については、積雪地方におきまして相当費用がよけいかかる。これは従いまして自家労賃を経費で引くといふ議論は、所得税の本質論としては成り立たないと思します。

事業費については、積雪地方におきまして相当費用がよけいかかる。これは従いまして自家労賃を経費で引くといふ議論は、所得税の本質論としては成り立たないと思します。

通り、あなたの勤労所得の中に自動車で乗りまわしておられるものが、所得として計算されおらぬと私は思う。それならわれくと同じようにくつた裏皮代は一つ入れるのかといえば、それも入つておらぬだろう。こういうことを考えて行きますと、やはり單作地帶のよな一年に米だけびしやつとわかる。自分よりも人がわかるというようなものに対するは、そのような現実な制度を持つて行かなければ、これは負担の公平にならぬではないか。りくはおつしやる通りです。けれども現実はそう行かぬ。政治といふものは現実に即してやらなければならぬから、そういう單作地帶は多少他と比率を軽くして行くといふことが、ほんとうの政治ではないかと私は思うのであります。でありますから、單作地帶の皆さんがああいう主張をなさるもの、私はそこには非常な意味があると思う。

それからもう一つ、立つたついで

ありますから…。先ほど三宅さんが青色申告のことについてお話をなつたの

であります。この青色申告を昨年の

国会で私ども決議で出しますとき、

一月三十一日までに申告しようとおつし

やるけれども、それはむりではないか

といふことを、私は口をすつばくして

特に申上げたのであります。ところがその後国税局から普通の事業所得者については二月の半ばころ、農業所得

者については一月末までに申告してよろしいというお知らせを出されたよう

とを—これは私は都合がいいのです。だから私どもは文句は言いませんよ。だから私どもは文句は言いません。

けれども、法律で一月三十一日までに出せというのを、国税局が二月末まででもよろしいというのでは、これは一体どこから出で来たのですか。わざわざそれが法律違反をやるとびしくと痛めつけられるのであります。政府が公然と法律違反をやられて何もさしつかえないのですか。その法

理論をひとつお伺いしたいと思うのであります。これは私は特に昨年は、一月三十一日はいけませんぞといふことを強く申し上げたことを記憶しておりますからお尋ねするのであります。ひとつお答えいただきたいと思いま

す。

●平田政府委員 青色申告の帳面の届出区分につきましては、内藤委員のよ

うな御意見のございましたことも私どもよく存じております。これからよ

うにこの制度を本格化しまして実行するという段階になつて参つたのであり

ますが、やはり青色申告の制度を使つておいて、納税者にいかなる利害

関係を来すかということは、今回の所

得税法、法人税法の改正によって初め

て実は明らかになるようになつたわけ

であります。従いまして、今回特に法

人税法、所得税法の附則で法律施行後

で政府に届出すれば、青色申告の制度

が利用できるということにいたしました

者については一月末までに申告してよろしいというお知らせを出されたよう

とを—これは私は都合がいいのです。だから私どもは文句は言いませんよ。だから私どもは文句は言いません。

けれども、法律で一月三十一日までに出せというのを、国税局が二月末まででもよろしいというのでは、これは一体どこから出で来たのですか。わざわざそれが法律違反をやるとびしくと痛めつけられるのであります。政府が公然と法律違反をやられて何もさしつかえないのですか。その法

理論をひとつお伺いしたいと思うのであります。これは私は特に昨年は、一月三十一日はいけませんぞといふことを強く申し上げたことを記憶しておりますからお尋ねするのであります。ひとつお答えいただきたいと思いま

す。

●宮藤委員 先ほど質問しました

いろいろな事項ですが、今答弁できないとおつしやるならば後日していただいて

と申しますが、所得税法が適用すれば当然五月末まで届け出ればよいということになつておきますし、また届け出ましても、その間帳をしていただ

かなければなりませんので、なるべく早くそういうことを周知徹底をはかつておいた方がよいだろうということで、

かような声明を発したのと見ておられます。この所得税法の法律と照しま

すと、趣旨におきましては何ら法律違反ではない、かのように私ども考えて

おります。そこで、お尋ねの件は、農地に対する資産評価に際して

は、その収益力に即応するように評価してほしいということと、それから公

共的性質の強い灌漑用の動力用排水機

などとあることは、共同作業の動力、脱穀機、刈穀機、噴霧機並びにこれに関連する農具についての課税ですが、これらを課税対象から除外してほしいという希望があるので、この二点について伺いたい。

●平田政府委員 農地に対する再評価額の問題だらうと思いますが、この

点につきましては、大体財産税の評価額から土地価格指数で伸ばしたもの

を越えて売った場合に、初めてその越

るけれども、それはよろしくございます。今度はそういう法律が出ておりま

すからそれはよろしくございますが、一月の末にまだ法律も改正されな

い先から先走つて、政府が法律できめられることを曲げられるというこ

とはどういうことか。それは私は明らかに法律違反だと思うのであります

が、それでも法律違反ではありませんか。

●平田政府委員 期限後に届け出して

おきました

とを

法律でございまして、やはり一応なる

法律でございまして、それを一応なる

法律でございまして、それを一応なる

法律でございまして、それを一応なる

なります。それ以内の部分につきまし

ては六名だけしかとらない。こういう

意味の再評価にしかすぎないのでござ

ります。従いまして土地の一般的な騰

貴率、その騰貴率のところまである農

地の価格が上りまして、それ以内で売

れた場合においては六名だけで課税を

済ます。それを越えて売った場合に

おきました

と申します

と申します

と申します

と申します

と申します

と申します

と申します

点につきましていろいろ考えておりますのは千倍は少し高きに失するのではなくらうか。従いまして、これを八百倍くらいの程度に下げたらどうかといふことを考えておりますのが、結局いろ／＼検討しました結果九百倍くらいにいたしまして、国会に提案するといふようなことに現在のところなりそうでござります。そうしますと農地の方は二十二・五倍というようなところまで案を作成しまして、提案することにならうかと思います。なおその他そういう点につきまして詳細御説明する機会もあらうかと思います。

て、その際に詳しく御審議願う機会があるうかと思いますので、それだけ申し上げておきます。

○川野委員長 ほかにございませんか。

○宮原委員 私の方はまたあとでやりますから……。

○川野委員長 三宅君。

○三宅(則)委員 私はさらに主税局長にお尋ねいたしたいと思いますが、主税局長は予定申告並びに確定申告等を要しない範囲を広げたい、こう迎せになつていらっしゃいますが、どういうようなものにそういうことを適用したいと思っておりますか。その御構想を承りたいと思います。

○平田政府委員 一般の、その適用を受けるのは、一箇所でしか俸給給料等を受けていない、いわゆる源泉課税を受けておる納税者の場合でござります。この場合におきましては、その源泉課税を受ける際に、それすぐ控除税率等を適用しまして、簡易税額表を算出いたしておるわけでござります。その範囲を従来と比べまして、相当大幅に引上げまして、提出する必要のある範囲を少くいたしたい、かように考えておるのでござります。具体的に申し上げますと、簡易税額表の第二にござりますが、今回は月額給與の金額四万円のところまでは、一箇所だけから受け取りますと、簡易税額表は、四万円まではそれべく累進税率を適用しまして、負担に差がないようにいたしておるのございます。従いまして一箇所だけですとそれ以上、またほかに所得があります場合は、三千円以上でありますと申告を要するものを、今度は一万円

以上は申告を要することにいたしておけないことであると思いますが、なるべくそういうふうに簡略にして租税の把握をする、こういう線をますます強調せしめられたいと希望いたします。

次に申し上げたいと思いますことは、源泉徴収に対しまして、年末調整といふものをするのですが、これがなかなかあらんどうであるということを世間で言つておるのであります。これを何とか簡略にする方法があるかないかということが一問。

第二問は、俸給、給與に対しまして、年末においてそなしたような源泉徴収分を納税者、いわゆる支拂う人がとつておいて拂うべきものと思つておりますが、これがなかなか円滑に行つてない面もあると思いますが、それに対して政府はどうお考えになつておりますか。

○平田政府委員 年末調整といふのは、非常に税の負担を公平化するための不可欠な制度でございまして、やはりこの制度を廃止しますと、非常に所得税の負担が不公平になると存じます。ただ年末調整します場合におきまして、追徴する税額なり課付する税額がなるべく少いようにしたい、こういう考え方からいたしまして、従来は賞與の場合は一率二割天引いたしまして、累進税率等による負担の差異を源

泉の際には設けないので置いたのであります。が、その結果、賞與を高く出しておりました会社などには、年末に相当多額の追徴税が行つて、納税者も困るし会社の方も困るという場合が出て参りましたので、今回の改正におきましては、賞與をもらいました前月の給與に賞與の額を頭に乗っかけまして、その適用を受ける税率で賞與に対する税額を算定する、そうして賞與に対する税額を徴収いたしておきますと、あとで追徴しなくちやならぬという場合が少くなりりますので、さような制度に今回変更することにいたしております。

るということは、やはり不公平の起
ゆえんでありますて、そこまで行くの
は行き過ぎではなかろうか、かように
考へておるのであります。

○三宅(則)委員 関連しまして、これ
はちよつと議員さんに関係あることで
ありまするが、費用弁償というのと歳
費は大体似たように考へられておりま
すが、費用弁償の方は無税にいたしま
して、滞在費の方も無税にする。こう
いう線だらうと思つておりますが、
これについて御説明願いたいと思いま
す。

○平田政府委員 税法で費用弁償とい
う言葉を使つておりますのは、前に府
県議員の歳費を費用弁償という名前
で実は出していたのであります。それ
をさして費用弁償という言葉を使つて
いましたが、最近はそういう言葉がな
くなりましたので、改正案では削除す
ることにいたしております。議員の歳
費は、当然これは普通の所得として課
税することにいたしております。それ
から府県等の費用弁償も当然歳費と同
じでござりますから、従来は課税する
ことにいたしていでのござります。

名前がなくなりましたから削つただけ
でございまして、これも大体歳費と同
じように課税することにいたしており
ます。たた旅費はこの反面非課税にい
たしております。旅費の範囲の解釈が
なかなか問題があるのでござりまする
が、現実一定の会社なりあるいは勤務
先の必要から、一定の旅行等をいたし
まして、それに対しても現実に実際の費
用がかかる。そういう実費弁償的なも
のは、従つて非課税にすることにいたし
ておるわけでござります。従いまし

てこれは旅費と見るか見ないかという
ことによつて判定がつく、かように考
えるのであります。

○竹村委員 私、委員長からひとつ
皆さんにお詰り願いたいと思うのでござ
りますが、去る一日の極東委員会に
おいて、イギリス代表から、日本の旧
財閥は解体されましたが、また新しい
財閥として八大銀行が金融業務をつか
さどつておるというようなことを聞か
されておるのでございますが、これに
対しましてはその實體のほどをやはり
一應われ／＼はわれ／＼独自の立場

におきまして、大蔵委員会においてこ
れを国政調査の面でお取上げ願つて、
そうしてこういう事業の有無を——大
蔵大臣はそういうことはないと言つて
おられますけれども、議会は議会とし
ての建前から、ましてこの大蔵委員会
としては重要な問題でありますので、
理事会が何かお聞き願つて、國政調査
の面でお取上げくださらんことをお願
いいたします。

○川野委員長 あとで理事会を開きま
して御相談申し上げることにいたしま
す。

それでは本日はこの程度にいたしま
して散会いたしたいと思いますが、御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○川野委員長 御異議がないようでござ
いますので、本日はこれで散会いた
します。

午後三時二十八分散会

昭和二十五年三月三十日印刷

昭和二十五年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷序